

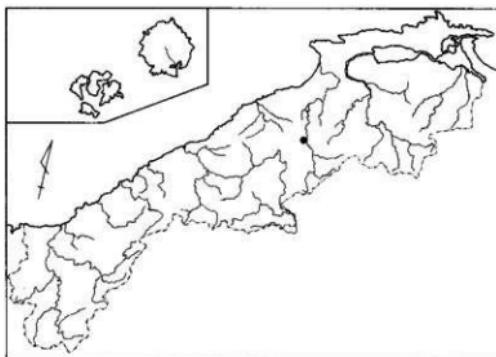
心津見ダム建設予定地内  
埋蔵文化財調査報告書3

# 門 遺 跡

文8年3月

島根県教育委員会

志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書3



門遺跡位置図

1996年3月

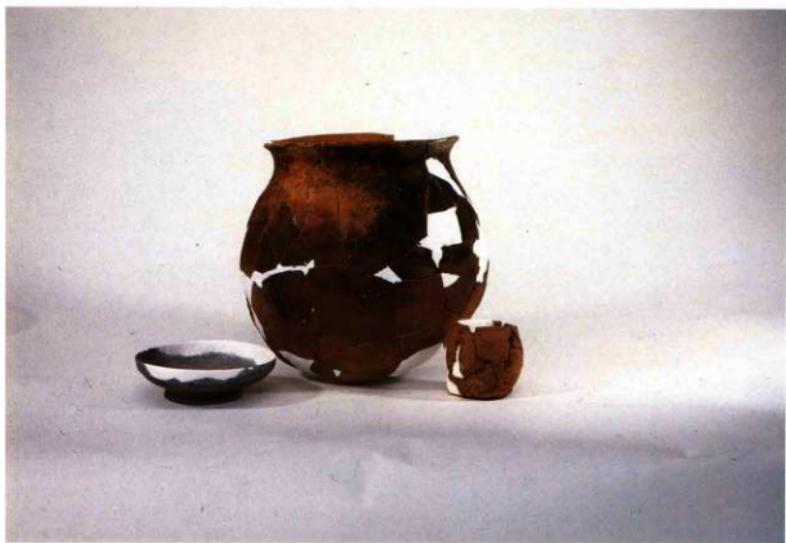
島根県教育委員会



① 門遺跡遠影（手前は神戸川）



② 門遺跡出土縄文土器



③ SI-08出土遺物



④ SI-12出土遺物



⑤ SI-20出土遺物



⑥ SI-24出土遺物



⑦ SI-27出土遺物



⑥ SI-38出土遺物

## はじめに

島根県教育委員会は建設省中国地方建設局の委託を受け、飯石郡頓原町に計画された志津見ダム建設予定地内の発掘調査を実施しております。

この報告書は、これまでおこなった民俗調査や、森遺跡、板屋Ⅰ・Ⅱ遺跡、森脇山城跡、阿丹谷社堂跡の発掘調査に続いて、平成4・5年度に実施した門遺跡の調査結果を取りまとめたものです。

遺跡は縄文時代の墓地、弥生時代と奈良時代の集落跡、中世の製鉄炉などが発見され、中国山地の原始～中世にかけての歴史が具体的に浮かび上がってきました。

本書が、学術資料としてばかりでなく、広く一般の埋蔵文化財に対するご理解に多少なりとも役に立てば幸いです。

平成8年3月

島根県教育委員会

教育長 清原茂治

## 例　　言

1. 本書は島根県教育委員会が建設省中国地方建設局の委託を受けて平成4・5年度に実施した志津見ダム建設予定地内にある門遺跡の発掘調査報告書である。
2. 事務局は島根県教育委員会におき、発掘調査は島根県埋蔵文化財調査センターが行った。
3. 発掘調査には次の方々や関係機関から指導、助言、ご協力をいただいた。（順不同・敬称略）  
穴澤義功、大沢正巳、大橋康二、春成秀爾、白石太一郎、深澤芳樹、田中義昭、山中敏史、館野和己、上谷昌巳、五明田福一、中村唯史、渡辺　誠、頓原町教育委員会、佐田町教育委員会、
4. 遺跡の年代を推定する方法の一つとして、熱残留磁気測定法を用い、伊藤晴明（島根職業能力開発短期大学校学長）、時枝克安（島根大学理学部教授）の両先生にお願いし、分析結果についてレポートをいただいた。
5. 発掘調査には調査員として、島根県埋蔵文化財調査センター職員の内田律雄、宮本正保、木村直人、大野俊治、田中鈴亮、山崎順子があたった。
6. 調査に至る経緯、及び、歴史的環境については、既に志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書1、及び2において記されているので本書では省略した。
7. 本報告書の作成にあたって、金坂恵美子、馬庭志津子、多久和文子、長谷川弘子、大森知子、奥原由紀子の協力を得た。
8. 本報告書の編集と執筆は、上記の調査指導者や調査員の助言と指導を得ながら内田律雄がおこなった。
9. 本報告書の他に、門遺跡調査の映像記録を作成し、島根県埋蔵文化財調査センターで保管している。

## 目 次

I. 志津見ダム建設予定地内の遺跡.....	1
II. 調査の概要.....	3
1. 壁穴建物跡.....	7
2. 掘立柱建物跡.....	64
3. 溝状遺構.....	75
4. 周溝墓.....	78
5. 土坑.....	80
6. 古墳.....	96
7. 遺構にともなわない遺物.....	98
8. 製鉄関係遺構 .....	102
III. 自然科学的調査 .....	113
1. 放射性炭素測定 .....	113
2. 門遺跡の地磁気年代測定 .....	114
IV. まとめにかえて .....	121
V. 写真図版	



## I 志津見ダム建設予定地内の遺跡と飯石郡

「神門川 源は飯石郡の琴引山より出て、北に流れ、即ち來嶋・波多・須佐の三つの郷を経て、神門郡の餘戸の里の門立の村に出て、即ち神戸・朝山・古志等の郷を経て、西に流れて水海に入る。則ち、年魚・鮭・麻煩・伊具比あり。」

これは、天平5年(733)に編纂された『出雲国風土記』神門郡神門川の条である。そこには、中国山地の琴引山に源を持つ「神門川=現在の神戸川」が飯石郡、神門郡の各郷をつらぬいて「水海=現在の神西湖」に注ぐ様子が記されてある。神門川は神門郡内での名称であるが、その上流では別名で呼ばれていた。すなわち、「出雲国風土記」飯石郡須佐川条には、

「須佐川 源は(飯石)郡家の正南六十八里なる琴引山より出て、北に流れて、來嶋・波多・須佐等の三つの郷を経て、神門の郡門立の村に入る。此は謂はゆる神門川の上なり年魚あり。」

とあって、神門川上流部の飯石郡内では須佐川と呼ばれていたことがわかる。さらに飯石郡条には、「磐鉢川 源は(飯石)郡家の西南のかた七十里なる箭山より出で、北に流れて、須佐川に入る。年魚あり。」

「波多の小川 源は(飯石)郡家の西南のかた廿四里な志許斐山より出で、北に流れて、須佐川に入る。鐵あり。」

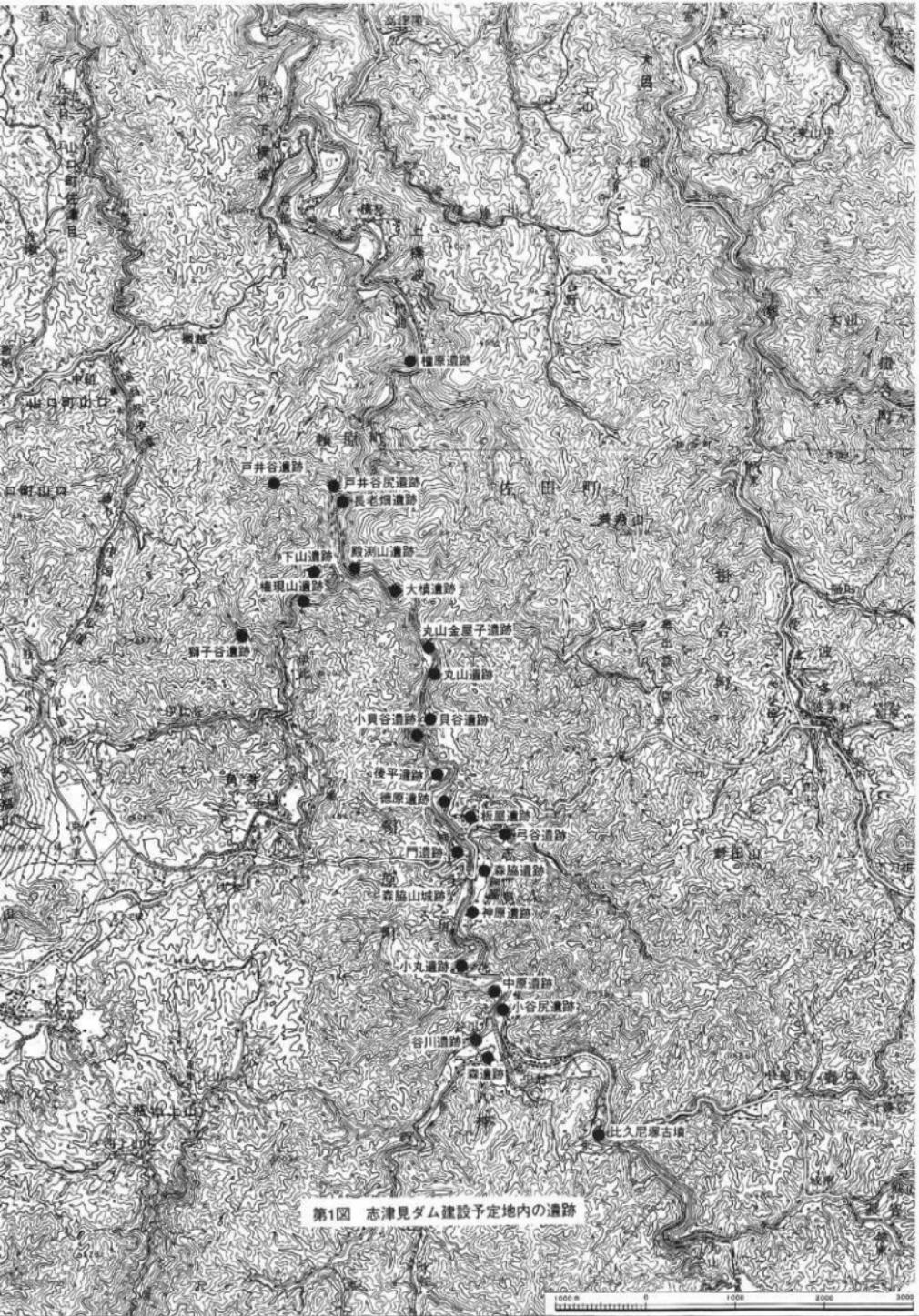
とあり、この二つの川は須佐川に注いでいた。このように、神戸川は『出雲国風土記』は神門郡内では「神門川」、上流部の飯石郡内においては「須佐川」といい、須佐川には「磐鉢川」と「波多の小川」の二つの支流からなっていることを記している。神戸川は数多くの支流が注いでいるが、『出雲国風土記』が特に「須佐川」、「磐鉢川」、「波多の小川」を掲げているのは、それらの流域に集落が発達していたからであろう。さらに、風土記は

「波多徑・須佐徑・志都美徑 以上の徑は常に刻なし。但、政ある時に當りて權に置くのみ。並びに備後の國に通る。」

として、川に沿うて「徑」があったことを記している。それは「まつごと政」という特殊事情もあろうが、それぞれの集落間を結び、さらに隣国にも通ずる民衆の生活道路でもあった。

『出雲国風土記』の記す、「須佐川」に沿う「志都美徑」を見下ろす河岸段丘上には図1に示したように数多くの遺跡が存在する。例えば、森遺跡では縄文時代から奈良時代にかけての集落跡が、榎原遺跡では近世の高殿鉢の下部構造が発掘されている。

これから報告するように、門遺跡のある飯石郡頓原町志津見の志津見地区は「志都美徑」の遺跡と考えられている。この河岸段丘上にも縄文時代から人々の生活がはじまり、奈良時代に至っては出雲国飯石郡波多郷を構成する一集落となっていた。



第1図 志津見ダム建設予定地内の遺跡

## II 調査の概要

検出した遺構は、ほぼ調査区の全面に、竪穴建物跡、掘建柱建物跡、土坑、横穴式石室2、溝状遺構、製鉄炉、鍛冶炉等である。門遺跡のある河岸段丘は三瓶山（1126m）の噴火によって堆積した火山灰層からなっている。門遺跡では、この火山灰層の上に遺構が検出された。その遺構・遺物の中で縄文時代後期をさかのほらものはみられない。三瓶山が最後の噴火活動をしたのは約3600年前、縄文時代中期のこととされるので、検出した遺構・遺物の年代と地質学的成果とは矛盾しない。

縄文時代後・晚期の遺構は、調査区の東南隅に検出された径約6メートルの円形周溝墓と、その北側の土坑群である。円形周溝墓は後世の開発によりかなりの部分が壊された状態であったが、幅約50センチの周溝と自然石による貼り石に囲まれた長さ2.2メートルの中心主体部と長さ0.8メートルの副主体部を検出した。これらの周溝墓・土坑群は調査区の東南隅にまとめて発見され、墓域を形成していた。

縄文時代の遺物は、後・晚期の土器の他、県内では類例の稀な土偶や、サヌカイト製スクレイバー、石鎌、磨製・打製石斧、石錐、石棒等が出土した。

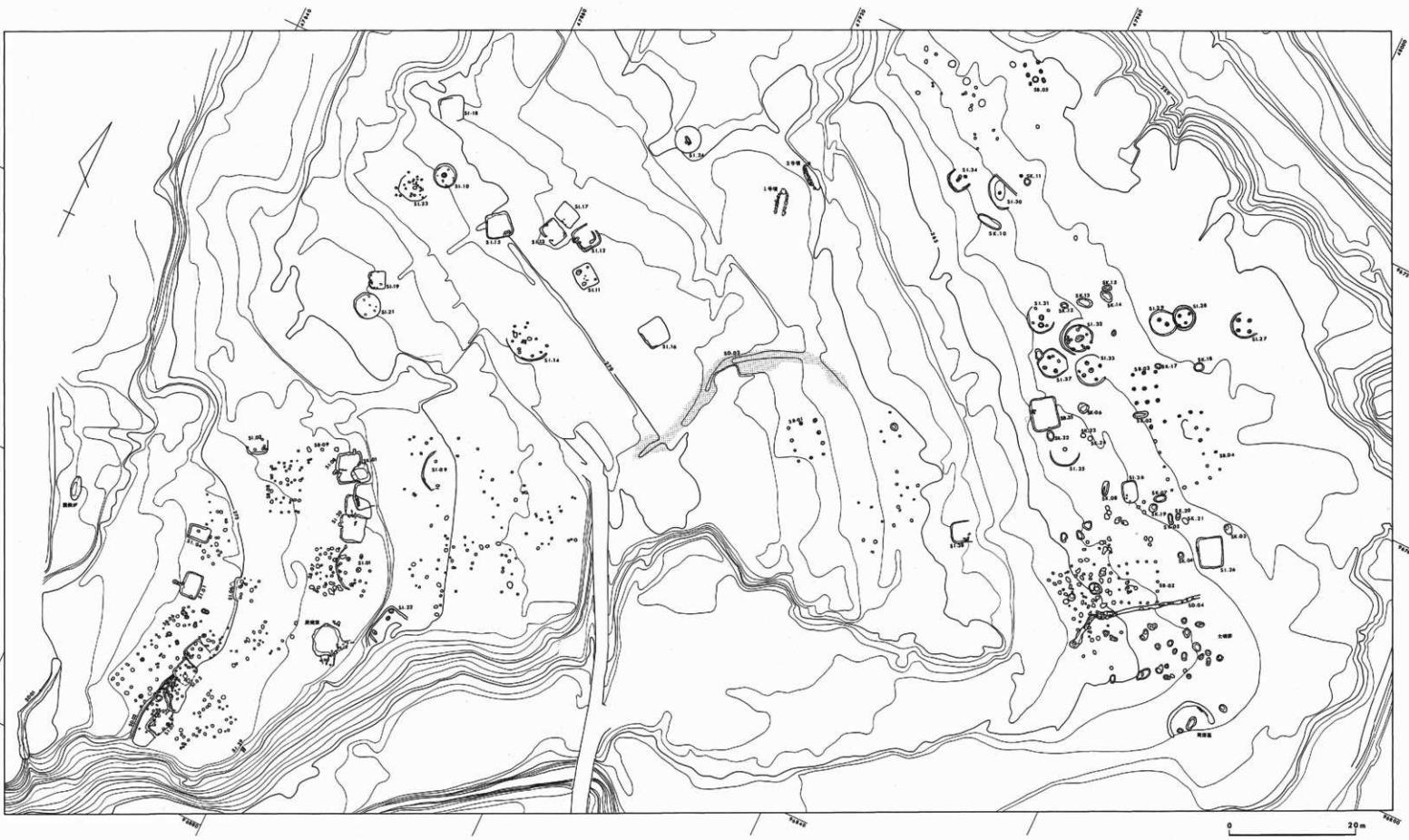
弥生時代の遺構の中心は竪穴建物跡である。合計16棟を確認した。時期は中期～後期で多くは平面プランが円形であったが、SI 04のように長方形のもの、SI 01のように多角形のものもある。円形プランのものは中央に炉と考えられるピットと、それを囲むように四つの柱穴、プランに沿うた周溝からなっているが、中にはSI 29の二穴やSI 28の三穴のものもある。また、SI 25では住居として使用されなくなった後に小児用と思われる土器棺を置いて、墓地とした例もあり、SI 09では比較的硬い泥岩を利用して石鎌が作られていたことが判明した。この時期には縄文時代の土坑とは別に不整形な土坑が若干存在するがその性格は不明である。さらに、調査区の東北隅には神戸川を見下ろす位置にこの時期の1×2間の掘建柱建物跡(SB 05)を検出した。倉庫と考えられる。遺物は弥生土器の他、石皿様石器、叩き石、石鎌、若干の鉄器等があり、SI 32の中央ピットからは炭化したオニグルミの殻が出上した。また、遺構には伴わないが、県内では初見の流水紋を描いた壺、大型の磨製石鎌がある。

門遺跡では弥生時代後期の後、古墳時代の前期～後期の遺構・遺物は発見されていない。耕地として利用されていたかもしれないが、調査の範囲内では確認できなかった。

門遺跡のある河岸段丘に人の手が再び加わるのは古墳時代終末期になってからである。調査区の中央あたりに、七世紀代の古墳の石室2基と、それとほぼ同時期にはじまり、平安時代頃まで続いた集落の竪穴建物跡19棟を検出した。竪穴建物跡は長方形で壁の一側面に石と粘土で構築した窓をもつものである。この中のSI 03には長い煙道がみられる。この時期の竪穴建物跡は柱穴が検出されないものがほとんどであり、建物の壁が泥壁であった可能性を示している。さらにこの時期の竪穴建物跡の中には、弥生時代と同様に石皿様石器や叩き石をもつものがある。現在でも中国地方山間部はトチモ

チやドングリモチを食する地域であり、そうしたことと関係するのであろう。これを裏付けるようにSI 02では炭化したドングリが出土している。一方、この時期の竪穴建物跡の中のいくつかからは相当量の鍛造剥片や鍛冶炉壁、滓、鉄塊、鉄の切り屑等が検出された。多くは竪穴建物廃止後の流入と考えられたが、極付近で鍛冶が行われていたことが指定された。このうち、SI 20 bは鍛冶工房の可能性が高く、竪穴建物跡の中において鍛冶が行われていたようである。鉄製品は鉄錠や鎌の他に、これまで三屋町松本1号墳でしか知られていなかった縫針が出土した。

門遺跡のある河岸段丘は中世以降に至ると製鉄炉や鍛冶炉が営まれた。それらは調査区の西端にまとまって互いに複合しながら検出された。1号炉はいわゆる高殿鉢以前の製鉄炉で、単純な地下構造をもつ。周辺には破壊された1号炉の炉壁の散乱がみられた。この1号炉の地下構造の中から14~15世紀の中国製青磁片が出土し、年代を推定するのに有力な手がかりとなった。2号炉は製鉄炉とも鍛冶炉とも判断のつきかねる炉で、1号炉に接して存在した。また、1号炉の地下構造を取り除くと3~5号炉の鍛冶炉が現われた。これらの製鉄・鍛冶関係遺構に関係する遺構として調査区の南西隅にSI 22と炭窯跡、住居跡と考えられるSI 07があった。また、SD 01・02・03はこれらと同時期の溝状遺構である。遺物には鉄滓や鉄塊、中国製青磁、李朝系青磁、唐津系陶器等がある。



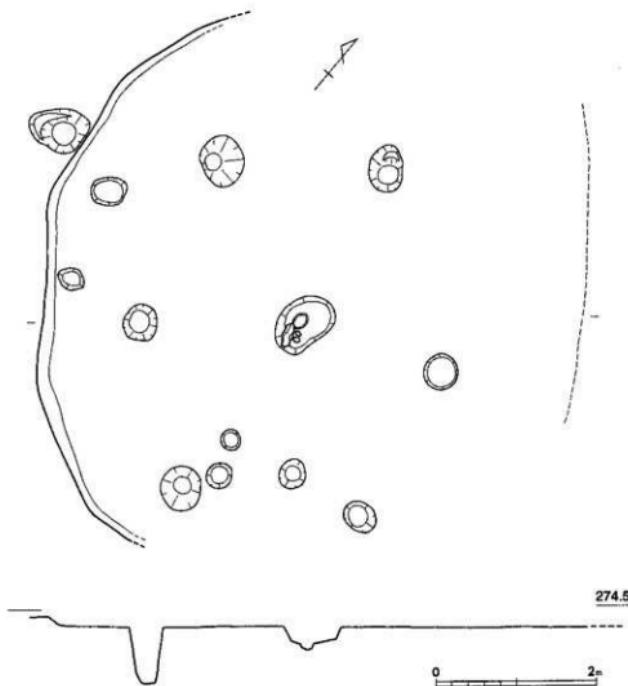
第2図 門遺跡・遺構配置図

## 1. 積穴建物跡

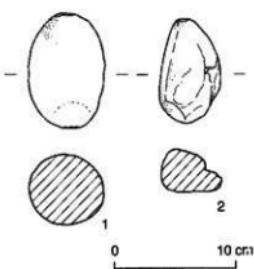
### 【1】 SI 01

調査区の南西寄りに検出された積穴建物跡で、覆土は良好に残っているところでもわずか10センチほどであった。壁は西側を除いて全て後世に削平されていた（第3図）。

中央に90×60センチ、深さ20センチの炉と考えられる楕円形の中央ピットがあり、周囲に六ヶ所の柱穴がある。柱穴は径40~60センチ、深さ70~80センチのしっかりしたものである。各柱穴は約2.1メートルの間隔がある。これらの柱穴以外にも建物内部に五ヶ所、外に一ヶ所の柱穴状のピットを検出したが時期の異なる遺構が複合しているものと判断される。比較的残存状態の良好な建物の西側壁面は、平面が円を描かずに四ヶ所の角をもっているので、おそらく多角形プランの建物であったと考えられる。壁に沿うた溝はみられなかった。復元すれば、径約6.0メートルとなる。



第3図 SI-01 対測図



第4図 SI-01遺物実測図  
ルを測る。柱穴状のピットが五穴検出されたが、屋根を支える柱の穴としては、いずれも30センチ以内の深さしかなく疑わしい。

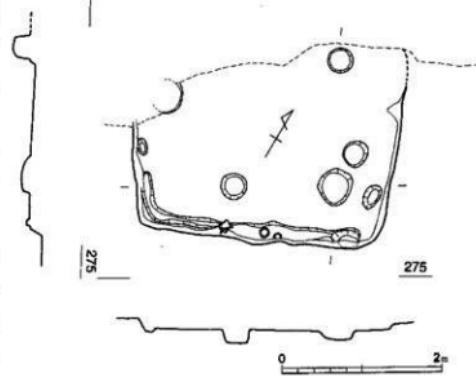
周溝は建物南側壁面に沿うて南側から西側にかけて部分的に幅20.0センチ、深さ5.0センチで残っている。

遺物は主として周溝内より出土した(第6図)。1、2は土師器窓で外面はハケメ調整、内面頸部下方は横や縦方向にヘラ削りを施す。3は瓶の取手であろう。4は7~8世紀の須恵器の高环

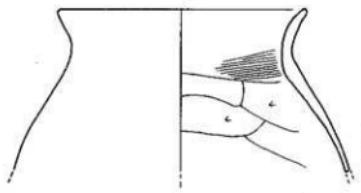
遺物はほとんど残っていなかったが、遺構の周辺から流水紋土器(第126図)を含めて、弥生時代中期の土器片が出土している。また、中央ピットからは叩き石と考えられる二個の自然石が出土した(第4図)。第4図1は $9.4 \times 6.4 \times 5.6$ センチで453.17グラム、2は $8.4 \times 5.0 \times 3.4$ センチで182.13グラムを量る。

#### [2] SI-02

調査区の西よりに検出された平面が方形の建物跡(第5図)。北側約三分の一を失っている。残っていた覆土は20センチほどで遺物は少ない。竈は見られないので建物の失われた北側、もしくは、西側にあったと思われる。残存部は3.1×2.5メート



第5図 SI-02実測図



第6図 SI-02遺物実測図

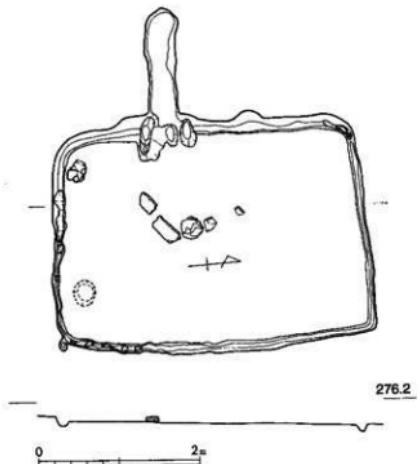
である。5は叩き石349.92グラムを量る。6は炭化したドングリである。

### 【3】 SI-03

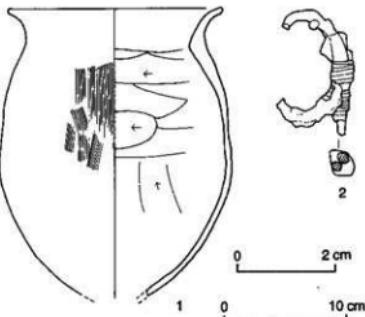
調査区の西側に検出した平面が $3.9 \times 2.8$ メートルの方形の建物である(第7図)。覆土はほとんどなかったが土師器甕と錐針状の鉄製品(0.91グラム)が出土した(第8図)。周溝は壁面下に幅10.0センチで廻っている。甕は西壁に設けられているが構築材の石は抜き取られ、建物の中に散乱していた。他の建物に比較して甕に伴う煙道が長く、長さ1.3メートル、幅34.0センチある。平安時代頃の時期の建物跡と考えられる。

### 【4】 SI-04

SI-03の北側約2.5メートルの位置に検出され

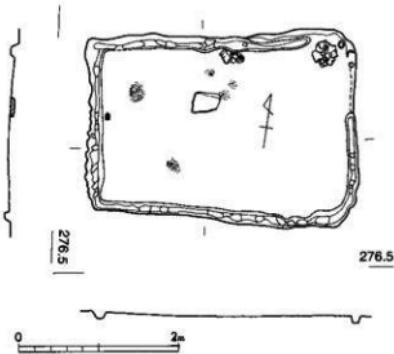


第7図 SI-03実測図

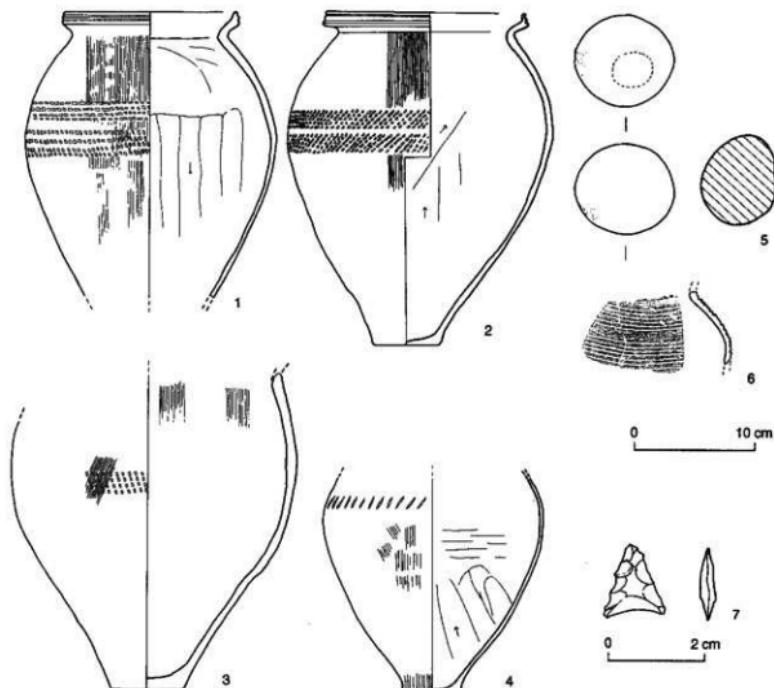


第8図 SI-03遺物実測図

た $3.15 \times 2.4$ メートルの平面長方形の建物跡(第9図)。壁面に沿うて周溝が廻るが、北東隅で切れているので、出入口かも知れない。周溝内には浅い小ビットが多数見られた。中央に $35 \times 25$ センチ、厚さ10センチ、重量15.82キログラムの石皿様石器(図版80)が置かれ、その周辺に径20~40センチほどの焼土面が五ヶ所あった。わずかに残った覆土から弥生時代後期の土師器甕4、壺1、自然石を利用した叩き石1(514.06グラム)、安山岩製の小型の石錐1(0.43グラム)



第9図 SI-04実測図



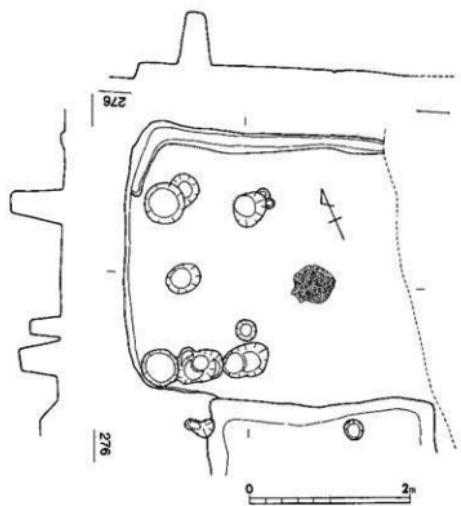
第10図 SI-04遺物実測図

が出土した（第10図）。完形に復元される第10図2は器高27.6センチ、口径16.0センチ、口縁部は若干内傾し、2~3条の沈線が回る。口径より肩部径が大きく、器高中央より上に最大径があり、底部は平底であるが、底部にむかいすぼまる、やや不安定な器形である。同部には二重の櫛状工具による刺突紋様がある。外面は綫方向にハケメ調整、内面は肩部より上はナデ調整、その下方はヘラ削りを施す。他の1、3、4もほぼ同様な窓型土器である。いずれも外面には煤が付着している。石錐は長さ1.5センチ、幅1.3センチの打製。叩き石の一部には使用痕がみとめられる。

弥生時代の建物としては中央ピットや柱穴がなく、長方形である点がめずらしく、焼土面を重視すると、例えば鍛冶工房のような集落内で特別な建物であった可能性が考えられる。また、壁も泥壁と考えたい。

#### 【5】SI 05

SI 03の南側約6メートル位置にある建物跡（第11図）。建物の東側及び南側を失っており、残存していたのは北側と西側の辺で、 $3.2 \times 3.2$  メートルである。全体の約三分の二にあたる。北側壁面に沿うて周溝が残り、柱穴は径30~40センチ、深さ50~60センチのものを二穴確認した。建物内には他に数個所の柱穴状遺構があるが、別の遺構と複合していると考えられる。建物中央には径50~60



第11図 SI-05実測図

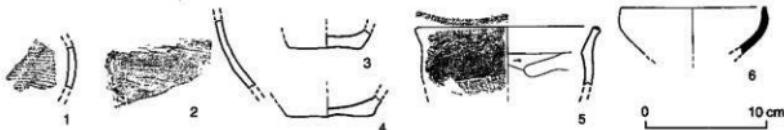
センチの不正形な焼土面がみられた。

遺物は縄文土器、土師器、須恵器等がある(第12図)。1~4は縄文時代後・晩期の変型土器の胴部や底部である。

1は外面に縄文、2は内外面とも条痕調整がみられる。5は口径15センチの小型の土師器の蓋で、口唇部と胴部にヘラによる沈線紋を施す。内面はヘラ削りである。6は口径12センチの奈良時代ごろの須恵器の壊である。建物の年代は土師器、須恵器の示す年代であろう。

#### 【6】SI-06

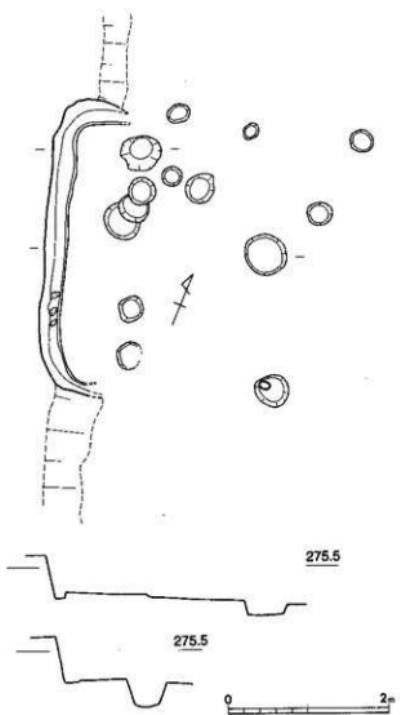
SI-03の東約5.0メートルの位置に検出された建物跡(第13図)。水田造成によって削平され、建物の西側一辺が



第12図 SI-05遺物実測図

わずかに約1メートルの幅をもって残存していた。その長さは3.5メートルあり、比較的小規模な方形のプランの建物であったと思われる。壁面に沿うて幅20センチの周溝がある。壁は高さ60センチを残していたが、この種の建物は元来はさらに数十センチ高い壁面であったと想像される。床面にあたるところには柱穴状のピットが十数穴検出されたが、柱穴としては浅く、規則性がないので建物に伴うものであるのか不明である。周辺の遺構と複合していると思われる。

遺物には須恵器、土師器、鉄器等がある(第14図)。1は推定口径14.5センチで、内面に返しのない須恵器蓋である。天井部は失われ、摘みを除いた器高は2.5センチである。2は口径13.0センチ、器高3.7センチの無高台の須恵器壊。3は推定口径が14.0センチの内外面朱塗の土師器である。4は口径22.5センチの土師器壊の口縁部、内面は頸部より下をヘラ削りをする。5は口径18.0センチの土師器の壊、もしくは壠の口縁部。6は壠の胴部である。取手が失われている。7は口縁部を欠くが、平底の小型のコップ状の土師器である。8は鉄族の一部と考えられる。長さは現存で13.0センチある。重量は7.75グラムを量る。

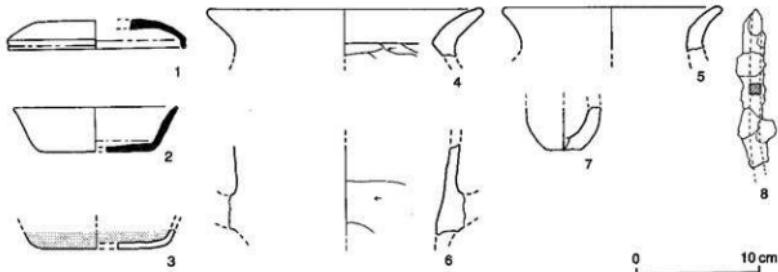


第13図 SI-06実測図

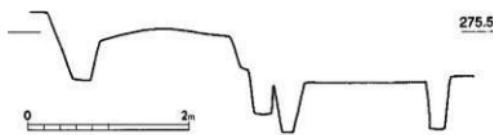
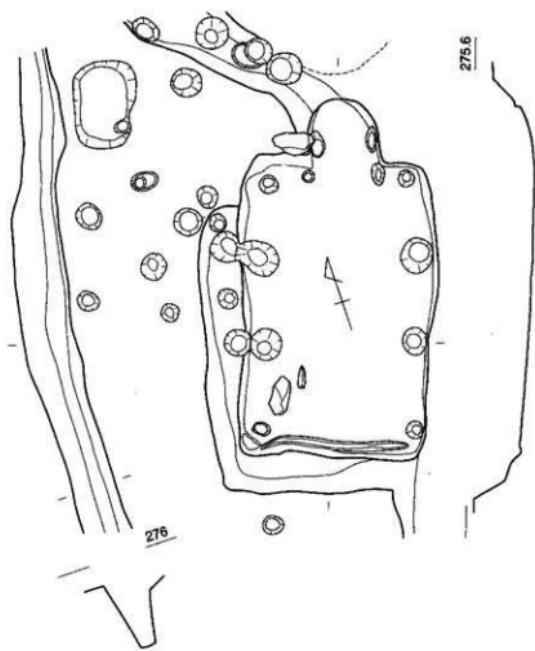
これらの遺物は7~8世紀のものしか出土していない、建物の年代を示していると思われる。

【7】SI-07

SI 05の南西側、約6メートルの位置にある建物跡(第15図)。床は2.20~3.60メートルで南北に長い。南側の壁下に幅10センチ、深さ5センチの溝がある。柱穴は東西に一間、南北に三間で合計8穴で壁面に沿うて配置されている。中央よりの二対が径30~60センチ、深さ60~70センチと大きく、他の建物の四隅にある4穴は、径20センチとやや小さい。北側の壁面に幅90センチ、奥行き80センチの竈の煙道と思われる遺構がある。また、竈の構築材を抜いた孔と考えられる不整形な浅いピットが四ヵ所ある。この付近と建物内部の南西隅に竈の構築材とみられる長さ50センチ、幅20~30センチほどの削石が散乱していた。壁面は最も良好に残っている西側と南側で



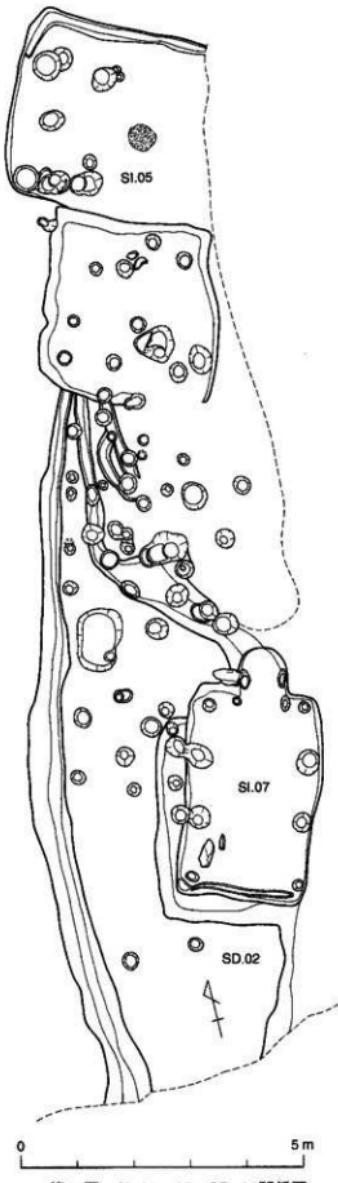
第14図 SI-06遺物実測図



第15図 SI-07実測図



第16図 SI-07遺物実測図



第17図 SI-05、07、SD-02関係図

50センチを測る。東側は削平されており10~20センチを残す。西側と南側の壁面の高さはこの建物本来のものと判断される。

このSI-05の西側に、SI-05に切られるかたちで別の建物の一部が検出された。西側から南側にかけて床面の一部と壁面が残る。ほぼ同形態で、同規模の建物であったと判断される。床面はSI-05より15センチほど高い。立替えが行われたと考えられる。

遺物はSI-05の覆土の中から、中国製青磁碗片が一片のみ出土した(第16図)。覆土は耕作土にちかい茶褐色土の単純層で、他に遺物は全くなく年代を推定するに不安もあるけれども、一応、この青磁碗片の年代である15世紀を前後する時期としておきたい。口縁部外面に雷紋があり、復元した口径は13.5センチである。

このSI-05の西側約1.5メートルに後述するように南北にはしる溝(SD-02)が検出された。溝からは縄文土器、須恵器の他、SI-05出土中国製青磁碗と同様な資料が出士しているので(第103図4)建物とのなんらかの関係があったと考えられる(第17図)。

#### [8] SI-08

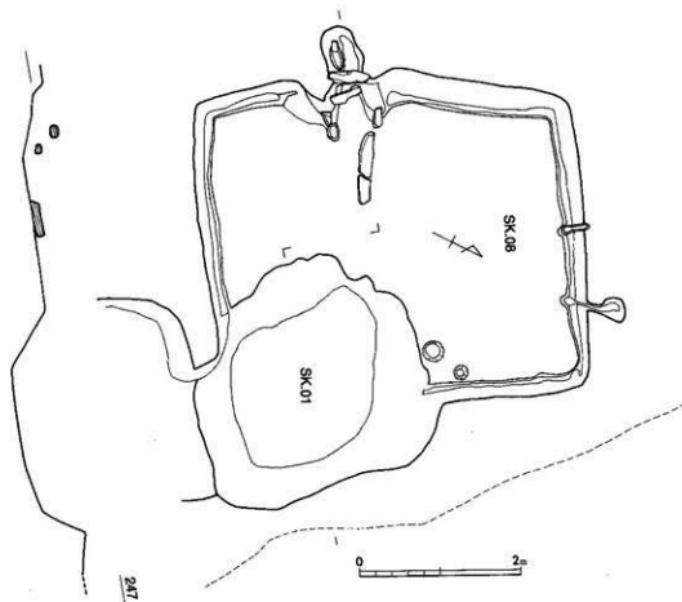
調査区の中央から西へ60メートル、標高約274メートルコンターの位置に検出した建物跡(第18図)。4.8×4.0メートルの長方形プランで、北西から南東に長軸を向いている。建物の南東隅は中世頃と考えられる土坑(SK-01)のため失われている。壁はSK-01に切られている部分を除き、周囲に

40センチを残す。竈は西側壁面の中央よりやや南に寄った位置に構築されている。竈は幅60センチで割石と粘土で構築されている。左右の袖の中と、天井部に架橋した割石の構築材が残る。また、竈の前面には構築材の一部の散乱がみられる。煙道は60センチを残している。壁面に沿うて幅10~20センチ、深さ5センチの周溝が廻る。精査したが床面には柱穴は検出できなかった。

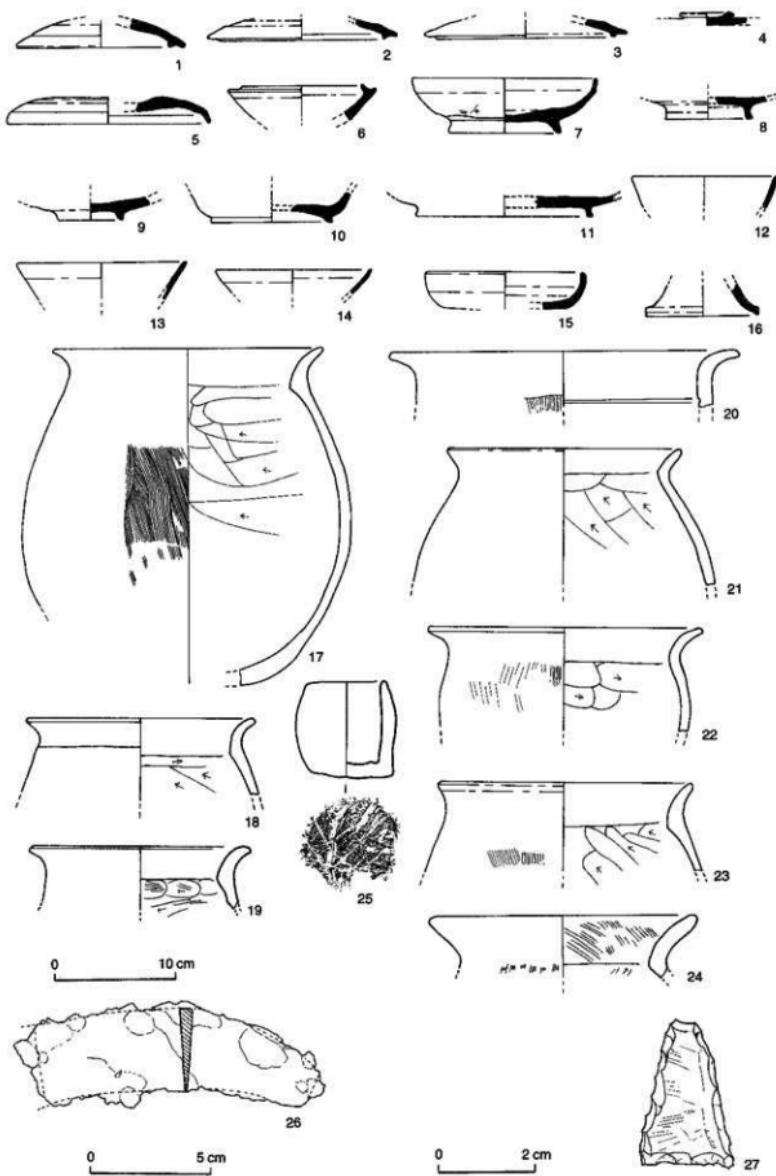
遺物には須恵器、土師器、鉄器、石器等がある（第19図）。1~16は須恵器で、坏蓋（1~6）には返りのあるものと、ないものがあ。蓋で構成が判明しているのは4の環状ものである。坏（7~15）は高台付と無高台があるが、外面底部に糸切り跡を残すものが多い。16は高坏である。17~24は壺形の土師器である。17は器高28センチ、口径22センチでほぼ全体が知られる。18~24は口縁部の破片である。25は器高7.8センチ、口径6.5センチの小型の手捏土器で外面底部には木葉痕が全体に残る。須恵器は7世紀後半~8世紀のもので建物もそのころの時期と考えられる。

26は鉄製の曲刀鎌。長さ11.5センチ、幅3センチで、重量は62.43グラムを量る。27は長さ2.9センチ、最大幅1.9センチの石鋤である。泥石製で、打ち欠いて成形下後に両面を磨いている。重量は1.88グラムを量る。

その他、覆土中から鉄塊や製塙土器の小破片が出土した。



第18図 SI-08、SK-01実測図



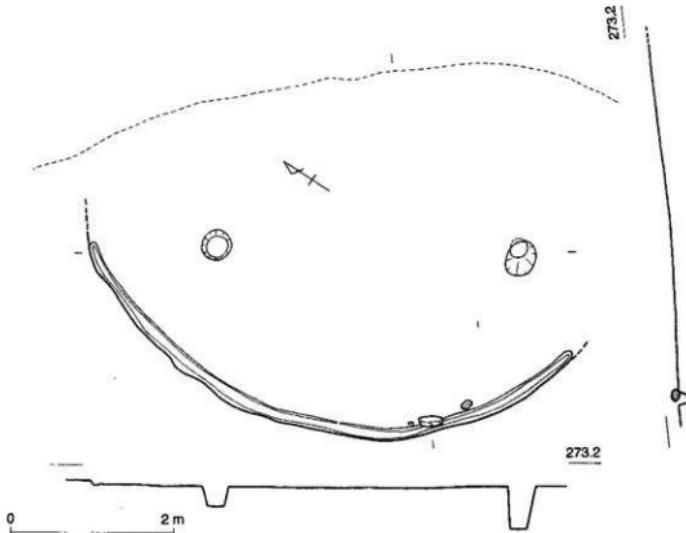
第19図 SI-06遺物実測図

【9】 SI 09

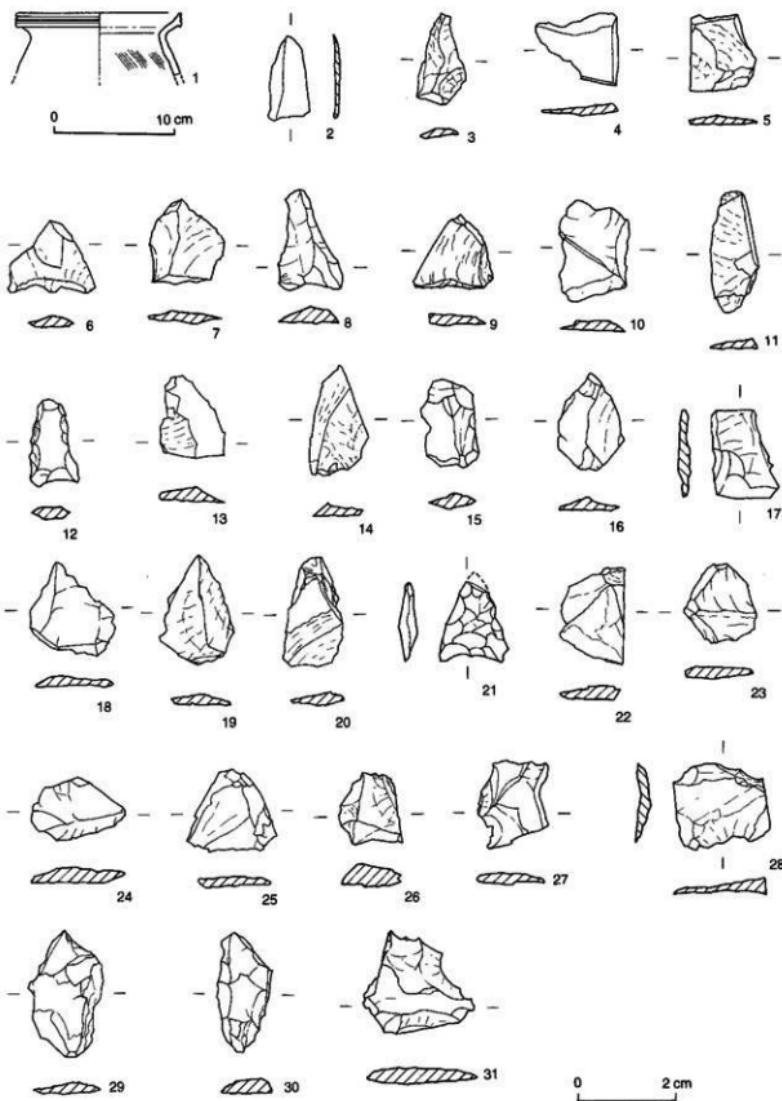
調査区の中央よりやや西よりに検出された弥生時代の建物跡（第20図）。建物の東側は失われており、全体の約三分の一が残っていた。復元すれば直径6.5メートルほどの円形の建物となろう。多くの部分が削平されており、壁面はわずか5センチほど残り、幅10~20センチの周溝がある。柱穴は径約40センチ、深さ30~50センチの二穴を検出した。

遺物は周溝内より、弥生土器破片1点と多量の石の剥片が出土した（第21・22図）。1は口径13.8センチに復元される甕形土器で内面にハケ凹調整痕がみられ、口縁部に三條の沈線を施す。弥生時代中期後半と考えられる。

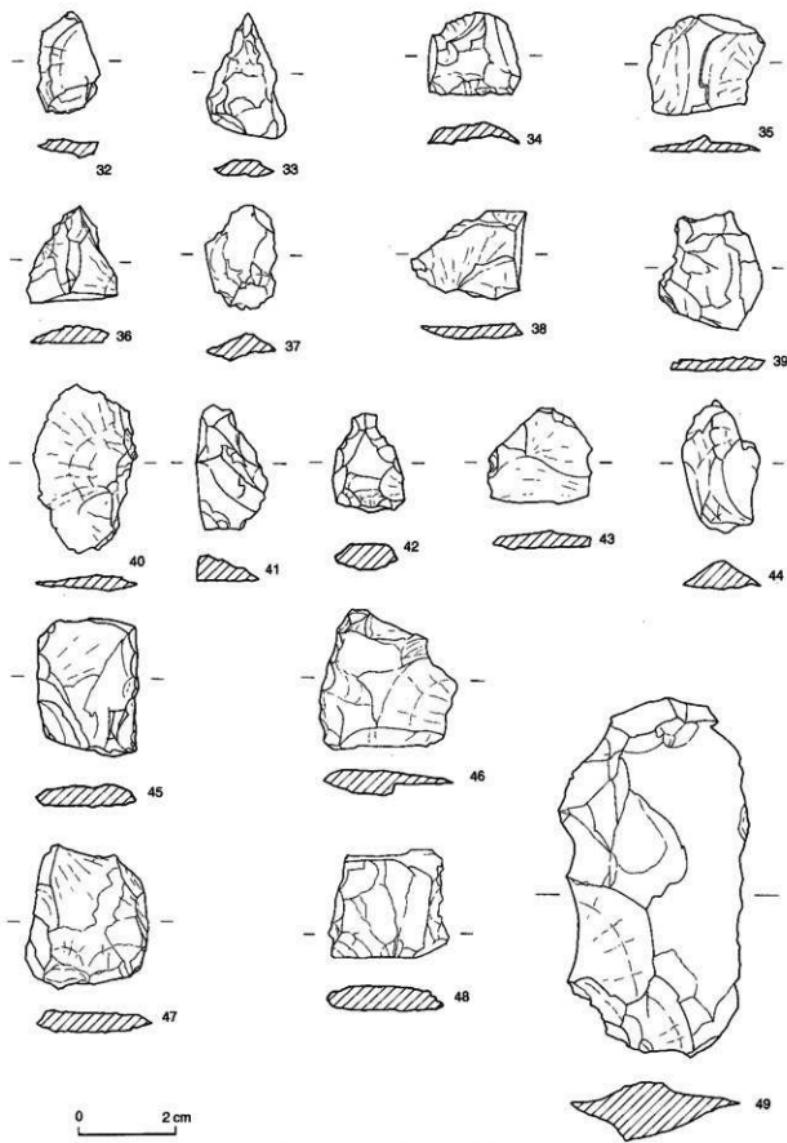
2~49は多量に出土した剥片の中から任意に選んだ資料である。これらの重量をみると、1グラム以下(2~27)、2グラム以下(28~44)、4グラム以下(45~48)、それ以上(49)に大別できる（第23図）。このうち、8、12、21は石鎚の完形品で、いずれも1グラム以下に属している。2グラム以下のグループの中で、33、36、42は石鎚の整形加工途中のものである。4グラム以下のグループの45~48は加工痕が認められ、成形途中のものである。49は原石か、あるいは別の石器の加工途中のものであろう。このようにみると、これらの剥片群が石鎚作りのものであると知られるが、4グラム以下のグループの



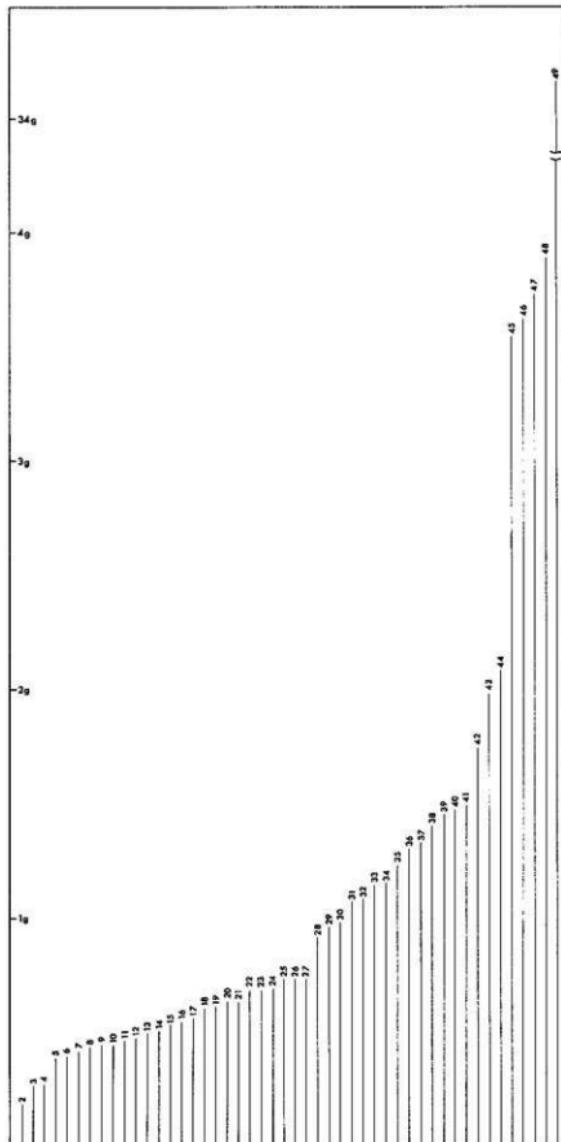
第20図 SI-09実測図



第21図 SI-09遺物実測図（1）



第22図 SI-09遺物実測図(2)



第23図 剥片重量計測値

45・46・47・48の4点、2グラム以下のグループの33・36・42の3点、1グラム以下の8・12・21の3点以外は石鐵作成には不向きな剥片であり、加工途中で生じた剥片と考えられる。石材は泥岩が火山活動等で熱を受け硬くなったホルンヘルスとのご教示を中村唯史氏より受けた。おそらく三瓶山周辺に産地を求めていたと思われる。門遺跡では隱岐島産の黒曜石は弥生時代には使用されていない。

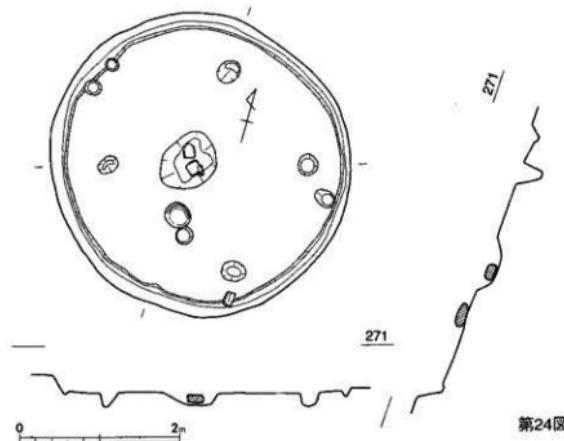
#### 【10】SI 10

SI 08の北側約20メートルの位置に検出した弥生時代の建物跡（第24図）。平面が直径3.6×3.7メートルの円形で、壁面に沿うて幅10センチ、深さ5センチの周溝が廻る。

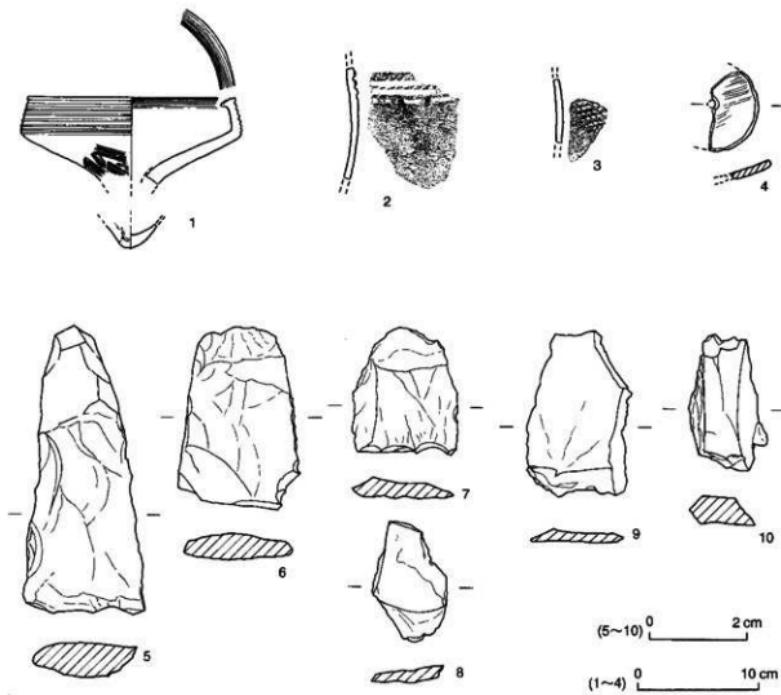
中央には60×80センチ、深さ15センチの不整径な炉と考えられるピットがある。中央ピットの中からは15×18センチ、厚さ10センチほどの割石二個と石鐵石材が出上した。床面には径15～30センチ、ふかさ15～30センチの合計八個所のピットがあり、このうち中央からみて東側の1穴と北西の2穴を除く5穴が柱穴と考えられる。周溝にかかる中央ピットの南側20センチの位置に径30センチ、厚さ10センチの自然石を利用した石皿様石器が置かれていた。

遺物には弥生土器と石器がある（第25図）。1は高壺の壊部で脚部を失う。口径は16センチで、外縁と口唇部に多条の凹線を施す。2、3は甕型土器の胴部でいずれも内面はケズリはみられず、ナデ調整である。これらの土器は中期後半の時期に位置づけられる。4は厚さ0.5センチの土器片を利用した有孔円盤の破片である。全体の三分の一を残す。径約7.0センチに復元される。中央の孔は径0.5センチである。

5～10は石鐵石材と未製品である。5は長さ5.9センチ、最大幅2.5センチ、厚さ0.7センチ、重量は9.79グラム、6は長さ3.7センチ、最大幅2.5センチ、厚さ0.5センチ、重量は6.08グラム、7は長さ2.5センチ、最大幅2.2センチ、厚さ0.4センチ、重量は2.52グラム、8は長さ2.5センチ、最大幅1.5センチ、厚さ0.3センチ、重量は1.03グラム、9は長さ3.3センチ、最大幅2.0センチ、厚さ0.25センチ、重量は



第24図 SI-10実測図



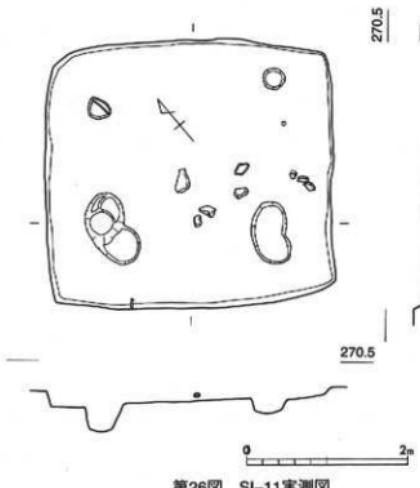
第25図 SI-10遺物実測図

2.07グラム、10は長さ2.8センチ、最大幅1.5センチ、厚さ0.5センチ、重量は2.67グラムと計測した。このうち7と9はSI 09で製作していた小型の石鎚の加工途中と考えられる。5と6も加工途中のものであるが重量がSI 09と比較すると極端に重く大型の石鎚製作をねらったものと思われる。石材はSI 09と同じホルンヘルスである。

#### 【11】SI 11

調査区の中央よりやや北側に検出された、SI 12、13、15、17の一群の中の建物跡（第26図）。平面は3.6×3.3メートルの方形で、周溝はない。床面に四個所の柱穴状のピットを検出した。径は30～40センチ、深さ20～30センチであるが建物の上屋構造を支えるものとして疑わしい。残存していた覆土は10～20センチで遺物も少ない。竈やその痕跡と思われるものも確認できなかった。しかし、建物中央部には竈の構築材とも考えられる割石の散乱がみられた。

遺物は土師器と鉄器がある（第27図）。1は土師器の壺で、復元した口径は19.0センチで、外面はハケナデ調整痕、内面は頸部下はヘラ削り調整が行われている。2は口径15.0センチ、器高4.0センチに復元される、内外面とも朱塗の土師器壺である。暗紋はみられない。3は小型の手握土器。頸部のな



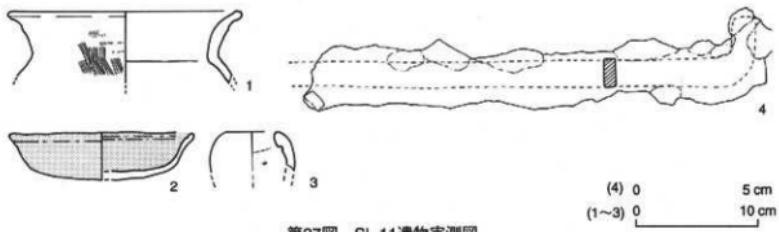
第26図 SI-11実測図

い、袋状で、口径5センチに復元される。その他、内面に布目痕を残す製塩土器が二片出土している（図版86）。これらの土器の示す年代は、8世紀代と考えたい。

4は長さ18センチ、断面は $0.5 \times 1.0$ センチの長方形の棒状の鉄製品である。重量は103.95グラムを量る。一端が1.5センチほど鍵状に曲がり、反対側の端は失われていると観察される。大型の和釘か、もしくはインゴットであろう。SI 12で類似の鉄製品が出土している（第29図20）。

#### 【12】 SI 12

SI 11の北2.0メートルの位置にある建物（第28図）。平面は $3.8 \times 3.6$ メートルの方形プラン

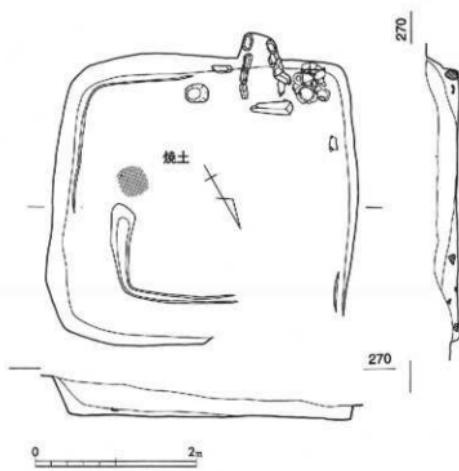


第27図 SI-11遺物実測図

である。壁面は比較的残りの良い東側で40.0センチ、西側で15.0センチある。建物の南側と北側隅に幅10.0センチの周溝がある。床面には柱穴は検出できなかった。竈は建物の南西側壁の中央よりやや西に寄った位置に割石と粘土で構築されている。幅は前面で約50.0センチ、奥行き80.0センチで、建物の外には30.0センチほど煙道が出る。最奥部の構築材の石は抜き取られている。竈の前面には天井部を架橋した割石が散乱していた。

また、建物の中央部からやや東よりに径40.0センチほどの焼土面がみられた。さらにその付近から幅10~20センチ、深さ5.0センチのL字状の溝がある。この焼土面を古い時期の竈の痕跡、溝を周溝とみれば、元 $3.0 \times 3.0$ メートルの小規模な建物を立替えたと考えることができる。そうでなければ、鍛冶炉のような鍛冶関係の遺構であろう。なお、この焼土面を熱残留磁気測定をしたが期待した結果は得られなかった。

覆土は二層あり、下層から遺物が出土した。遺物は須恵器、土師器、石器、鉄器等がある（第29



第28図 SI-12実測図

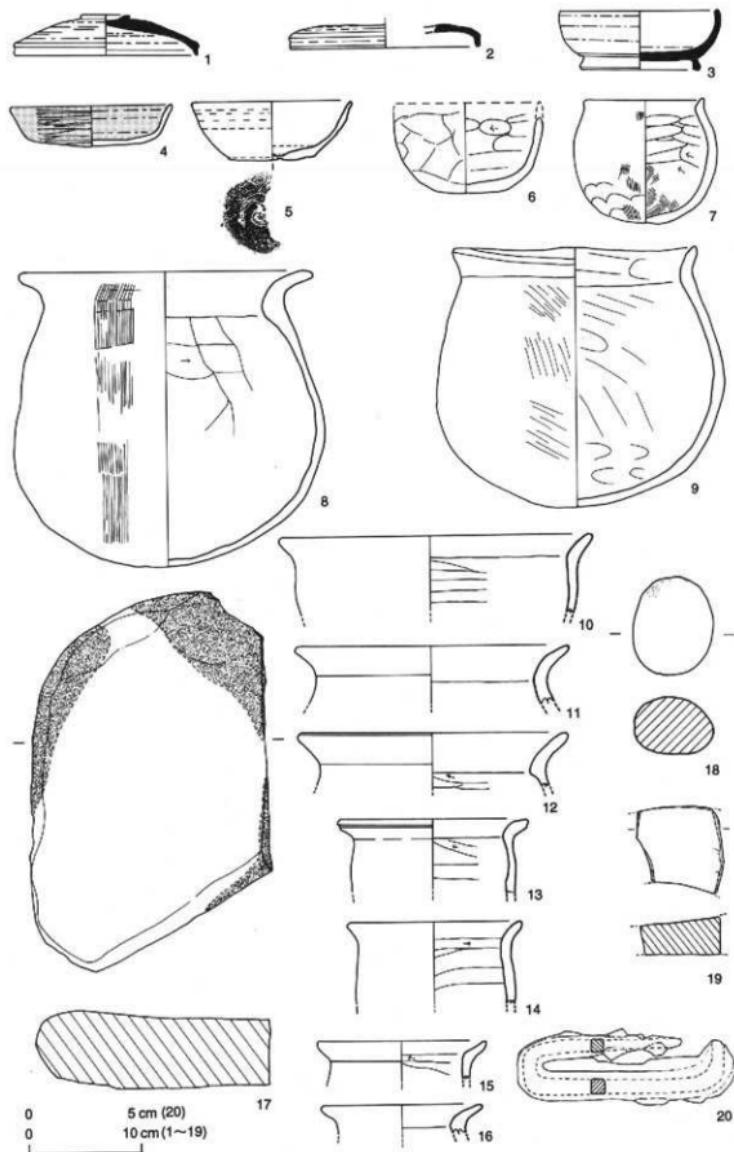
群(7、13~16)がある。7は口径10.5センチ、器高11.0センチの小型の甕形土器である。外面はハケ調整、内面は頸部の直下から胸部までは横方向のヘラ削り、胸部から底部にかけてはハケ調整がみられる。8は口径ややしもぶくれの円底の器形で、口径26.0センチ、器高25.8センチある。外面はハケ日調整痕、内面はヘラ削り調整が施される。9も同様で口径21.5センチ、器高22.5センチある。この他、内面に布目痕の残る製塩土器が出土している(図版88)。

17は35.0×21.0センチ、厚さ6.0センチの石皿様石器である。表裏面に使用痕がみられる。周辺は熱を受け赤変している。重量は8.0キログラムを量る。18は自然石を利用した叩き石で、8.5×7.0センチ、厚さ5.0センチあり、重量は442.42グラムを量る。19は砥石の破片である。7.5×6.5センチ、厚さ2.4~3.2センチあり表裏面とも良く使い込まれている。重量は258.0グラムを量る。20は和釘がU字形に曲げられたかたちの鉄製品である。類似のものはSI 11にあるが、本例は断面が正方形にちかく、一方の先端に向い先細りして尖る点が異なっている。元は長さ16.0センチの和釘か、あるいはインゴットかもしれない。

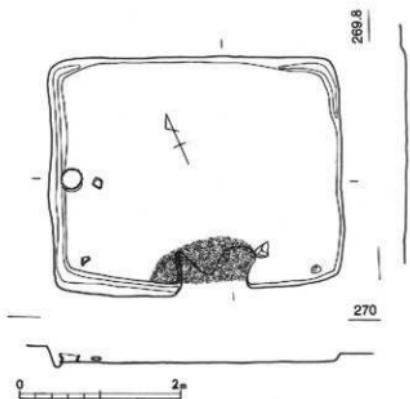
### 【13】SI 13

SI 12の西側の黒色土の中に検出された建物跡(第30図)。平面が3.65×2.9メートルの東西方向に長い長方形である。建物の北東隅と西側から南西の壁面に沿うて幅15.0センチ、深さ5センチの周溝がみられる。窓は南側壁面のほぼ中央にわずかな痕跡を残していた。1.0×0.6メートルの範囲に粘土と焼土の広がりがあり、また、熱を受け赤変した窓の構築材の一部が付近にあった。柱穴は認められなかった。それは、元来、柱穴のない建物であったのか、黒色土の中の遺構であったために確認できなかつ

図)。特に窓の左袖付近にまとまって出土した(図版10下)。1は口径が16.0センチ、器高3.5センチで環状攝み付きの窓蓋である。内面には返しがない。2は口径16.8センチに復元される須恵器窓蓋で天井部を欠く。3は口径14.0センチ、器高5.0センチの高台付きの碗形窓である。4は口径14.5センチ、器高3.5センチの内外面朱塗りの土師器の窓。5は土師器の碗形窓で、口径14.0センチ、器高5.0センチある。外面底部はヘラによる調整がみられる。6は手捏の碗形土器。口径13.0センチ、器高8.0センチに復元される。土師器の甕形土器には通常の煮沸用と(8、9、10~12)、煮沸には適さない小型の一



第29図 SI-12遺物実測図



第30図 SI-13実測図

たのか判断できない。

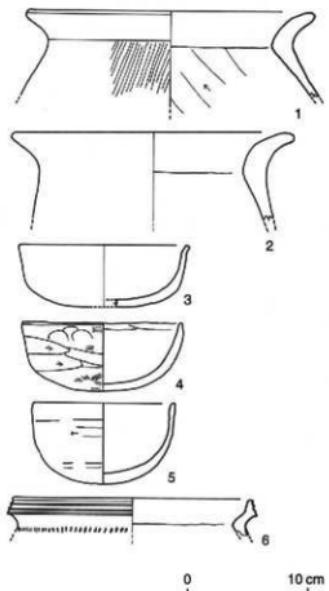
遺物には土師器と弥生土器がある（第31図）。1と2はそれぞれ、口径23.5センチ、23.0センチの土師器の壺形土器である。外面はハケ目、内面は頸部より下をヘラ削り調整を施す。3は口径14.0センチ、器高5.0センチに復元されるロクロ仕上げの土師器壺。4は口径13.2センチ、器高5.6センチの碗形土師器。5は口径11.6センチ、器高6.8センチの碗形土師器。これらの遺物は7~8世紀のものである。6は口径19.6センチの弥生土器である。混入と考えられる。

#### 【14】SI 14

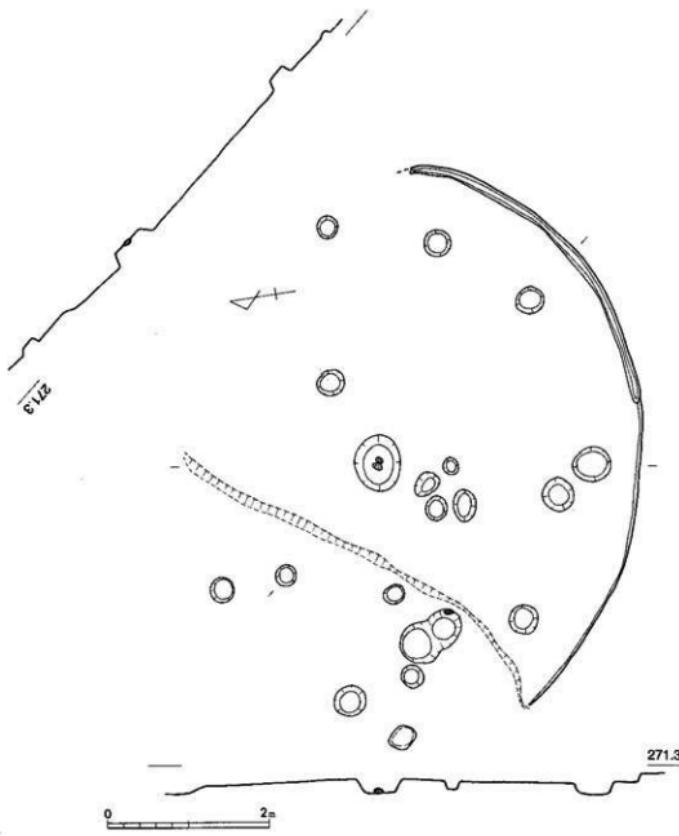
調査区の中央よりやや西側に検出された弥生時代の建物跡（第32図）。建物の西側と東側は削平され壁、及び床面を失うが、全体の約三分の一を残す。中央には $70.0 \times 58.0$ センチ、深さ20.0センチの炉と考えられる楕円形のピットがある。建物西側には $31.0 \times 26.0$ センチの石皿様石器があり、その付近に柱あなとしてよいピットもあるので、そのあたりまで貼り床がなされていた可能性がある。建物の南東側の壁面に沿うてはば10.0センチ深さ5.0センチの周溝が残る。柱穴は径30.0~40.0センチで壁面に沿うて六個所検出した。

これら以外にも床面には柱穴状の遺構があるが、他の遺構と複合していると考えられる。復元すればSI 14の建物は、直径6.5メートルの円形プランになると思われる。土器の出土がなく年代を決めかねるが、SI 01に規模や構造が類似しており、それに近い時期を考えておきたい。

遺物は石器が出土した（第33図）。1は $4.4 \times 3.9$ センチ、厚さ0.8センチの石器石材でホルンヘルスの剥片である。重量は13.12グラムを量る。2は $3.65 \times 2.16$ センチ、厚さ0.5センチの1と同様な剥片で、重量は3.44グラムを



第31図 SI-13遺物実測図

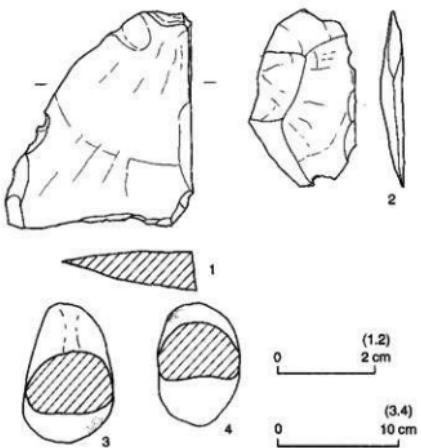


第32図 SI-14実測図

量る。SI 09の剥片に照らし合わせると小型の石鎚の石材と思われる。3と4は中央ビットの中から出土した自然石を利用した叩き石である。3は $11.6 \times 7.4$ センチ、厚さ5.2センチで、重量は546.91グラムを量る。4は $10.2 \times 6.8$ センチ、厚さ4.6センチで、重量は389.2グラムを量る。

### 【15】SI 15

SI 13の西5メートルの位置に検出された建物跡（第34図）。4.3×3.8メートルのややいびつな方形の建物で、南側のコーナーで壁面は約40.0センチ、北側で20.0センチが残る。建物の東側と西側に幅10.0センチの周溝が部分的に残る。竈は南東側壁面の東寄りにある。竈に使用されていた粘土塊のみが残存していた。構築材の石はみられなかったので、抜き取られたものと思われる。精査したが床面には柱穴は検出できなかった。建物跡のほぼ中央には、床面に接して、41.0×31.5センチ、厚さ8.2センチで平面が三角形の花崗岩製の石皿様石器があった。部分的に火を受けたため赤変している。使用痕はみられない。重量は15.6キログラムを量る。上面の一部に鉄塊の付着痕がある。

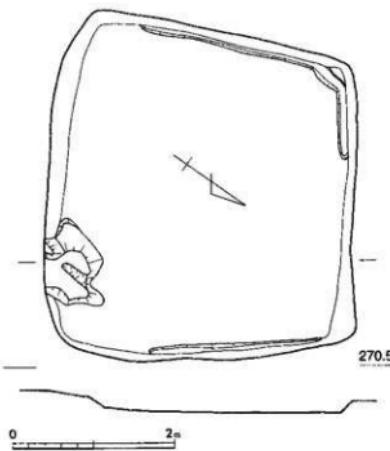


第33図 SI-14遺物実測図

遺物には須恵器、土師器、鉄器等がある（第35図）。1は復元口径13.0センチの須恵器の蓋で内面にかえしがつく。天井部はないが宝珠状の撮みがついていたと思われる。1、3、4は無高台の須恵器壺で、3は外面底部に回転糸切痕を残す。口径はそれぞれ、14.8、13.5、13.0センチに復元される。2、3は口縁部がわずかに内湾しながら立上り、4は外反する。器高は順次3.4センチ、4.0センチ、3.8センチを測る。5、6、7は土師器壺である。5は器高28.0センチ、口径25.0センチで胴部が長い。外面にハケ目調整痕、内面はヘラ削り跡を残す。6は器高23.0センチ、口径28.9センチ、7は器高24.0センチ、口径27.6センチで同様な壺であるが、胴部は5に比較して短い。8は小型のコップ状の手捏土器。類似のものはSI 11（第27図3）、SI 08（第19図25）、SI 06（第14図7）に出土例があり、飯石郡頓原町八神の森遺跡においても報告されている（柳浦俊一「森遺跡・板屋」遺跡・森脇山城遺跡・阿丹谷辻堂跡）『志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書2』島根県教育委員会 1994）。この他、内面に布目の残る製塙土器がある（図版90）。9は鉄製品で現存する長さ2センチ、断面は $0.4 \times 0.3$ センチある。鉄鎌の一部であろう。

このSI 15では発掘調査の途中で覆土の中に数個の鉄塊が出土した。そこで、鍛冶工房の可能性を考えて、急速建物跡全体を、試みに50センチのメッシュに区画し、覆土の全量を採取し、水洗して関係遺物の検出をすることにした（第36図）。

覆土の水洗にあたっては調査現場において、目1ミリの篩を使用し、土器、鉄器、鉄塊・鉄滓、砂鉄等に大分類した。さらに砂鉄については乾燥後、目1ミリ以下の篩と磁石を利用して、砂鉄・鍛造



第34図 SI-15実測図

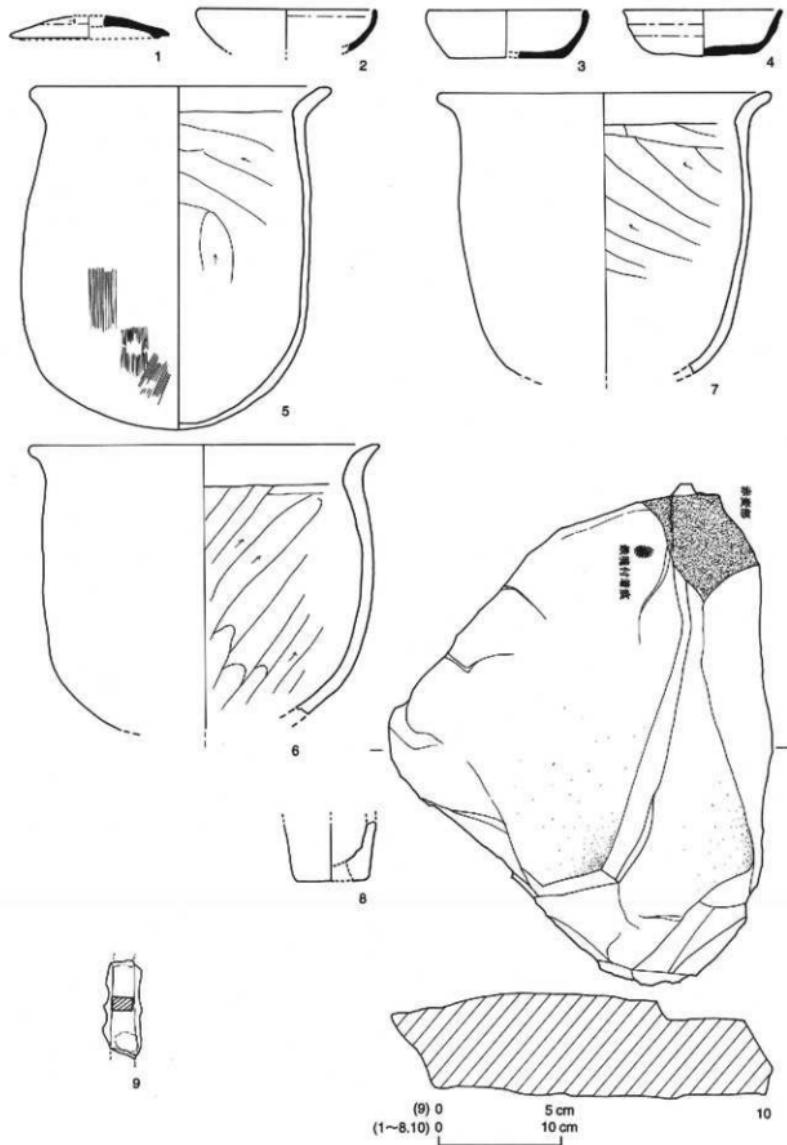
剥片・粒状滓に分類した。こうした作業を通して、SI 15の覆土の中には、多量の鉄塊・鉄滓系遺物と鍛造剥片が含まれていることが判明した。そうして得られた資料のうち、鉄塊・鉄滓、鍛造剥片（図版91）、粒状滓についてそれぞれメッシュごとの重量を電磁式はかりを用いて測定し、これらの分布を第36図に表した。ただし、鉄塊・鉄滓の中には炉壁片も含め（図版91）、粒状滓については少量であったので個数を数えることとした。

第36図によれば、粒状滓を除けば、鉄塊・鉄滓、鍛造剥片は各メッシュにみられ、建物跡の南側に多く、北側にいくにつれてその量は減少している。出土量の少

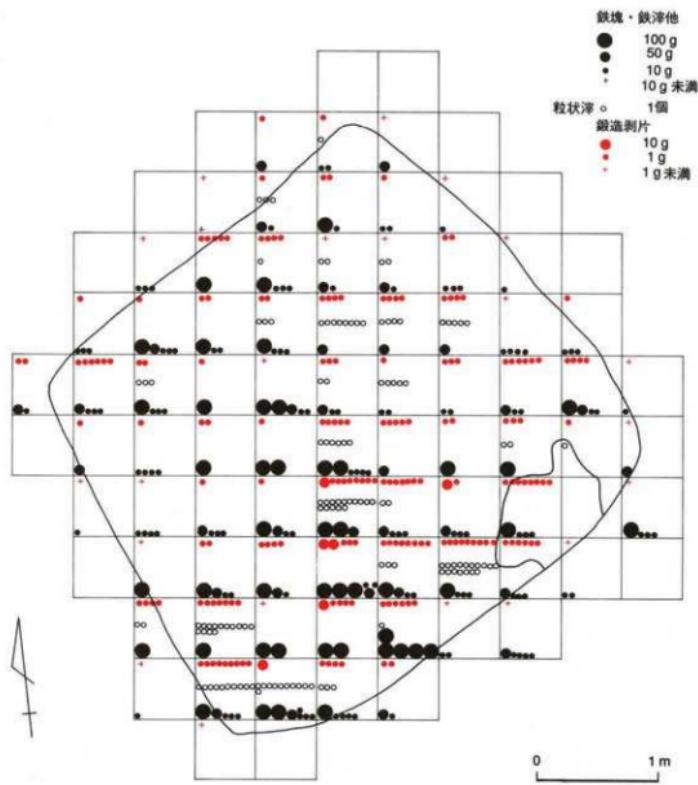
ない粒状滓についてもほぼ同様な傾向があ

る。SI 15の周辺の地形は南高北低となっており、遺物の建物跡への流入の状況と関係しているものとみられる。このことは、これらの鍛冶関係遺物がこの建物跡に伴うものではなく、建物廃棄後に流入したものであることを示している。建物跡の床には鍛冶を行った痕跡は無く、石皿様石器の一部が熱を受けていることや、それに鉄塊の付着痕がみられても、金床石として使用した痕跡がみられないことからも、このSI 15内で鍛冶の行われたことはなかったと思われる。しかし、他の遺物は須恵器の示す年代である7世紀後半から8世紀にかけてのものしかなく、鍛冶関係遺物が流入であってもほぼ同時期に、極付近で鍛冶工房が存在したことは確実であろう。

このSI 15と同様な方法で、SI 20、SI 26、SI 35の堅穴建物跡についても、鍛冶関係遺物の検出を試みた。



第35図 SI-15遺物実測図

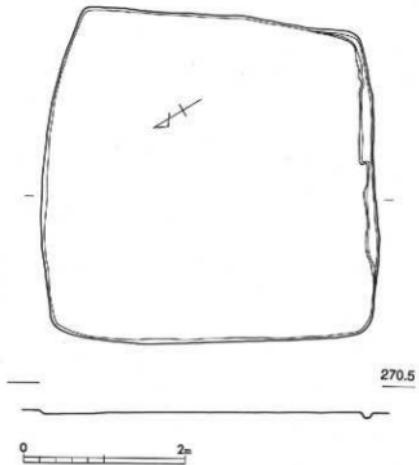


第36図 SI-15鍛冶関係遺物分布図

【16】SI 16

調査区のはば中央、SI 11の南東約10メートルに検出された平面が方形の建物跡（第37図）。一辺4.0×4.2メートルで壁面はほとんど残っていない。建物跡の南西壁に沿うて幅10.0～15.0センチの周溝が残る。床面には柱穴はみられない。竈の粘土や構築材も失われていた。

遺物は周溝内に土師器片があった。口径18.0センチに復元される土師器で、内面にはヘラ削り痕がみられる（第38図）。他の遺物はない。他の建物跡との比較から7～8世紀の年代が考えられる。

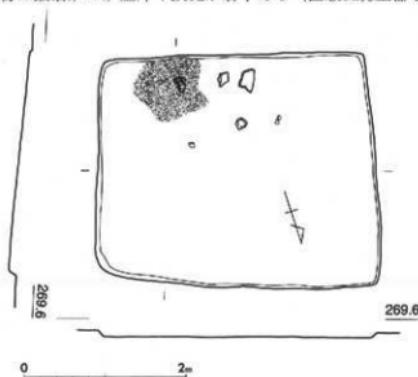


第37図 SI-16実測図

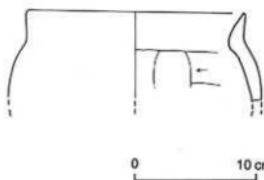
### [17] SI 17

SI 13の北側に接して黒ボク層の中に検出された建物跡（第39図）。一辺3.5×2.9メートルの長方形の平面プランである。壁面は10.0センチほど残り、床面に柱穴や周溝は確認できなかった。建物の南側壁面の中央よりやや東によりに80.0×80.0センチの焼土の広がりと、割石の散乱がみられ、竈の残骸がわずかに認められた。SI 13に規模や造構としての状況が似る。

遺物は鍛冶炉の炉壁片や鉄塊が若干ある（図版92）。土器などの年代を推定する遺物は出土しなかつたが、SI 13に近い時期であろう。



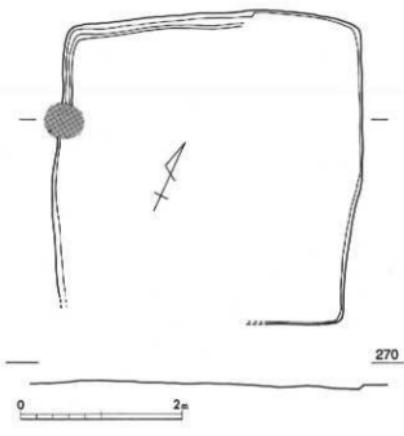
第39図 SI-17実測図



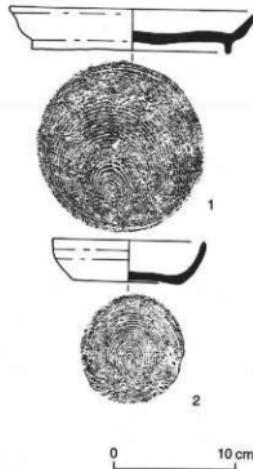
第38図 SI-16遺物実測図

### [18] SI 18

調査区の北側、SI 10の北約7メートルの位置に検出された、一辺3.8×3.8メートルの平面方形の建物跡（第40図）。覆土は良好に残っているところでも10.0センチの満たず、南側角とその付近の壁も失っている。柱穴はみられない。竈は西側壁面のやや北よりに、40.0×50.0センチの範囲で薄く焼土が残り、その痕跡が認められた。構築材等は残存してい



第40図 SI-18実測図



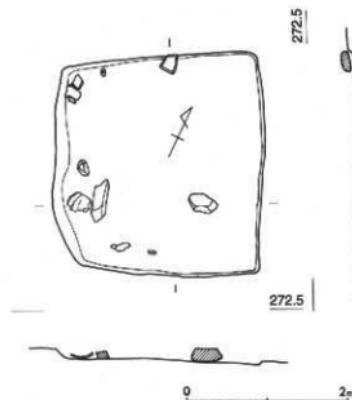
第41図 SI-18遺物実測図

なかった。この竈から建物の北西角にかけて周溝が残る。遺物は須恵器の坏が2点ある（第41図）。1は口径21.0センチ、器高3.4センチの低い高台付坏で、胎部は逆ハの字状に開き、口唇部は丸く仕上げられている。外面底部は未調整の回転糸切跡が残る。2は口径12.8センチ、器高3.4センチの無高台の坏である。胎部は内湾しながら立上り、外面底部は1と同様に未調整の回転糸切跡が残る。1、2とも

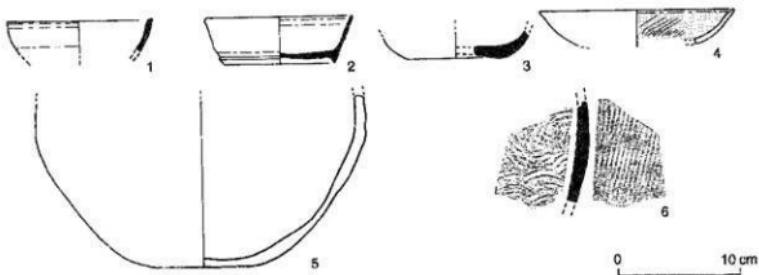
も律令期の出雲に通常みられる須恵器である。

#### 【19】SI-19

調査区の中央より50メートルほど西によった位置に、弥生時代の建物跡SI-21の北側に隣接して検出された8~9世紀代の建物跡（第42図）。一辺2.6×2.7メートルで、ややいびつな小型の方形建物跡である。周溝、及び柱穴はみられなかった。建物内には竈の構築材が散乱していた。建物の西側のやや南よりの壁が直線的でなく西に幾分湾曲した部分があり、そのあたりに土師器壺と石材があるので竈のあった場所を推定できる。覆土は10.0センチほどであったが遺物は須恵器、土師器があった（第43図）。1、2、3は須恵器坏で、このうち2の高台付坏は口径12.0センチ、器高4.0セン



第42図 SI-19実測図

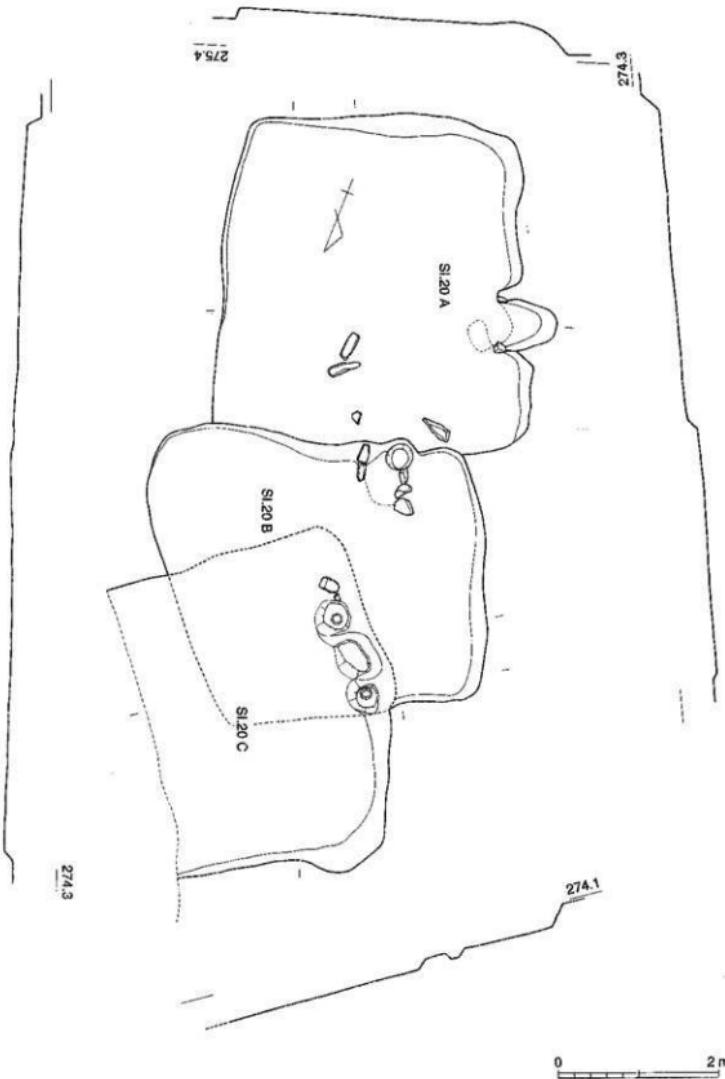


第43図 SI-19遺物実測図

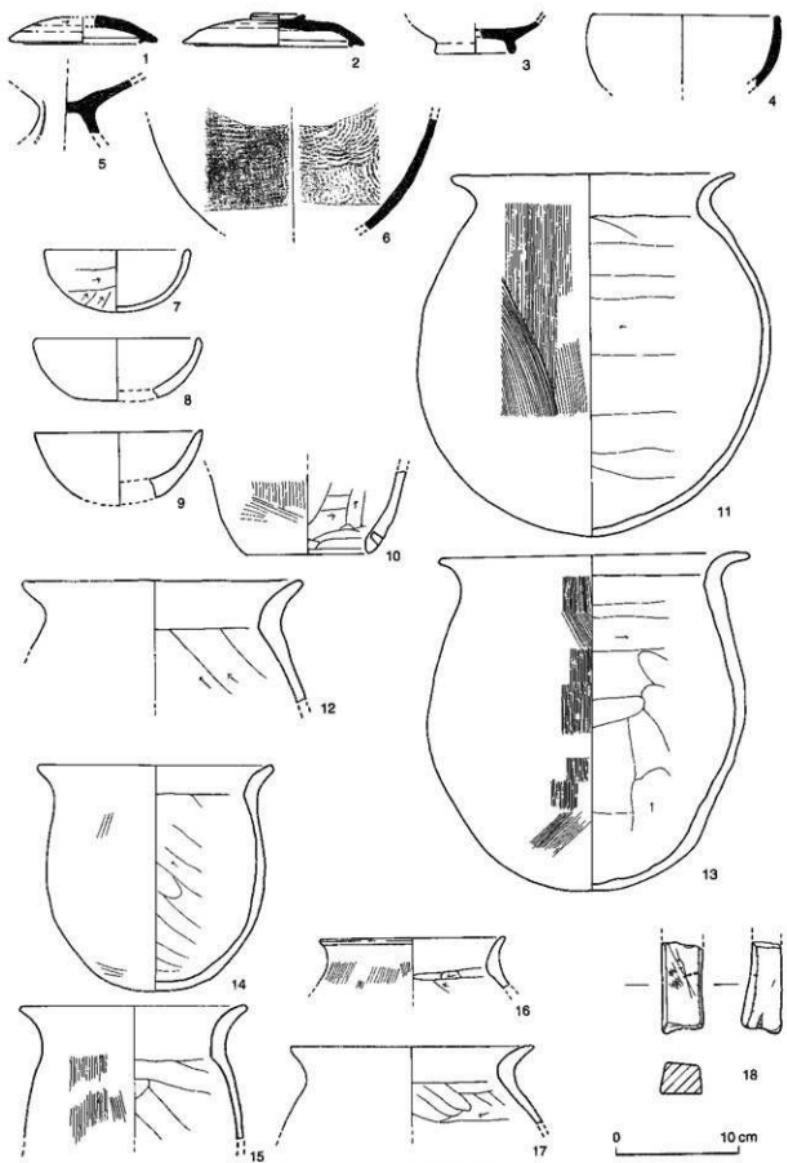
チで、器形や胎土、焼生は通常出雲で見かけないものである。3には外面底部に糸切跡が残る。3は復元口径16.0センチ、器高2.8センチで、内面に赤色顔料を塗り、暗紋を施す土師器である。5は土師器壺の胴部から底部、6は須恵器壺の破片である。

#### 【20】SI 20

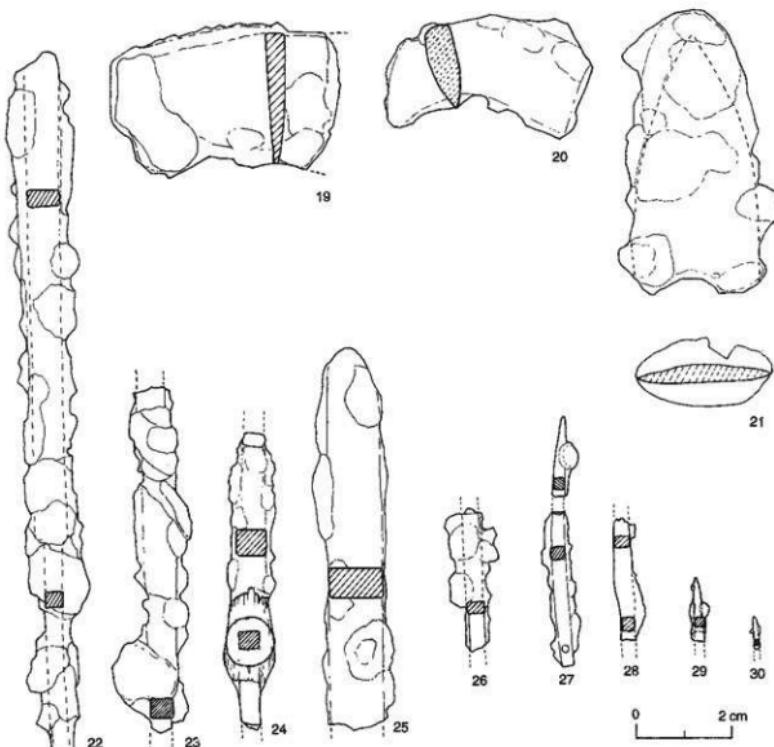
弥生時代の建物跡であるSI 01と律令期の建物跡のSI 08との間に南北に三棟重複して検出された建物跡（第44図）。便宜上これらを南側の建物跡から順次SI 20 A、SI 20 B、SI 20 Cとした。いずれも覆土が薄くないに似通った土色のため、平面が方形プランであることは確認できても、互いの建物跡の切り合い関係を確認することはできなかった。そこで、いずれの建物跡も鉄塊等の鍛冶関係遺物が出土したので、これら三棟全体に25センチメッシュをかけて、SI 15と同様な調査方法を採用することにした。SI 20 Aは4.2×3.7メートルの長方形プランで、竈は西側壁面の中央よりやや北側に付く。床面に周溝や柱穴はみられなかった。竈は両袖に構築材の一部が残るが、多くは建物内に散乱していた。SI 20 Bは推定3.1×4.0メートルのややいびつな長方形プランで、南壁はSI 20 Aに接している。竈は南壁に付き、構築材のいくつかが元位置に残る。建物の北側壁付近に不整形な焼けた粘土塊があった。SI 20 Cは東側壁面を失っており、南側の多くもSI 20 Bの床面となっている。東西方向は残存していたのは3.0メートル、南北方向は3.8メートルである。竈の位置は不明である。このような関係からSI 20 AとSI 20 Cの先後関係は不明であるが、三棟の内最後に作られた建物はSI 20 Bと考えられる。遺物には須恵器、土師器、石器、鉄器がある（第45・46図）。1～6は須恵器で、7世紀後半から8世紀初頭のものであろう。7～9は口径12.0～14.0センチ、器高5.0～6.0センチの碗型の土師器である。7は器壁が薄く、9は2.0センチと厚い。10は復元した底部径10.0センチの瓶である。11～17は土師器の壺である。このうち11と13はほぼ関係で、それぞれ口径23.5センチ、器高29.0センチ、口径26.0センチ、器高29.4センチである。18は現存する長さ7.0センチの砥石で中央から折れているとみられる。断面は3.5×1.2センチの方形で四面とも使用されている。鉄器には鎌、鎌、縫針の他、不明鉄器がある。21～24は鎌で、21は長さ5.3センチ、幅5.4センチの平根式、他は長茎鎌と考えられるが、22(19.4グラム)と25(22.4グラム)はその未製品であろう。19は鎌の一部、20は不明品。26～30



第44図 SI-20実測図



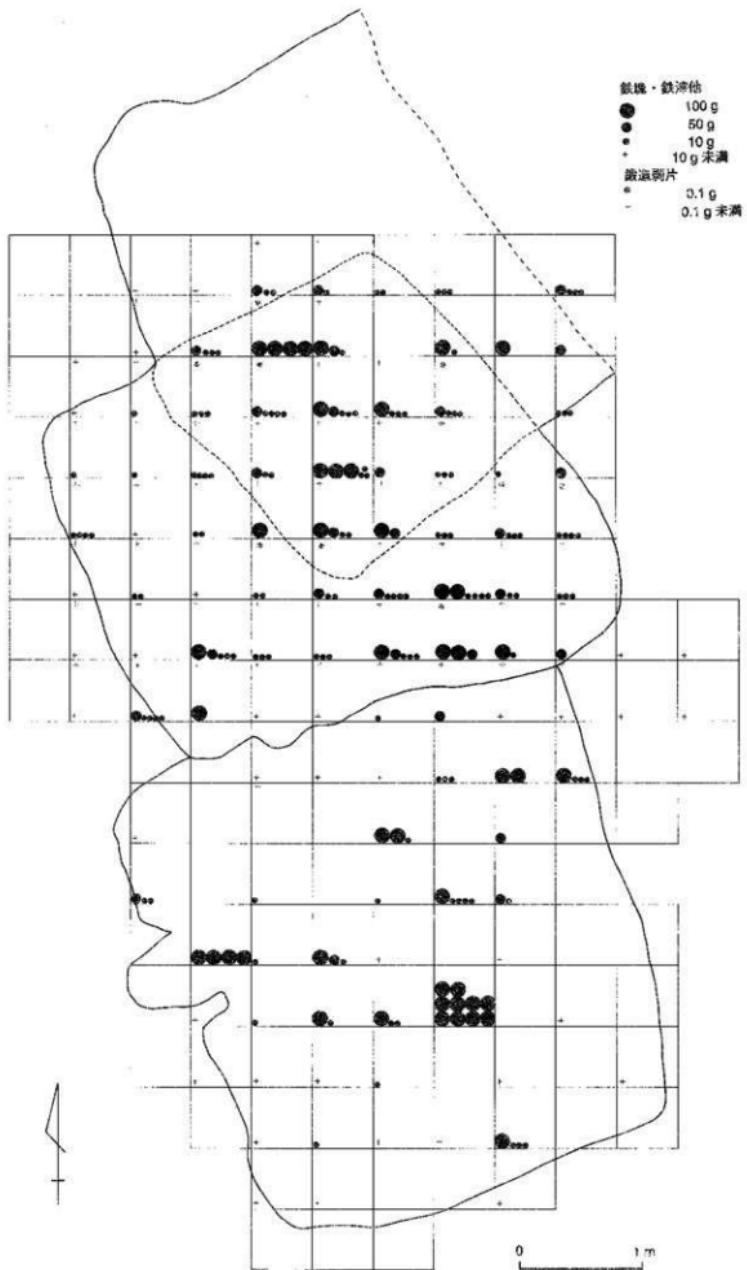
第45図 SI-20遺物実測図（1）



第46図 SI-20遺物実測図（2）

は縫針である。このうち、27は完形で、針穴が認められる。

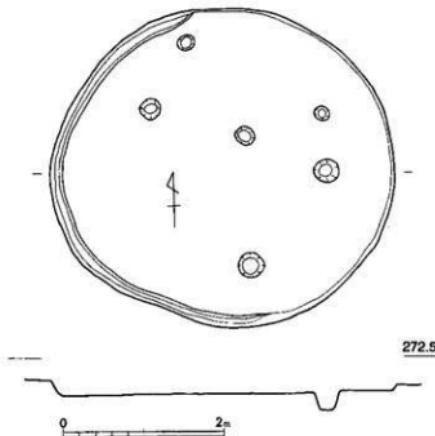
第47図は鍛冶関係遺物の50センチメッシュごとの分布を示してある。いずれの建物跡にも鍛冶関係遺物は認められるが、特にSI 20 Bに集中している。さらに、鍛造剥片はSI 20 Bのみに分布があった。また未製品と考えられる第46図22、25、26をはじめ、鉄器の多くはSI 20 Bでの出土である。こうしたことから、SI 20 Bにおいて鍛冶が行われていたと推定される。SI 20 AとSI 20 C出土のこの種の遺物は流れ込みと考えられる。また、SI 20 B内の焼けた粘土塊は鍛冶炉のような鍛冶関係の遺構であった可能性もあるが明確な遺物を検出することはできなかった。



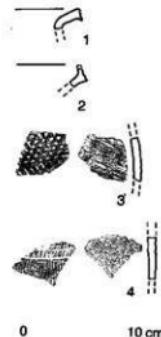
第47図 SI-20鐵冶關係遺物分布図

[21] SI 21

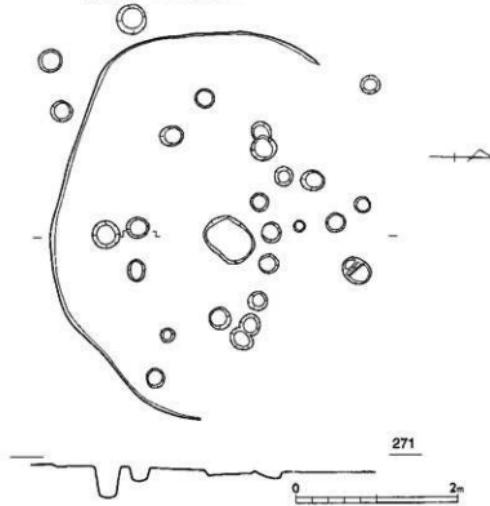
SI 19の南側に隣接して検出された建物跡（第48図）。径4.3×3.9メートルの平面円形のプラン。壁面は西側で20.0センチ、東側で0.8センチを残す。建物の西側壁面に幅約10.0センチの浅い周溝がみられる。柱穴と考えられるものは径30.0センチ前後のものの三個所で、その他は補助柱の柱穴と思われ



第48図 SI-21実測図



第49図 SI-21遺物実測図

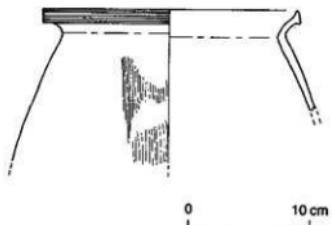


第50図 SI-23実測図

る。中央には炉はみられない。遺物は弥生時代中期後半の土器片が4点出土した（第49図）。いずれも壺型土器である。

[22] SI 23

SI 10の南西に隣接して検出された建物跡（第50図）。壁面は良好に残っているところでも5.0センチほどで、建物の北側は失われている。径は4.8メートルで周溝はない。建物床面の中央には炉と考えられる65.0×45.0センチ、深さ0.5センチピットがある。柱穴状の小ピットは床面に22穴あり、このうち建

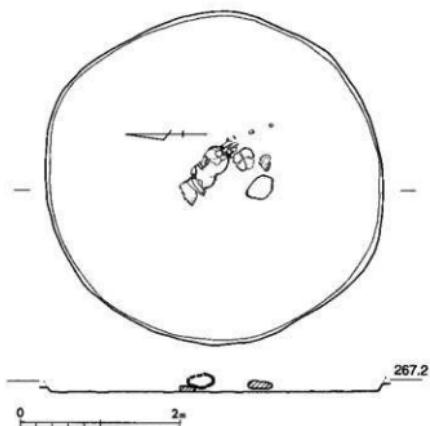


第51図 SI-23遺物実測図

は10.0センチであったが本来はさらに数十センチの壁面があったと思われる。建物は径が $4.0 \times 4.2$ メートルの円形で、中央よりやや南に $36.0 \times 25.0$ センチ、厚さ10.0センチの石皿様石器があった。

遺物は後述する甕棺の他に、繩文土器、弥生土器、鉄片等がある（第53図）。5は刻目突蒂紋をもつ深鉢土器の口縁部。6は弥生時代前～中期の壺の底部。7は長さ2.5センチの薄い鉄板の切屑で1.22グラムを量る。甕棺の付近から出土した。

このSI 24の中央には北西～南東方向に弥生時代後期の日常使用していた甕型土器を転用した小児用の甕棺が置かれていた。第53図2、3、4はそれぞれ底部を打ち欠き、入籠状態にしてつないだ。さらに頭部にあたる1の口縁部の下には $29.5 \times 20.0$ センチ、厚さ6.0センチの石皿様石器が置かれており、石枕か石蓋に、また、足部にあたる4の付近には、別のかめの胴部の破片があり、4の底部を塞いであったと推定された。



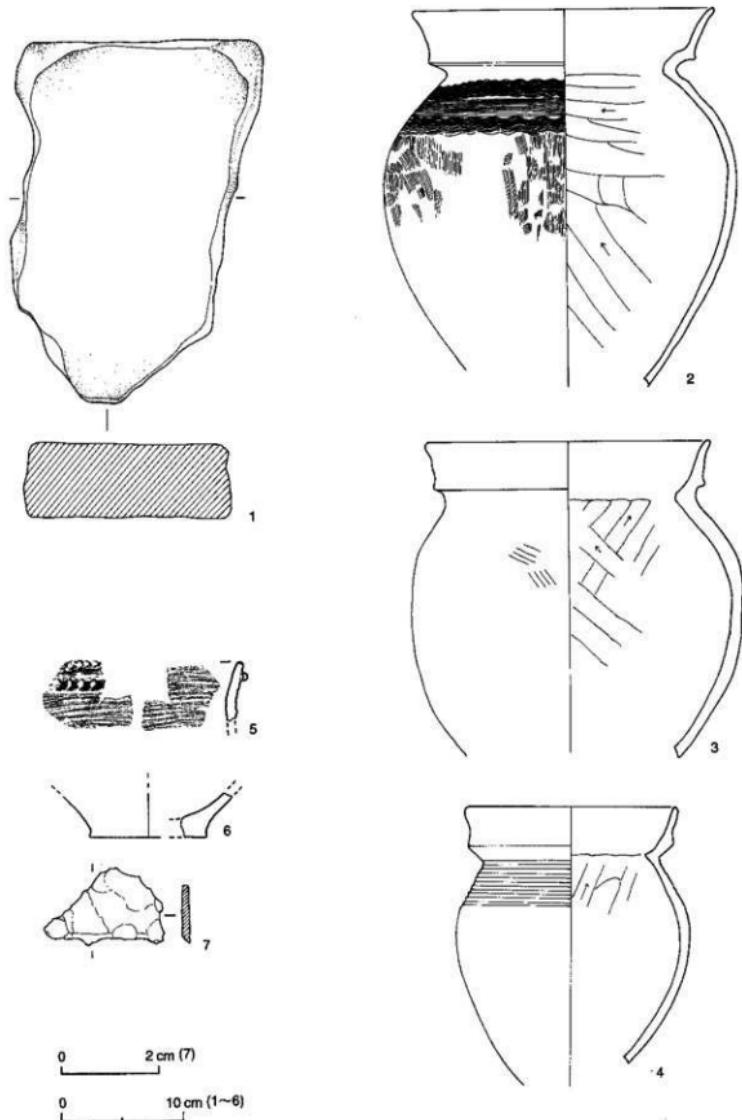
第52図 SI-24実測図

物の柱穴は径が30.0センチ前後のもののみであろう。建物の外にあたるところにも柱穴状の小ピットがあり、他の遺構が重複していると考えられる。遺物は壁面付近で弥生時代中期後半の甕型土器が一個体出土したのみである（第51図）。口径は21.5センチである。

### 【23】SI 24

調査区のはば中央の北よりの厚い黒ボク層の中に検出された建物跡（第52図）。黒ボク層の中のためか床面には周溝、炉跡、柱穴等は確認できなかった。覆土

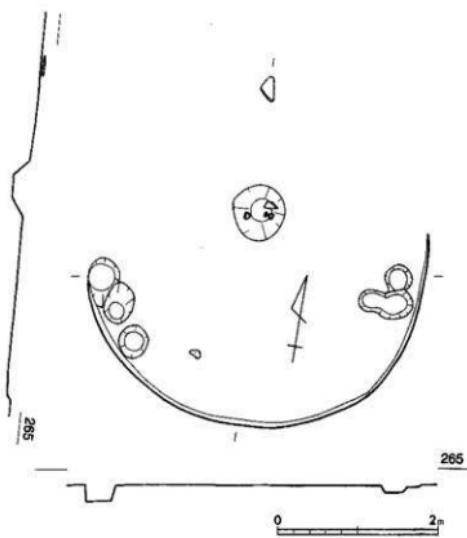
この種の甕棺は、古く直良信夫「山陰道発見の甕棺」「近畿古代文化叢考」1943（『考古学』第1巻第5、6号）の中で「因幡国岩美郡塙見村南田」発見の甕棺として紹介して以来、時々報告されており、山陰地方に散見される墓制である。SI 24の廃棄後に利用された廃屋敷であろう。



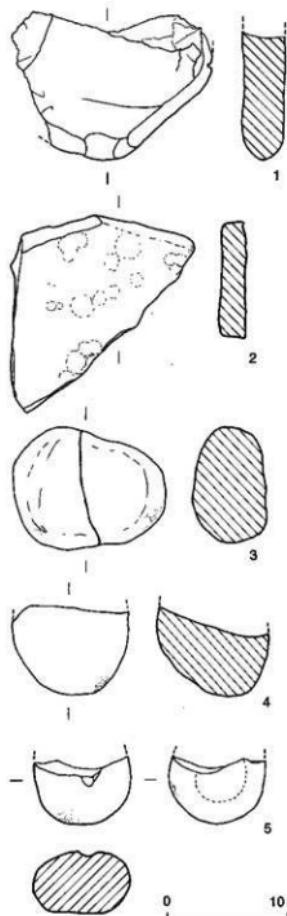
第53図 SI-24遺物実測図

【24】 SI 25

調査区の東側の建物跡群の中に検出された円形の建物跡（第54図）。建物の北側を失い、南側の壁面も高さ10.0センチしかない。復元すれば径4.2メートルほどの平面円形の建物となろう。床面には、中央部に径70.0×60.0センチ、深さ20.0センチの炉状のピットと壁面に沿うて浅い柱穴状の小ピットが検出された。周溝はみられない。中央のピットの北側約1メートルのあたりに、30.0×20.0センチの石皿様石器の破片があった。遺物は石器があり（第55図）、いずれも中央ピットからの出土である。1、2は板状の石で明瞭な使用痕はないが石皿様石器に似る。重量はそれぞれ1.1キログラムと0.7キログラムである。3、4、5は自然石を利用した叩き石で、3は完形。5は凹み石である。重量はそれぞれ、1.07、0.77、0.3キログラムを量る。他に時代を推定する遺物はないが、周辺で出土している遺物も考慮しながら、一応縄文時代晩期の竪穴建物としておきたい。



第54図 SI-25実測図



第55図 SI-25遺物実測図

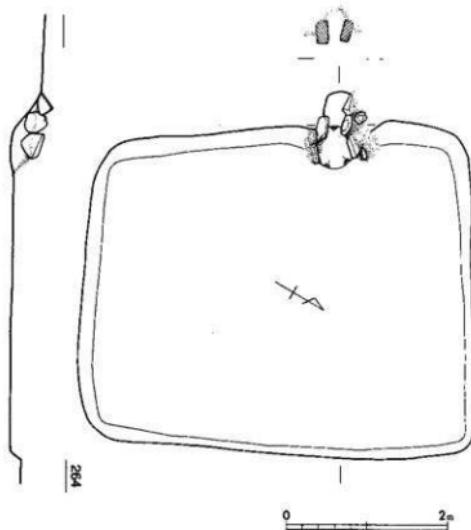
## 【25】SI 26

調査区の南東側、縄文時代の土坑群の北に検出された建物跡（第56図）。一辺5.0×4.0メートルの平面長方形プランで、竈を西側壁面に持つ。壁面は良好なところで約15.0センチを残す。床面には周溝、柱穴等はみられない。竈は建物の西側壁面の中央より北よりに粘土と石材で構築されている。炊口は浅く約5センチほど低く掘られ、両袖は扁平な自然石や割石を粘土で補強している。袖の幅は50.0センチで、建物の外に長さ40センチほどの短い煙道がある。

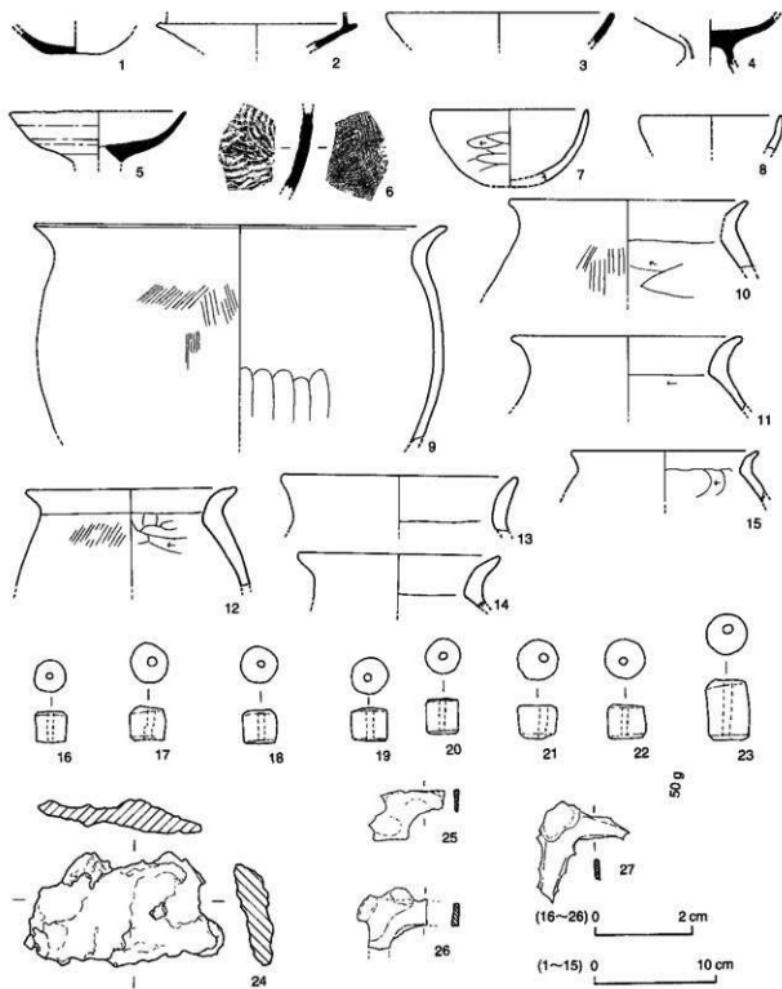
遺物には須恵器、土師器、土製玉、鍛冶関係遺物等がある（第57図）。1～6は須恵器で、壺(1、2、3)、高壺(4、5)、甕片(6)がある。いずれも7世紀後半代のものであろう。6、7は土師器碗で6は口径13.0センチに復元される。9～14は土師器壺。9は口径34.0センチで外面はハケ目調整痕、内面はヘラ削り痕がみられる。他はいずれも9より小型の壺型土器である。16～23は十製の管玉で、長さ0.6～1.2センチ、径0.7～0.8センチで合計8個出土した。建物内での分布は第26図に示したごとく、建物の北側コーナー付近に7個が、1個が中央よりやや南にある。重量はそれぞれ、0.30、0.44、0.45、0.47、0.47、0.50、0.54、1.15グラムである。24は不明鉄器であるが、未製品であるかもしれない。25、26、27は鉄片で切屑である。重量はそれぞれ、0.42、0.87、0.87グラムを量る。

発掘中に鍛冶関係遺物の出土が予想されたので、25センチメッシュをかけて関係遺物の検出を試みた。鍛冶関係遺物のうち微小な鍛造剥片や粒状滓については、それぞれのメッシュのうちのさらに

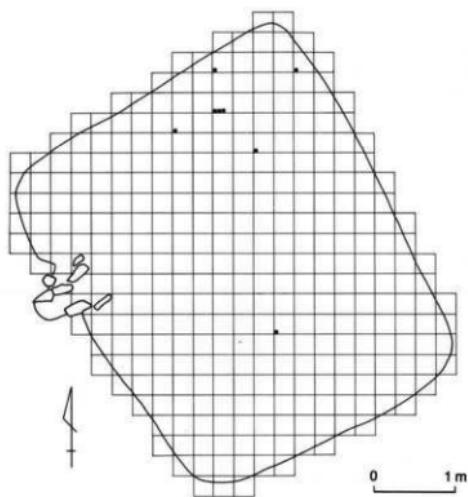
10センチ四方の土を検出対象とし、他はすべてメッシュごとに土の全量を水洗した。土製の管玉もこうした作業の過程で発見されたものである。その結果を第59図に分布図で示した。出土量の多い鉄塊・鉄滓・炉壁は重量で、鍛造剥片は個数を数えた。この分布図から建物の南側から北側に向けての流れ込みであることが窺える。遺物の中には比較的大きな碗形滓の破片もみられるが（図版98）、建物内での鍛冶の行われていた可能性は少ないと考えられる。



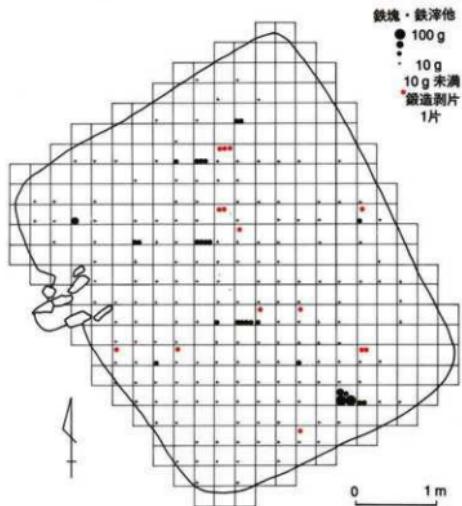
第56図 SI-26実測図



第57図 SI-26遺物実測図



第58図 SI-26土製玉分布図

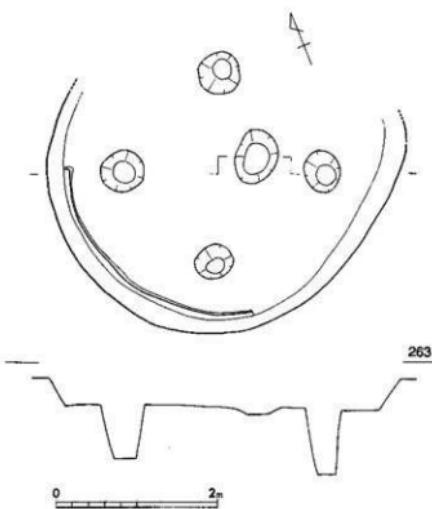


第59図 SI-26鋳冶関係遺物分布図

### 【26】 SI 27

調査区の東端に検出された建物跡（第60図）。建物の北側は失われているため不明なところもあるが、 $4.0 \times 4.5$ メートルの円形か隅丸方形の平面プランであろう。床面には炉と柱穴、周溝がある。炉は建物の中央よりやや東よりにあり、 $68.0 \times 30.0$ センチ、深さ10.0センチの梢円形。柱穴は4穴あり、径50センチ前後、深さ65.0～80.0センチのしっかりしたもので、柱間はそれぞれ1.8メートルを測る。壁面は35.0センチが残る。周溝は建物の西側壁面に沿うて幅約10.0センチで、3メートルほどある。

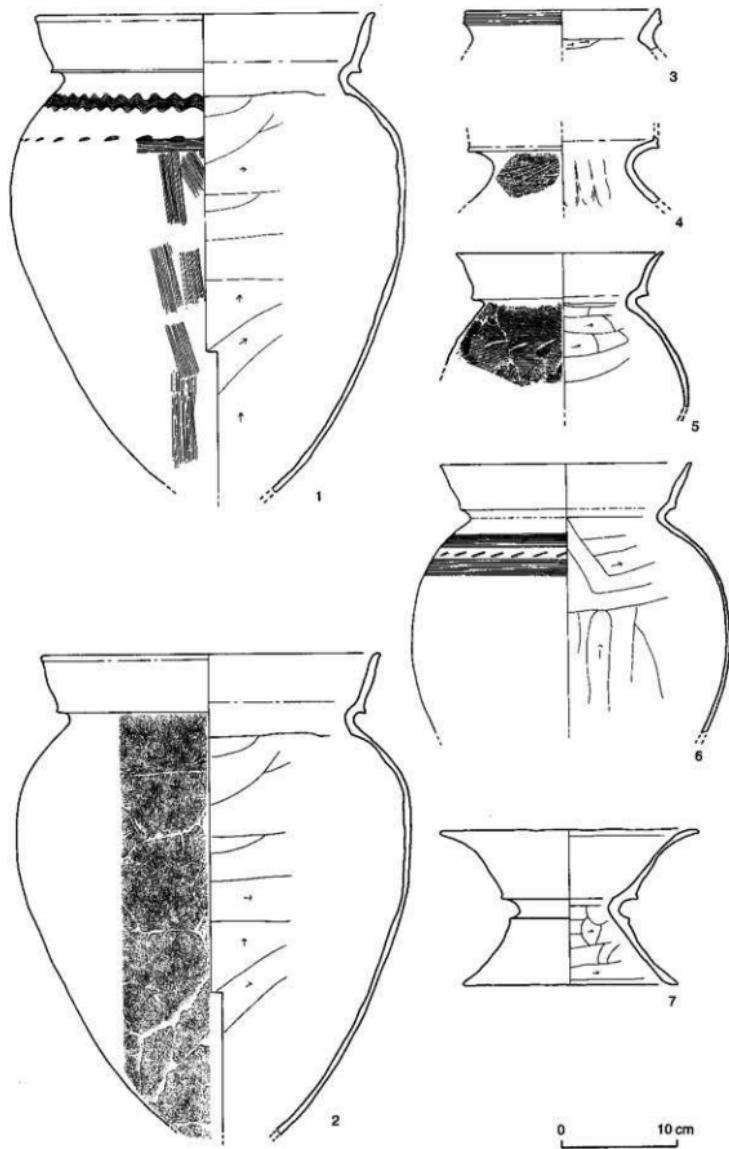
遺物は土師器の甕、壺、器台がある（第61図）。1(2は1の拓影資料)は底部を欠くが、口径30.0センチ、器高44.0センチに復元できる大型の壺型土器である。いわゆる複合口縁で肩部に最大径がある。その肩部にクシによる波状紋と刺突紋を廻らす。全体に赤褐色を呈し焼成は良好である。器壁は薄く、外面はタテ方向にハケ目調整痕、内面は屈曲部以下をヨコ方向にヘラ削りする。5、6もほぼ同様な手法による甕であるが1に比較して小型である。5は口径18.4センチで肩部はヨコ方向のハケ目調整の上から、クシによる刺突紋。6は口径22.2センチで肩部の紋様はクシによる刺突紋の上下にヨコ方向のハケ目調整を入れる。3は口縁部が厚く、口唇部に二重の凹線を入れている甕型上器片である。口径は17.4センチに復元される。4は複合口縁の壺で頸部に羽状紋を入れる。頸部内面は指ナデ調整がみられる。器壁は甕よりやや厚い。7は口径22.8センチ、底部径19.0センチ、器高13.4センチ、くびれ部の径が8.8センチの器台である。



第60図 SI-27実測図

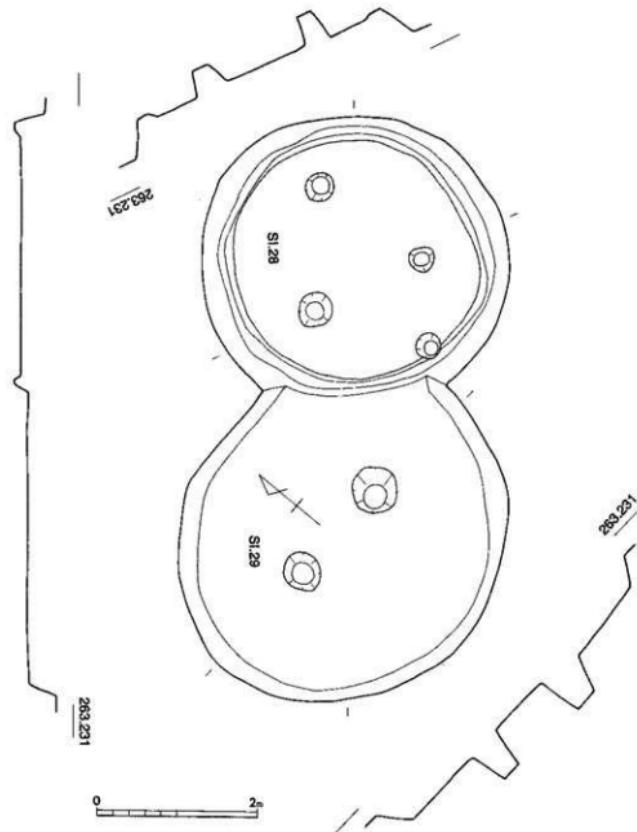
### 【27】 SI 28

SI 27の西側約6メートルの位置に、建物の西端がSI 29と重複して検出された建物跡（第62図）。直径が3.8メートルの小型の円形プランである。壁面は高さ約40.0センチを残す。床面には壁面に沿うて幅20.0センチ、深さ5～10.0センチの周溝が廻り、柱穴と小ピット以外の遺構はなく、炉に相当するピットは認められない。柱穴は3穴で径30.0～40.0センチ、深さ30.0～40.0センチで柱間はそれぞれ1.5センチで正三角形の位置関係に配されている。建物の南側溝に接して径30.0センチの柱穴状ピットがあるが補助柱かもしれない。遺物は土師器の甕と壺がある（第63図）。1と5は複合口縁部の壺である。1は口径29.0センチで肩部から下を欠く。外面はタテ方向のハケ目調整



第61図 SI-27遺物実測図

痕、内面はヨコ方向である。2は口径19.8センチで肩部にクシによる波状紋の上下に並行参考線を描く。  
1、5とも甕に比較して器壁がやや厚い。2、3、4は甕型土器でそれぞれ口径が17.6、19.2、17.0センチを測る。

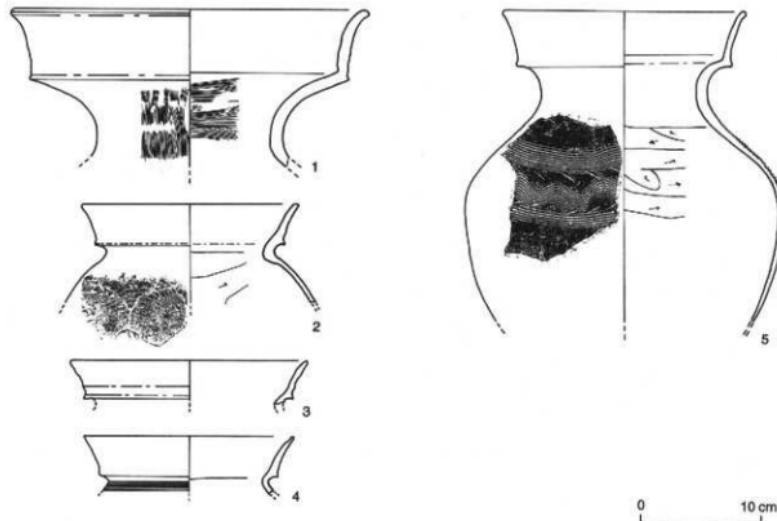


第63図 SI-28、29実測図

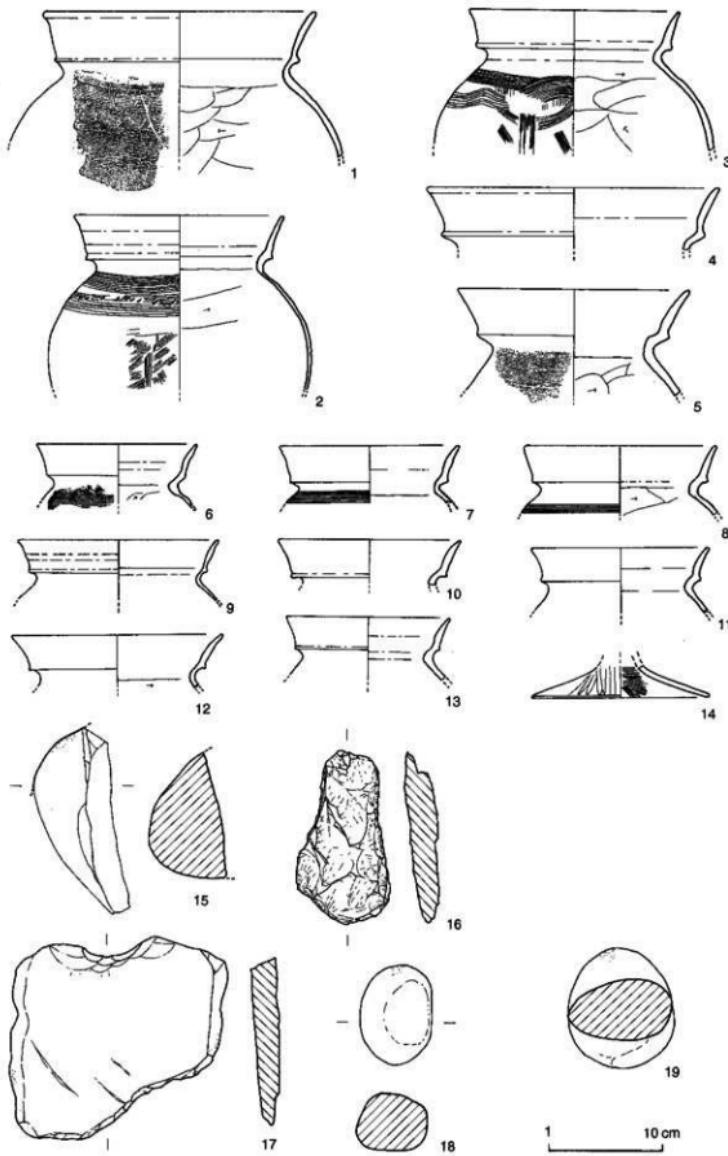
【28】 SI 29

SI 28と建物の東側の一部を重複して検出された建物跡（第62図）。5.8×3.9メートルの平面楕円形で、床面には柱穴2穴以外は、炉や周溝はみられない。柱穴は径45.0センチ、深さ50.0センチと径50.0センチ、深さ55.0センチの2穴で、柱間は1.3メートルある。壁面は35.0センチを残す。

遺物には土師器と石器がある（第64図）。1～13は壺型土器である。口径は再大のものが25.8センチ（4）、最小のものが14.2センチ（6）で、1、3、5の肩部には荒い波状紋がみられる。2には刺突紋がある。14は高壺の脚部で径は15.6センチである。外面はヘラミガキ、内面はハケ目調整である。15～19は石器である。直接建物に関係した遺物ではなかろう。16は長さ15.0センチの打製石斧で355.9グラムを量る。15(1385.91グラム)、18(353.31グラム)、19(721.2グラム)は叩石の類、17は一部に加工痕のある不明の板状石器である。



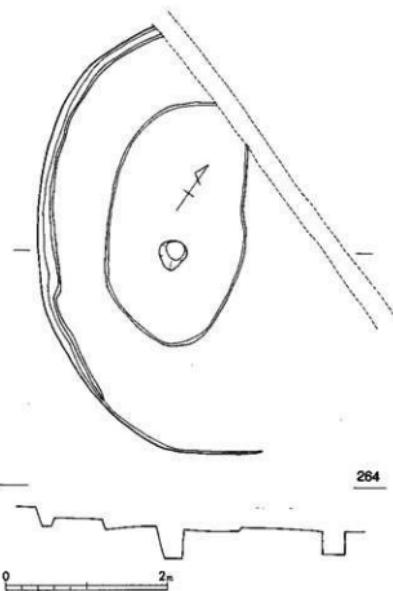
第63図 SI-28遺物実測図



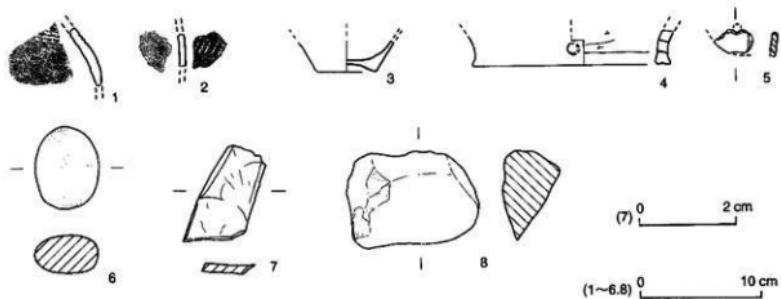
第64図 SI-29遺物実測図

【29】 SI 30

調査区の東北に検出された遺構で（第65図）、付近に SI 34や SK 10等がある。柱穴や炉跡はないが建物跡として扱う。建物の北側から西側にかけて失う。復元すれば径5.5メートルほどの平面円形になると思われる。建物の中には3.0×1.7メートル、深さ5.0センチの浅い土坑が重複している。その中に柱穴状の径30.0センチ、深さ40.0センチのピットがある。壁面は西側で約15.0センチあり、それに沿うて、幅15センチの周溝がみられる。遺物は弥生時代中期後半の土器と石器がある（第66図）。1と2は甕の同部、3は底部、4は瓶である。5は上器片を利用した有孔円盤の破片である。6は重量158.42グラムの叩石、7はホルンヘルスの石鐵石材破片（0.8グラム）。8は不明石器（97.8グラム）。



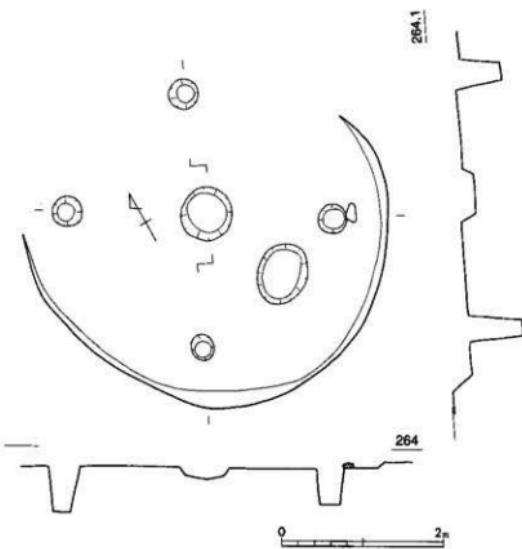
第65図 SI-30実測図



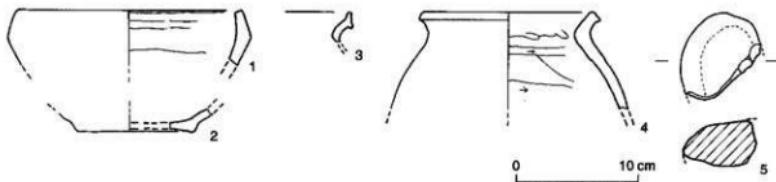
第66図 SI-30遺物実測図

【30】 SI 31

調査区の東側の建物群の一角に検出された建物跡（第67図）。SI 32、SI 33、SI 37等と特に密な群を構成する。建物の北側を失う。径4.5メートルの平面円形のプランで、床面には炉跡や柱穴はあるが、周溝はみられない。中央には径65.0センチ、深さ15.0センチの凹形の炉跡がある。柱穴は径25.0～35.0センチ、深さ40.0～70.0センチで4穴あり、柱間は南北方向が2.4メートル、東西方向が2.1メートルで、南東にある柱穴の位置がやや東にず



第67図 SI-31実測図



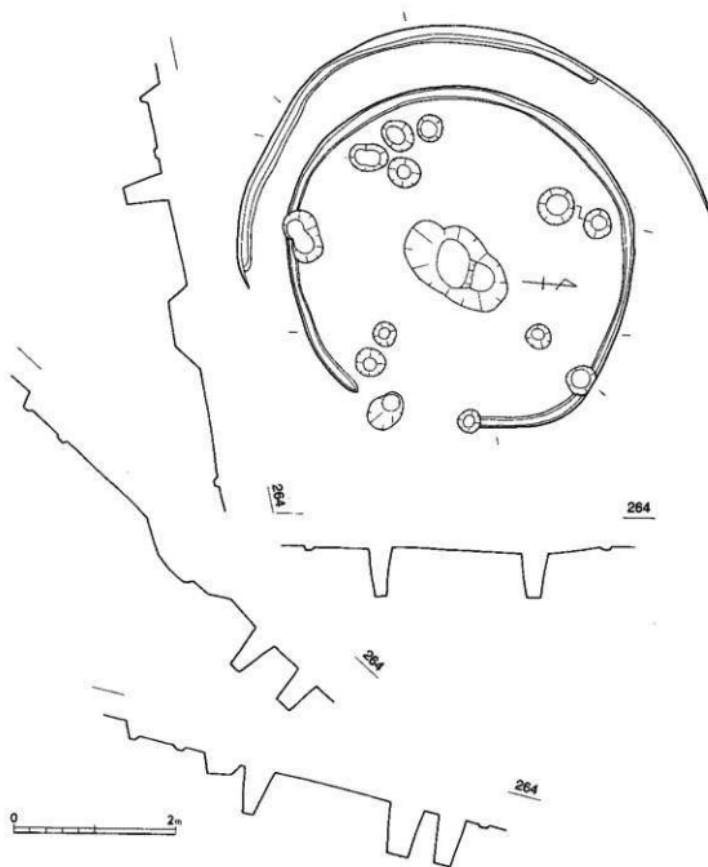
第68図 SI-31遺物実測図

れている。この南東の柱穴と南西の柱穴の間に75.0×60.0センチの浅い土坑がある。

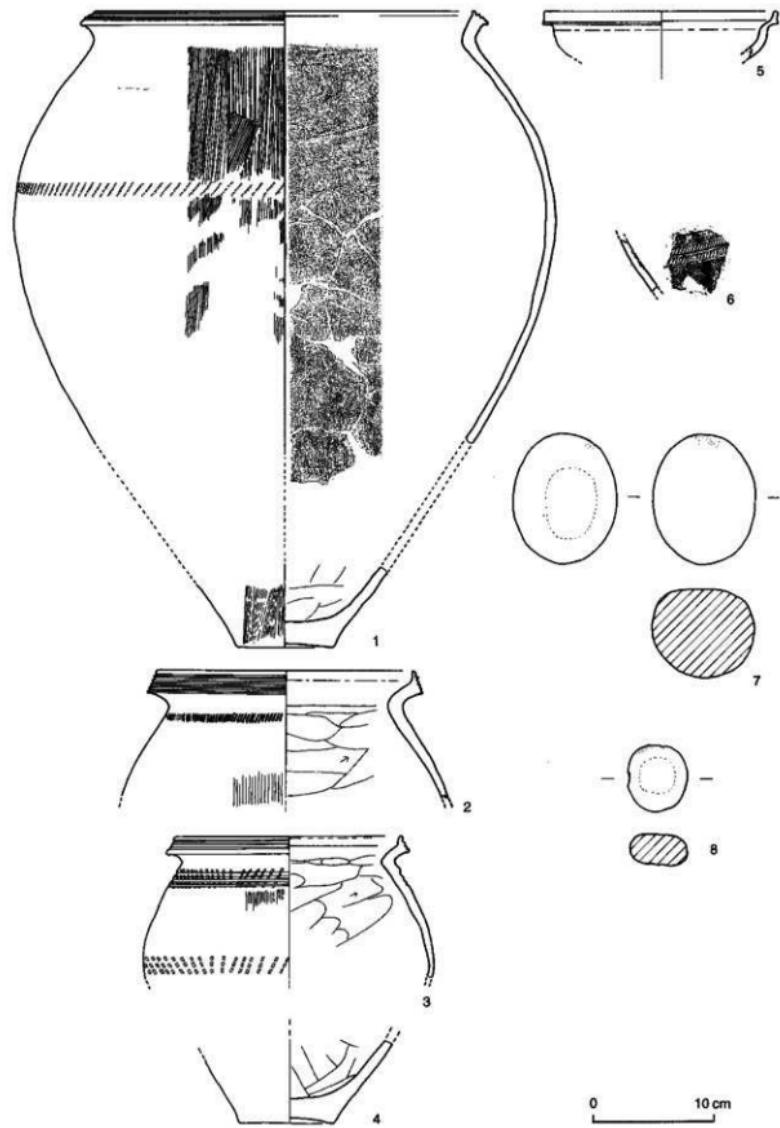
遺物は弥生土器、縄文土器、石器がある（第68図）。1、2は縄文晩期の土器。3、4は弥生時代後期の要型土器で、3は口径14.5センチである。4がこの建物跡の年代を示すものであろう。5は叩石の破片で205.45グラムを量る。

【31】 SI 32

SI 31の東に検出された建物跡（第69図）。このSI 32は、径が $4.4 \times 4.1$ メートルの円形と、復元した径が約6.0メートルの円形の建物が重複している。両者の中央の炉もわずかにずれながら重複している。そのため、 $1.4 \times 0.8$ メートル、深さ30.0センチのいびつな平面となっている。仮に小型の建物跡をSI 32 a、大型をSI 32 bとするとき、SI 32 aの柱穴は炉に最も近い4穴が、SI 32 aの周溝に沿うてある柱穴がSI 32 bに伴うものである。SI 32 bはその東側に壁面を20.0センチ残すが、SI 32 aは壁



第69図 SI-32実測図



第70図 SI-31遺物実測図

面はうまく確認できず周溝のみを検出した。

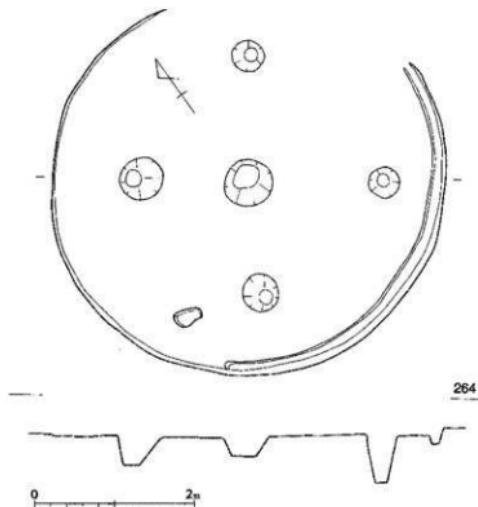
遺物には弥生土器と石器がある（第70図）。弥生土器は、中期後半のものと（1、4、5、6）、と後期のもの（2、3）の二種ある。1は口径34.0センチ、復元した器高52.0センチの大型の甕である。口唇外面は三条の凹線、頸部から下はタテ方向にハケ目調整痕。同部最大径よりわずか上方に貝殻腹縁による刺突紋様がある。外面底部は若干くぼむ。内面は底部とそれに近いあたりはハラ削り、それより上は横方向にハケ目調整痕が施される。5は口径19.5センチの高壺。2、3は口唇外面の凹線が多状化し、内面は屈曲部から下方が横方向にハラ削りがみられる甕である。口径はそれぞれ、21.0、19.0センチである。7と8は叩石の類である。7には使用痕がみられる。重量は7は964.29グラム、8は87.13グラムある。二つの遺構が重複しているに対応して、遺物も二時期ある。おそらく、SI 32 b が中期後半、SI 32 a が後期の建物跡であろう。なお、建物中央の炉跡の上を水洗したところ、炭化したオニグルミと鉄片が出土した（図版107）。

### [32] SI 33

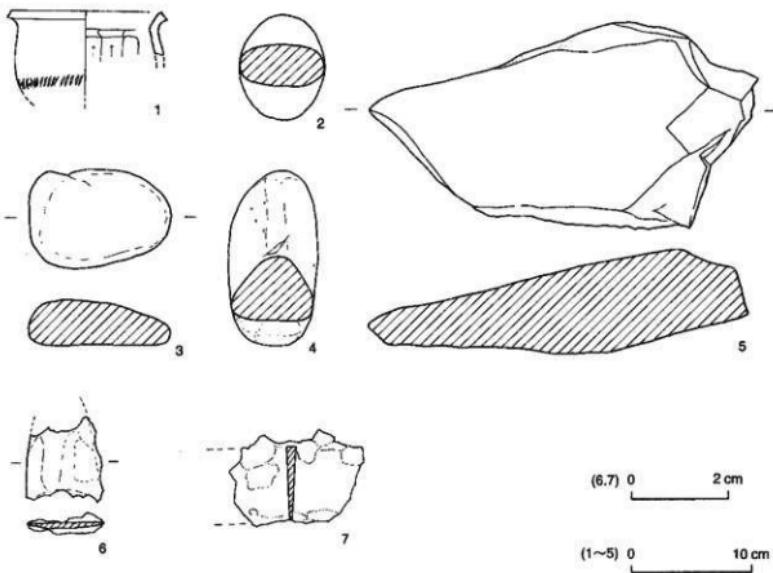
SI 32の南に検出された建物跡（第71図）。径4.8メートルの平面円形のプランで、床面には炉跡、柱穴、周溝がある。建物の東から北にかけて壁を失っている。炉跡は径60.0センチ、深さ25.0センチの円形で、建物の中央にある。柱穴は径38.0～55.0センチ、深さ35.0～60.0センチで、炉のまわりの4穴ある。柱間は南北方向に2.2メートル、東西方向に2.1メートルで正方形に近い配置である。周溝は

建物の南側の壁に沿うて幅15.0センチ、深さ10.0センチで部分的に残る。建物の西側壁付近には35.0×20.0センチの石皿様石器が置かれていた。

遺物は弥生時代後期の土器、石器、鉄器等がある（第72図）。1は口径13.0センチの小型の甕で外面の同部に刺突紋様が、内面は屈曲部から下をハラ削りを施している。2、3、4は叩石の類で、それぞれ重量は297.18、518.46、733.03グラムを量る。5は長さ31.0センチ、幅17.0センチ、厚さ7.5センチの砥石である。重量は5.18キログラムを量る。6は鉄鎌、もしくは鉄片（0.97グラム）であろう。8は鉄製の鎌の一部であろう（2.82グラム）。



第71図 SI-33実測図



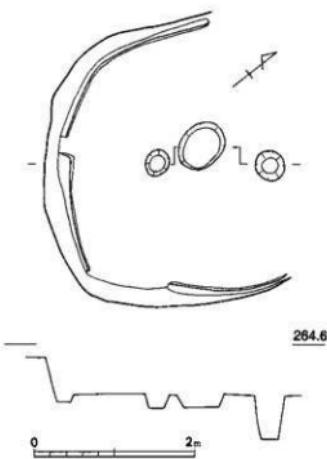
第72図 SI-33遺物実測図

### [33] SI 34

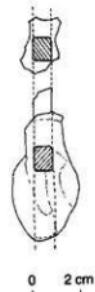
調査区の東北、SI 30の西に検出された建物跡（第73図）。径が3.5メートルの平面が円形か、隅丸方形のぶらんであろう。床面の中央には $65.0 \times 50.0$ センチ、深さ20.0センチの炉跡がある。その炉跡をはさむように、径30.0センチ、深さ20.0センチと径40.0センチ、深さ50.5センチの柱穴がある。建物の北側を失っているが、南側の壁面は50.0センチ残る。壁面に沿うて幅10.0～20.0センチ、深さ10.0センチの周溝が部分的に廻る。

遺物は鉄製品が出土した（第74図）。断面は $1.0 \times 0.8$ センチの方形である。破片は二片あり、一つは長さ2.0センチ、6.67グラム、他の一つは長さ6センチ、28.55グラムを量る。同一個体と考えられる。インゴットの可能性もある。

建物の構造は SI 29に共通し、鉄製品が出土していることから弥生時代後期の建物と推定される。

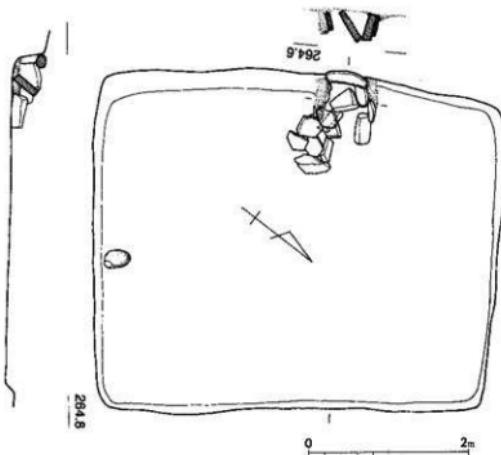


第73図 SI-34実測図



第74図 SI-34遺物実測図

遺物は須恵器、土師器、石器、鉄器等がある（第76図）。1は口径20.0センチに復元される須恵器の壺。2~10は土師器で、このうち、3は底部を欠くのみでは全体が知られる。口径25.0センチ、推定高34.0センチの壺で、外表面はハケ目調整、内面は屈曲部より下をヨコ方向とタテ方向にヘラ削りする。2は3と同様な口径26.0センチの壺の口縁部。4、5、8、9、10は口径が15.0~20.0センチの小型の壺に復元される一群である。



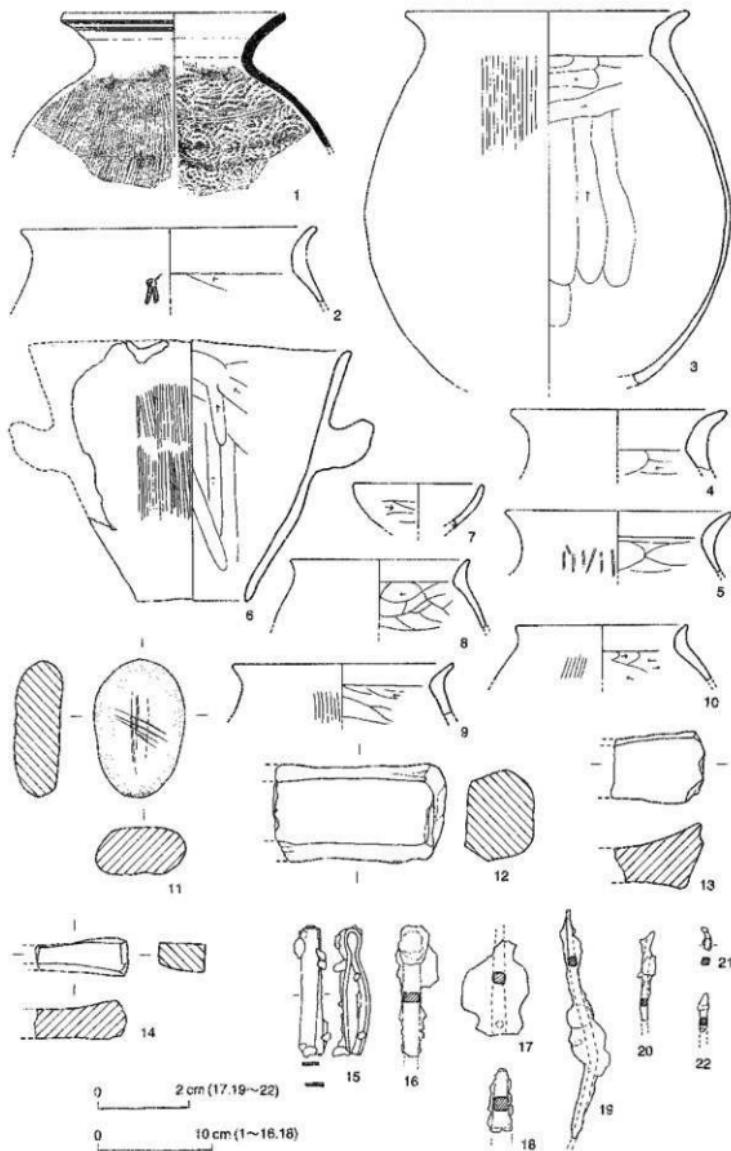
第75図 SI-35実測図

### [34] SI 35

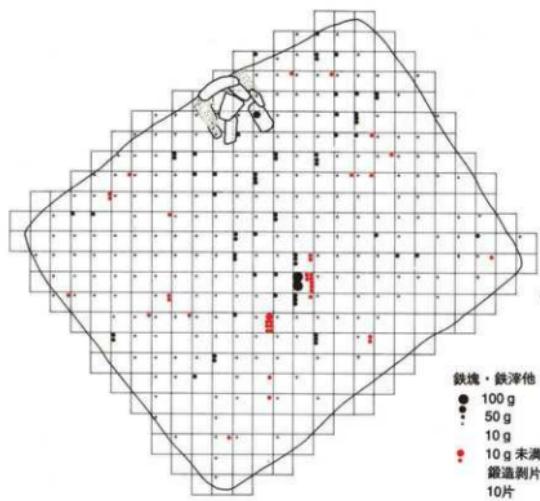
調査区の東側の建物群の一角に検出された一辺5.1×4.2メートルの平面が長方形の建物跡（第75図）。床面には柱穴や周溝は確認できなかった。壁面の高さは西側で40.0センチ、東側で20.0センチを残す。竈は西側壁面に作り付けられ、煙道は建物の外に出ない。竈は自然石や切石で構築し、粘土で補強している。袖の長さは60.0センチで、両袖の間隔も60.0センチある。竈の右袖全面に構築材の集積がみられた。

6は瓶で復元口径28.5センチ、底部径10.0センチ、器高22.5センチを測る。外表面をハケ目調整、内面をヘラ削りする手法は壺に同じである。

11~14は石器である。11は12.0×8.0センチ、厚さ4.0センチの楕円形の自然石である。重量は671.65グラムを量る。一面に使用面があり、格子状の線刻がある。叩石の類とも考えられるが、格子状の線刻をドーマンとみれば呪符石と理解できよう。12~14は低石で、いずれ



第76図 SI-35遺物実測図



第77図 SI-35鍛冶関係遺物分布図

は針穴がある。19は現存部長さ5.2センチあり、縫針本来の長さに近いと考えられる。あるいは、針穴がみられないところをみると、釣針のような別の鉄器の未製品かも知れない。

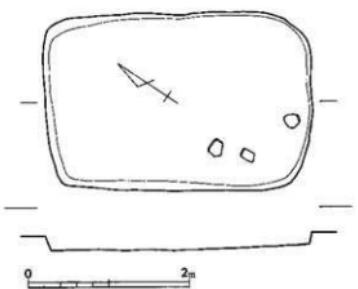
このSI 35も鍛冶関係遺物の出土が予測されたので、25センチメッシュをかけ、関係遺物の検出作業を行った。その方法はSI 26にならった。その結果、鉄塊、鉄滓、炉壁、鍛造剥片等を得た(図版110、111)。その分布は、鉄塊・鉄滓・炉壁等は重量で、鍛造剥片は個数を数えて、第77図に示してある。これらの鍛冶関係遺物はいずれも建物廃棄後の流れ込みと考えられる。

### 【35】SI 36

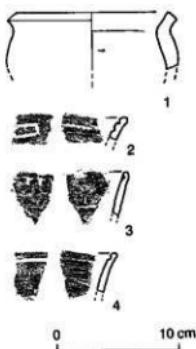
調査区の東側の建物群の一角に検出された一辺3.3×2.2メートルの平面が長方形の小型の建物跡(第78図)。壁面は20.0センチあるが、床面には柱穴などの遺構はみられない。建物内には20.0センチ前後の石材の散乱がみられたが竈の構築材かは不明。遺物には土器がある(第79図)。1は弥生時代後期の甕片、他は縄文時代後・晚期の鉢の口唇部である。SI 04が建物の規模や構造が似るが、年代決定をする資料が少ない。一応、第79図1の弥生時代後期としておきたい。

も両端部を除き、全面を使用している。12は長さ15.0センチ、径7.5×6.0センチ、重量1339.81グラム、13は現存する長さ8.0センチでよく使い込まれており、折れてい。重量は319.32グラムを量る。14は長さ8.0センチ、断面は4.0×2.5センチの長方形で、117.72グラムある。

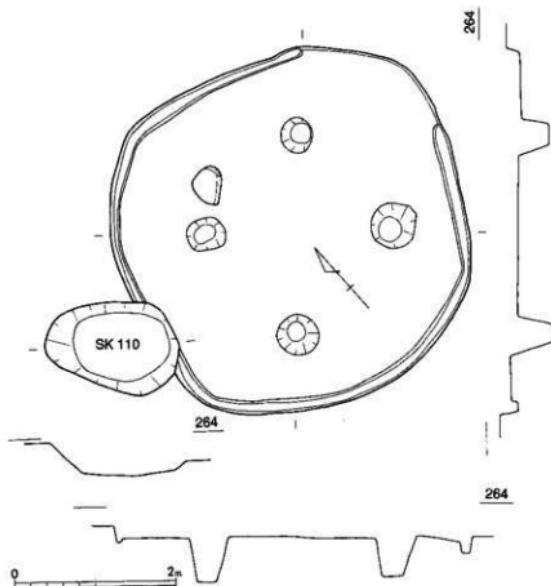
15~22は鉄製品である。15は長さ5.5センチの毛抜き状の鉄器で、5.97グラムある。16、18は鉄鎌の一部か、その他の未製品であろう。17、19~22は縫針である。17に



第78図 SI-36実測図



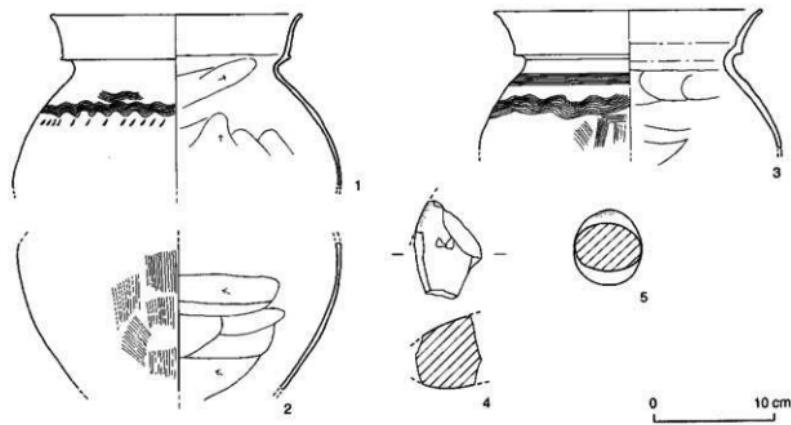
第79図 SI-36遺物実測図



第80図 SI-37、SK-110実測図

### 【36】SI 37

調査区の東側の建物群の一角に検出された建物跡(第80図)。極付近に、SI 31、SI 32、SI 33がある。また、建物の西側の一部はSK 22と複合している。一边が $4.3 \times 4.4$ メートルのややいびつな隅丸方形の平面プランの建物で、壁面は15.0~20.0センチを残す。床面には建物の東側の一部を除き幅約15.0センチ、深さ5.0~15.0センチの周溝が廻る。炉跡に相当するものはみあたらない。柱穴は径40.0~55.0センチ、深さ55.0センチの4穴あり、柱間はそれぞれ1.8メートルの正方形に配されている。また、北東部の柱穴付近に50.0×35.0センチの石皿様石器が置かれている。遺物は弥生土器と石器がある(第81図)。1は口径20.5センチの複合口縁の壺で、外面には波状紋と刺突紋がある。内面は屈曲部から下をへら削りをする。2は1の胴部と考えられる。3は同じ手法の壺であるが、外面の紋用は波状紋のみである。4と5は叩石の類で、それぞれ重量は4が306.52グラム、5は188.72グラムを量る。

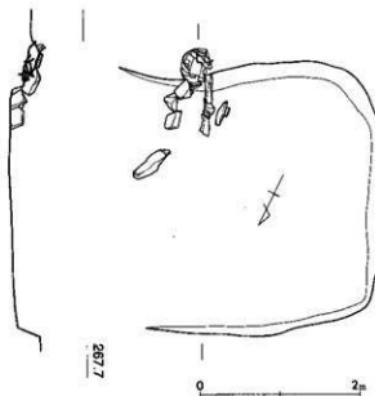


第81図 SI-37遺物実測図

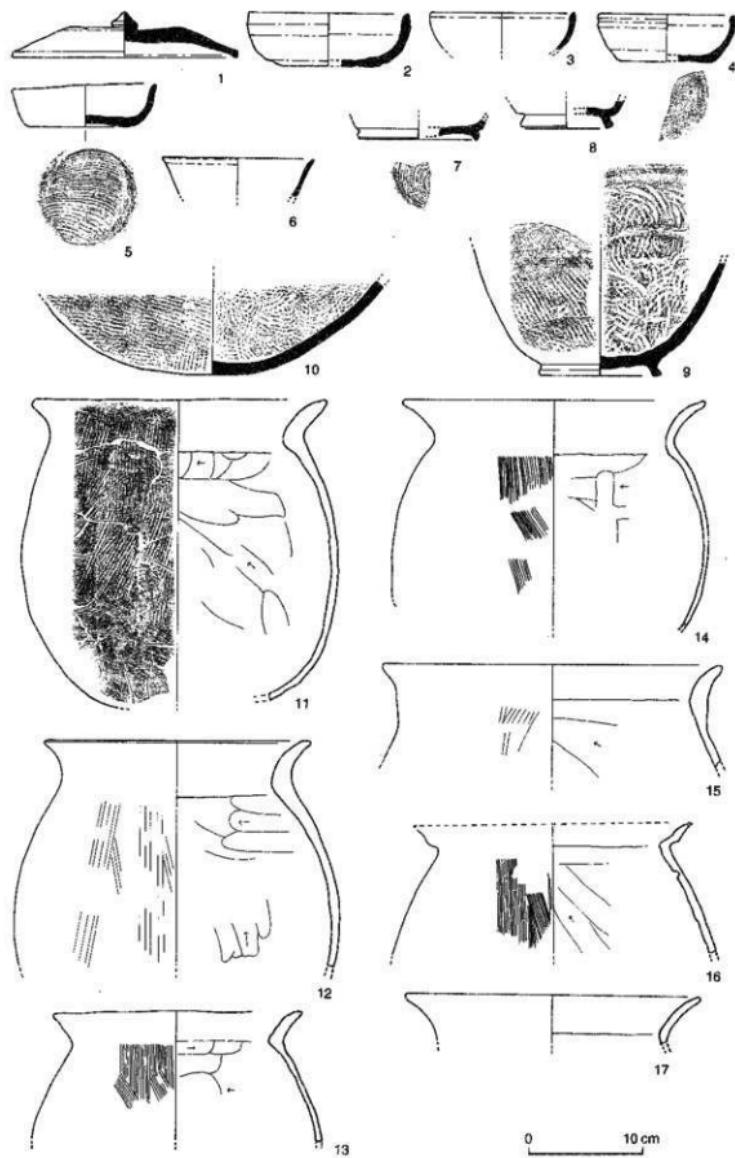
[37] SI-38

調査区の中央より南東に約40.0メートルの位置、標高267メートルコンター上に黒ボク層の中に検出された建物跡（第82図）。建物の東側を失っているが、復元すればもとは南北3.2メートル、東西4.0メートルの長方形平面プランであったと推定される。失われた東側を除いて壁面は40.0センチ残る。床面には柱穴や周溝は確認できなかった。竈は自然石と削石で構築され、建物の南側壁面に取り付け

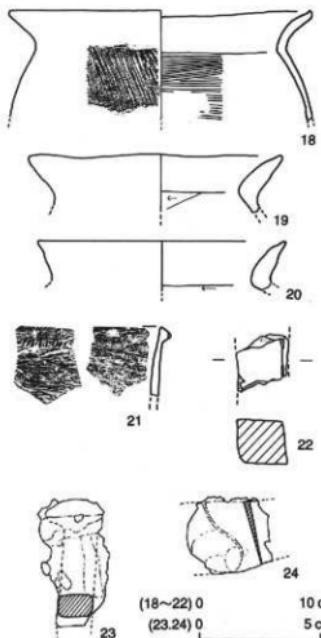
られている。袖の長さ70.0センチ、両袖間の幅は40.0センチである。竈の前面には構築材の散乱がみられた。煙道にあたる部分には土師器の壺の底部を打ち欠いたものを置き、代用としていた。遺物には須恵器、土師器、砥石、鉄器等がある（第83、84図）。1～10は須恵器である。1は最大径20.0センチ、器高4.0センチの蓋で宝珠状の撒みがつく。2～5は口径12.0～14.0センチ、器高4.0～5.0センチの坏で、胎部が湾曲しながら立上り、口唇部がわずかに外反



第82図 SI-38実測図



第83図 SI-36遺物分布図（1）



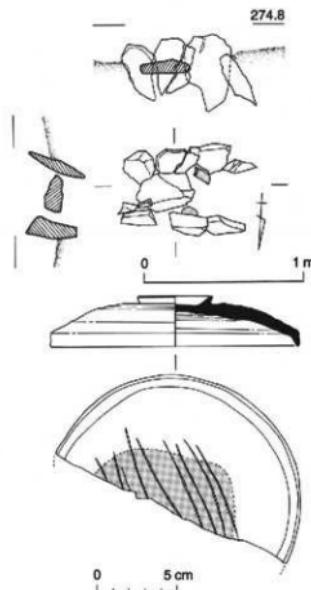
第84図 SI-38遺物実測図（2）

**[39] SI 39**

調査区の南西隅に検出された建物の竈の構築材のみの遺構（第85図上）。この遺構の東側に建物の本体があったものが崩壊したと思われる。長さ80.0センチ、幅30.0センチで、主として板状の割石を使用して構築している。

中から土師器の壺片と須恵器壺蓋が出土した（第85図下）。径15.5センチ、器高3.0センチで環状の撮みが付く。内面には焼成後に9本の線が同一方向に刻まれており、その周辺が磨滅している。硯に転用した蓋可能性がある。

する、通常この地方でみかけるものである。外面底部は回転糸切痕を残す。6は逆ハの字状にひらく口径13.5センチの壺、7、8は高台付壺である。9は壺、10は壺の底部である。11～20は土師器の壺である。いずれも、外面はハケ目調整痕、内面は屈曲部以下をヘラ削りする手法による。口径は20.0センチ～30.0センチと様々である。22は4.0×3.5センチの砥石片で、94.78グラムを量る。23は断面が1.5×0.8センチの長方形の鉄製品である。SI 11に類例がある。和釘、もしくはインゴットであろう。39.17グラムを量る。24は鉄製の鎌の破片であろう。7.96グラムを量る。21は縄文晩期の突帯紋土器である。



第85図 SI-37実測図

## 2. 掘立柱建物跡

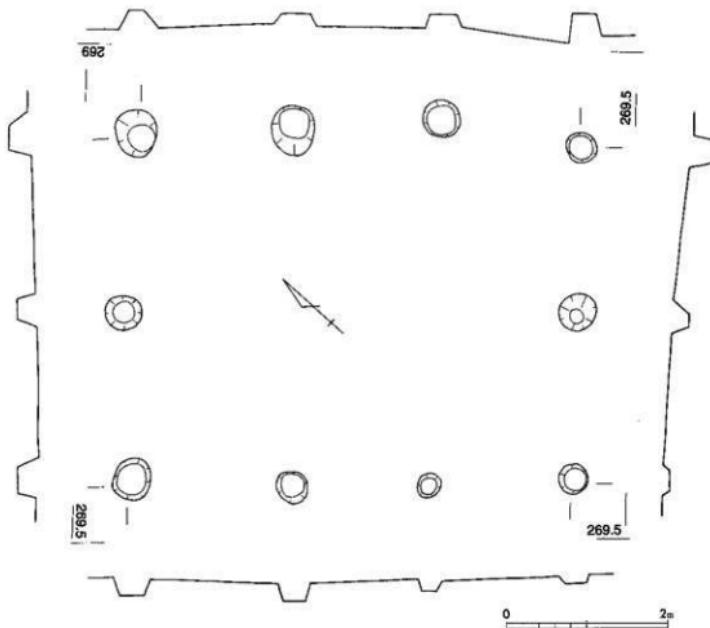
### 【1】 SB 01

調査区のほぼ中央に検出した。2×3間の掘立柱建物跡。建物の方向はセンターに並行している。柱穴は径25.0~60.0センチ、深さ10.0~40.0センチで浅い。柱穴が全て浅いのは、後世の開発のため上面はかなり削平をうけたためと思われる。

柱間の関係は、2間方向が4.2メートル、3間方向が5.4メートルある。平均すればそれぞれ、2.1メートルと1.8メートルになる。したがって、2間方向は18尺、3間方向が14尺で、7尺と6尺が柱間距離として採用されたと考えられる。実測の結果は互いの柱間距離にわずかずつのバラツキがみられるが、少なくとも平面プランは正確な設計の基に建築された建物であったと思われる。

また、建物の南東側の2間方向の柱穴の底のレベルは、順次西高東低となっている。そのほかはほぼ平均した底部のレベルとなっている。このことはSB 01建築当時に南東側の地形が西高東低となっていたことを示している。

遺物は北側隅の柱穴から土師器が出土した（第87図）。口径17.4センチの比較的小型の土師器の発

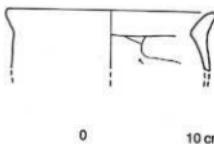


第86図 SB-01実測図

型土器である。内面は屈曲部より下をヘラ削りしている。

SB 01の床面積は22.68平方メートルとなり、同時期の竪穴建物の中で規模の大きなSI 35のそれである21.0平方メートルに近い。

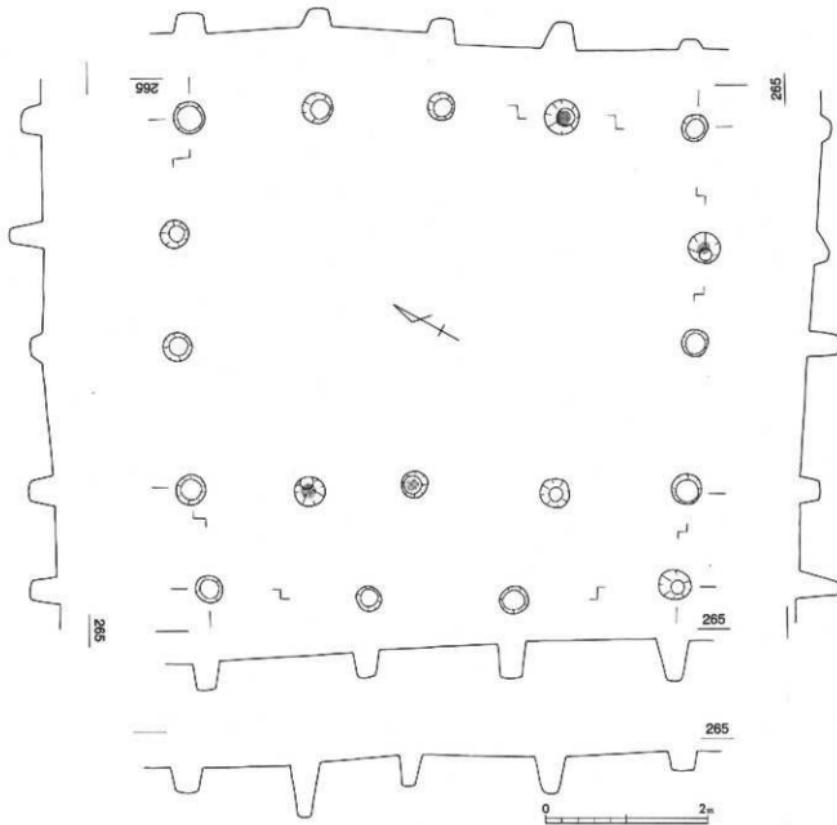
以上のことから、SB 01は律令期の掘立柱建物跡としてよく、この集落内で倉庫か、あるいはこの地方の平原部の生活様式を持った人の住居跡と考えられる。



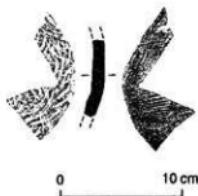
第87図 SB-01遺物実測図

## [2] SB 02

調査区の東よりの遺構群の一角に検出された掘立柱建物跡（第88図）。付近にはSD 04や土坑群がある。東西方向3間×南北方向4間で、西側に庇がつく構造となっている。柱穴は径45.0～35.0センチ、



第88図 SB-02実測図



第89図 SB-02遺物実測図  
深さは最も深いもので70.0センチを測る。遺構検出時でSB 02の柱穴18穴のうち、4穴について柱痕を確認した。それによると径が20.0センチある円柱で、第88図にスクリーントーンで示した。

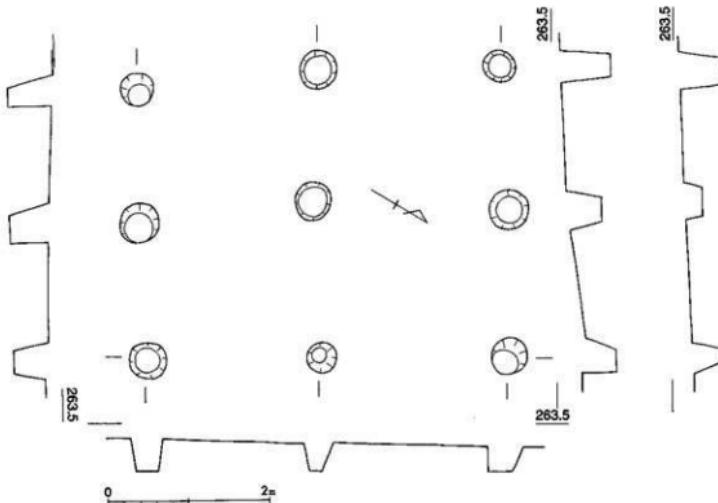
3間東西方向の柱間は、4.5メートルを測り、南北とも東より1.5(5尺)、1.2(4尺)、1.8(6尺)メートルの間隔である。4間南北方向は6.0メートルを測り、東側ではそれぞれ、1.5メートルのはば等間隔となる。

第89図 SB-02遺物実測図  
西側では北から、1.5(5尺)、1.2(4尺)、1.8(6尺)、1.5(5尺)メートルと不規則な間隔となっている。それは西側に庇があり、建物の出入口との関係を示しているのかも知れない。庇の部分は幅1.2(4尺)メートル西に張出し、長さは5.7メートルとしている。したがって、SB 02は5尺を一つの基準として、南北20尺、東西15尺の平面プランが長方形の建物の西に、幅4尺、長さ19尺の庇を付けた設計であったと推定される。庇部分を除く、建物の床面積は27.0平方メートルである。

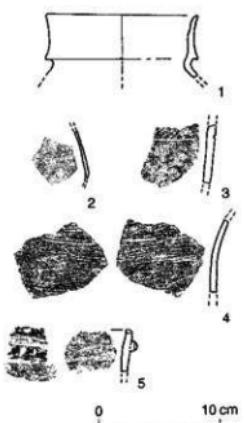
遺物は須恵器の甕、または壺の破片がある(第89図)。

### [3] SB 03

調査区東側の遺構群の中に検出された掘立柱建物跡(第90図)。東西南北それぞれ2間×2間の総柱構造である。柱穴の径は35.0~40.0センチ、深さ30.0~60.0センチである。建物の南隅の柱穴の位置がずれるが、南北4.5×東西3.6メートルの平面長方形で、それぞれ7.5尺と6尺の柱間距離であることが知られる。



第96図 SB-03実測図



遺物は建物周辺から弥生土器と縄文土器が出土している（第91図）。1、2は弥生時代後期、3~5は縄文晩期の鉢型土器片である。直接SB 03の年代を示すものではなかろう。

このような総柱構造の建物は倉庫と考えられ、飯石群領原町八神の森遺跡でも律令期の竪穴建物跡とともに報告されている（柳浦俊一「森遺跡」「志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書2」1994島根県教育委員会）。

#### 【4】SB 04

SB 03の南東側に隣接して検出された掘立柱建物跡（第93図）。南北5間×西3間で東側に、庇、または構列を配した構造である。柱穴は径35.0~50.0センチ、深さ30.0~70.0センチある。柱間距離は南北が10.5メートル、東西6.3メートルであるが、各柱間はやや不規則である。したがって、SB 04は、南北35尺、東西21尺の長方形プランで、柱間距離は7尺を一応の基準にした設計であったと思われる。床面積は66.15平方メートルあり、その間には他に柱穴はみられない。構造上は不安定なものであるので簡易の建物であるかも知れない。

構列は建物の東に1.8メートル離れ、4穴により9.6メートルの長さがある。柱穴の径は30.0センチ前後である。

遺物は建物の北西隅より二番目の柱穴から弥生土器と須恵器が出土した（第92図）。1は最大計11.2センチに復元される須恵器の蓋坏でかえりがみられる。2は須恵器の壺片である。3と4は弥生時代後期の壺型土器の破片である。

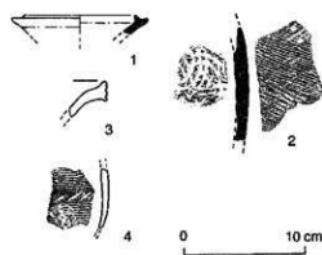
以上のことからSB 04は7~8世紀の掘立柱建物跡であり、その機能は簡易に利用される建物であつたと考えておきたい。

#### 【5】SB 05

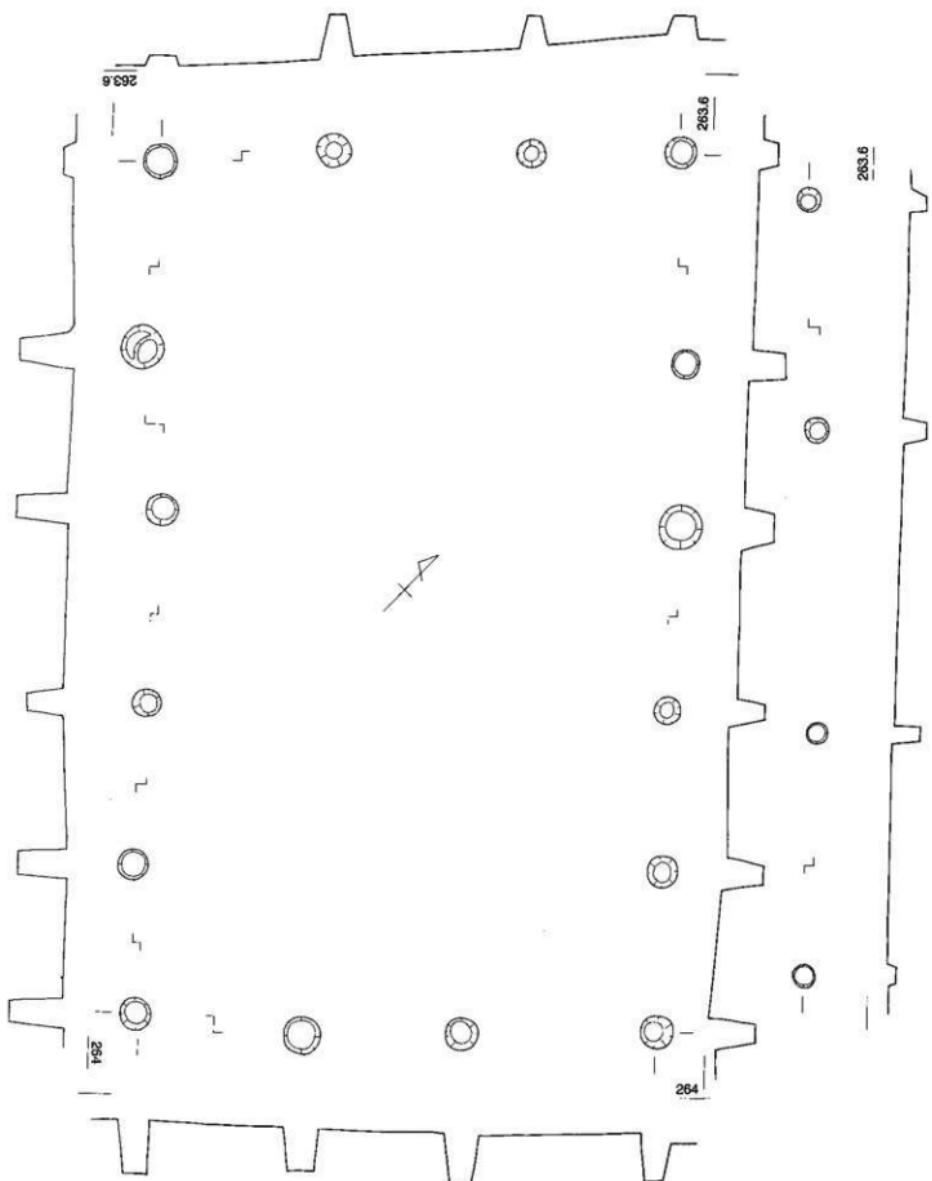
調査区の最も北西部に検出された1間×2間の掘立柱建物跡（第94図）。柱間距離は南北3.0メートル、東西2.2メートルある。南北方向は約1.5メートルが柱間距離の基準になっていたと思われる。柱穴は平面プランが方形で、一辺40.0×50.0センチ~65.0×40.0センチ、深さ45.0~55.0センチある。床面積は66.0平方メートルである。高床倉庫と考えられる。

遺物は柱穴から弥生時代後期の土器が出土した（第95図）。1は壺型土器の同部の破片でケシ描き羽状紋が施される。2は鼓形器台の破片である。

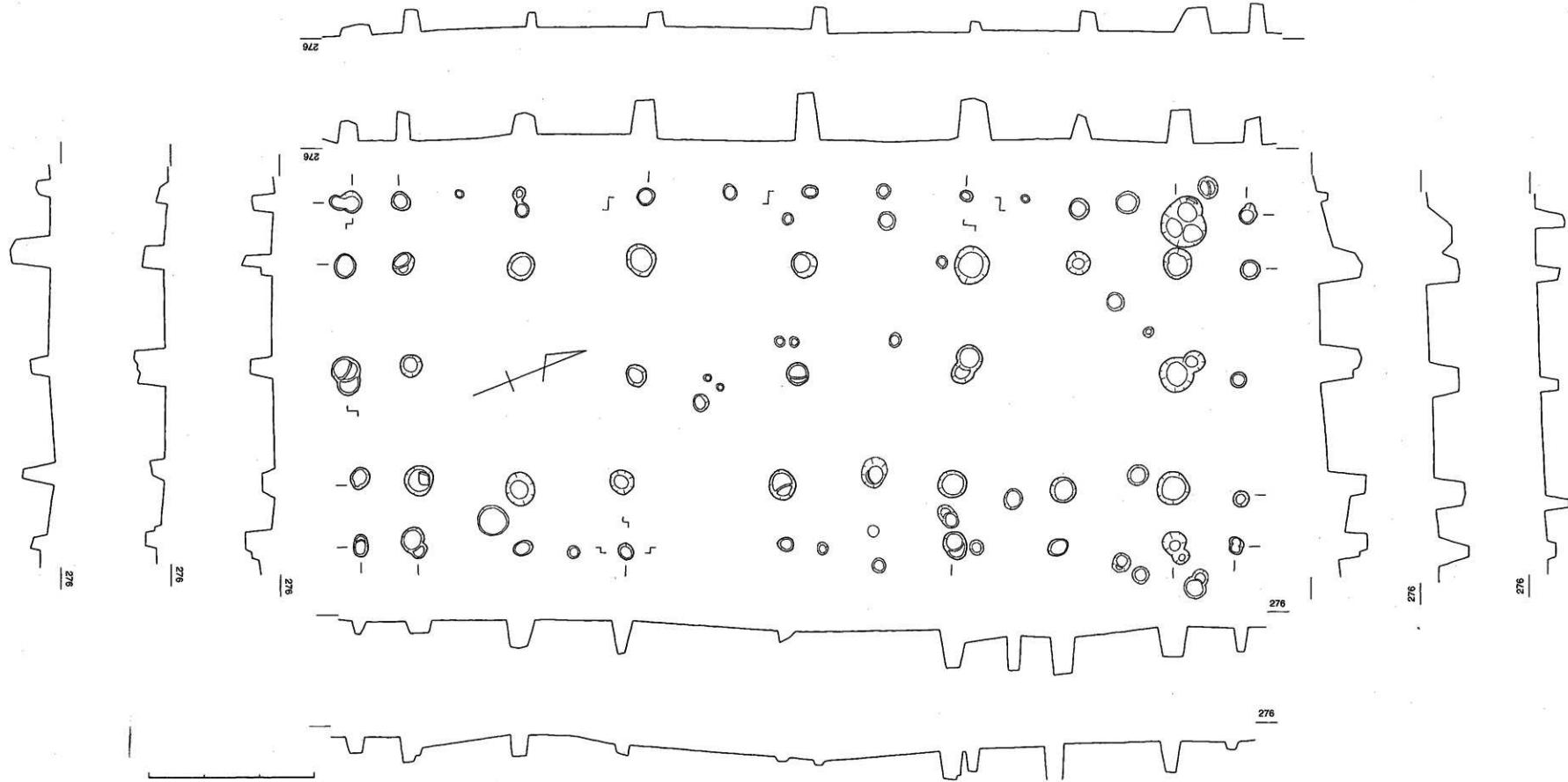
なお、床下にあたるところに90.0×86.0センチ、深



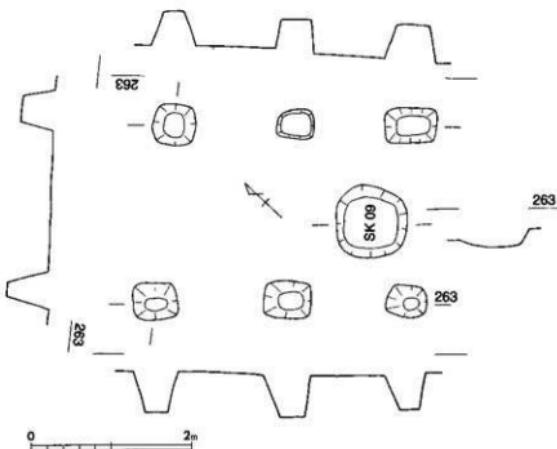
第92図 SB-04遺物実測図



第93図 SB-04遺物実測図



第96図 SB-06実測図

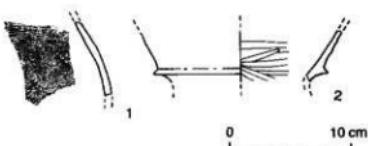


第94図 SB-05,SK-09実測図

さ20.0センチの、弥生土器一片を出土した浅い  
土坑（SK-09）がある。

#### 【6】SB-06

調査区の最南部隅に検出された2間×6間の  
掘立柱建物跡（第96図）。柱間距離は東西4.2メー  
トル、南北13.8メートルで、南北に長い建  
物である。東西2間方向は、2.1メートルで割  
り切れ、それぞれ7尺の柱間となる。南北6間方向は、北より、2.1、2.1、3.0、3.0、1.8、1.8メー  
トルで、それぞれ、7尺・7尺・10尺・10尺・6尺・6尺の柱間となる。柱穴は径40.0～60.0センチ、深  
さ40.0～85.0センチある。これらの柱穴に対応させ、その周囲の四面には、1.2メートルの幅で、径  
20.0～40.0センチ、深さ40.0～60.0センチの、底を支えた柱と考えられる小さな柱穴が配されている。  
遺物は土師器の小片が柱穴から出土している。底を支えた柱を除いた平面プランは東西14尺、南北46  
尺となる。床面積は57.96平方メートルとなる。このように横に長いプランは山間部ではこれまで例  
のない建物跡である。律令期の建物跡と考えられる。



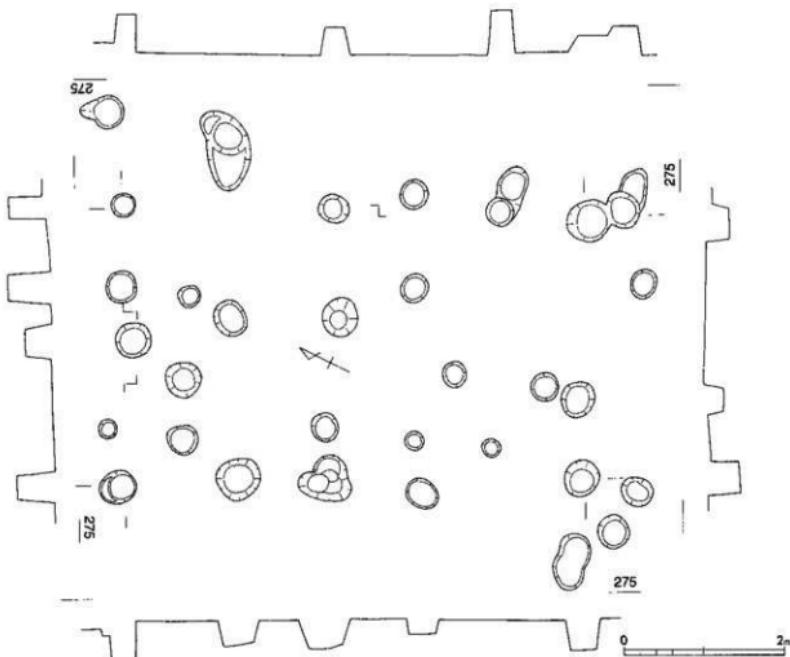
第95図 SB-05遺物実測図

**[7] SB 07**

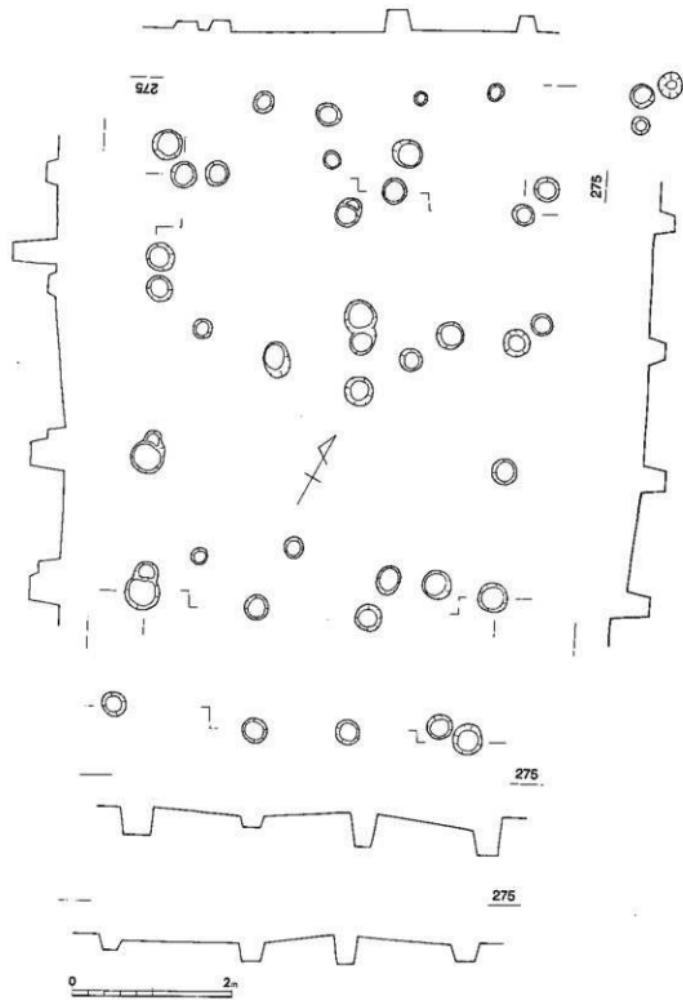
弥生時代の建物である SI 01の西に隣接して検出された掘立柱建物跡（第97図）。径 25.0～50.0 センチ、深さ 20.0～60.0 センチの大小様々な柱穴状遺構群があり（柱穴総数39穴）、複数の建物跡が重複していると考えられる。一応、南北方向に 5.6 メートル、東西方向に 3.5 メートルの建物を想定してみた。周辺からは中世陶磁器の破片が出土している。

**[8] SB 08**

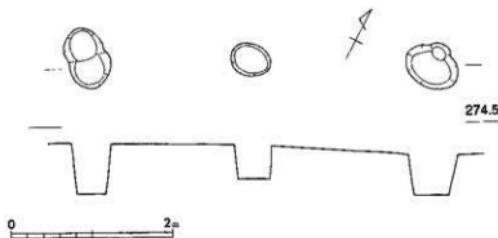
SB 07 の北西 8.0 メートルの位置に検出された掘立柱建物跡（第98図）。径 15.0～45.0 センチ、深さ 20.0～55.0 センチの総数 44 穴からなる柱穴状遺構群の中に、南北 6.4 メートル、東西 4.4 メートルの



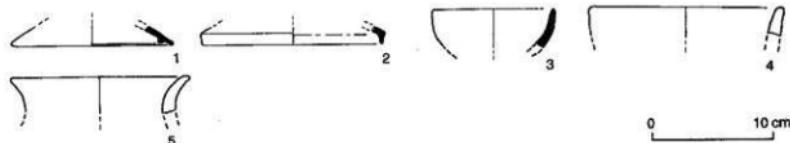
第97図 SB-07実測図



第98図 SB-08実測図



第99図 SB-09 実測図



第100図 SB-09 遺物実測図

建物を想定した。SB 07と同様に複数の建物跡が重複していると考えられる。周辺からは中世陶磁器の破片が出土している。

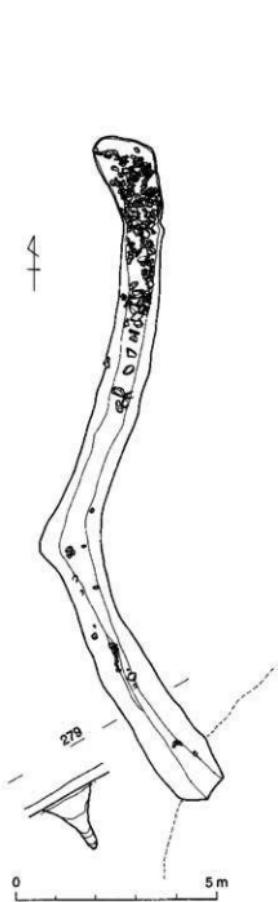
### 【9】 SB 09

SI 02とSI 08の間の位置に検出された掘立柱建物跡（第99図）。径40.0～60.0センチ、深さ40.0～60.0センチの柱穴3穴のみが東西方向に残っていた。建物の主要部はこれの北側に延びていたと思われるが失われている。柱間距離は4.2メートルで、2.1メートルで割り切れるので、7尺が柱間距離の基準となったと考えられる。遺物は柱穴の中から須恵器と土師器が出土した（第100図）。須恵器は7世紀後半から8世紀前半のものであろう。

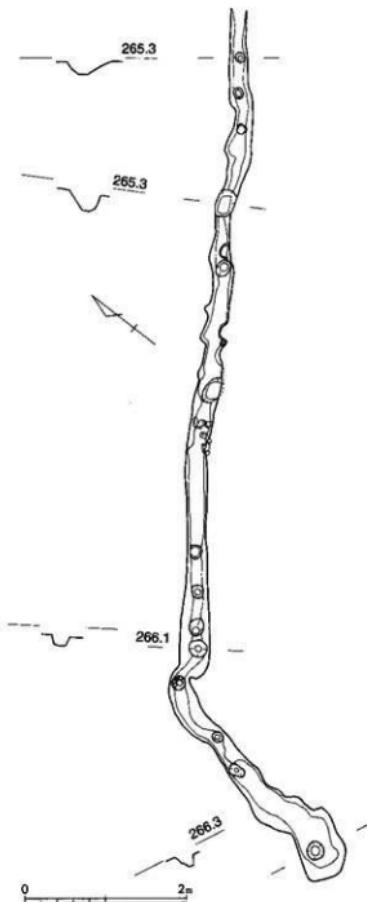
### 3. 溝状遺構

#### [1] SD 01

調査区の最南端隅に検出された溝状遺構（第101図）。幅60.0センチ、長さ17.1メートルで、くの字状に途中で屈曲する。溝の底部は北高南低となり、神戸川の支流方向に向かっている。北側には拳大から人頭大の割石が充填されている。断面は漏斗状を呈す。



第101図 SD-01実測図



第102図 SD-04実測図

遺物（第104図）には石器、弥生土器、輸入青磁等がある。1は縄文時代後・晩期の打製石斧で112.0グラムを量る。石鋸の先端部であろう。2、3は弥生時代中期の壺、4、5は弥生時代中期の壺。4は底部に焼生後小孔をあけている。7は長さ5.0センチの大型石錐の未製品で6.4グラムを量る。6は中国製青磁で外面に雷紋がある。

#### [2] SD 02

SI 07の西側に検出された溝状遺構（第15、17図）。形状はSD 01に似る。

遺物は縄文土器、須恵器、輸入青磁等がある（第103図）。1は縄文後・晩期の深鉢土器の破片。2は口径8.5センチ、器高3.0センチに復元される須恵器の壺、3は口径13.0センチに復元される須恵器の壺である。4は中国製青磁。

#### [3] SD 03

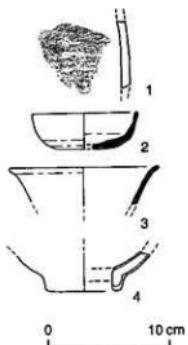
調査区の中央にある溝状遺構（図版42）。調査前には水田の用水路として使用されていた溝である。

遺物は縄文土器、弥生土器、石器、須恵器、土師器、中世陶磁器等がある（第105図）。1は縄文後・晩期の深鉢土器の破片。2は弥生時代中期の壺片、3は口径18.0センチに復元される弥生時代中期の壺。5、6は叩石の類で、6は円石で542.29グラムを量る。4は口径19.6センチの土師器の壺の口縁部。内面は屈曲部から下はヘラ削り。7は口径13.2センチに復元される須恵器蓋である。宝珠状の撮みの付くものである。10、11は中国製青磁の碗。11は口径15.2センチに復元され、外面には雷紋がある。12、13は李朝青磁の底部。8、9は唐津系陶器の底部である。8の内面には胎土目痕が残る。

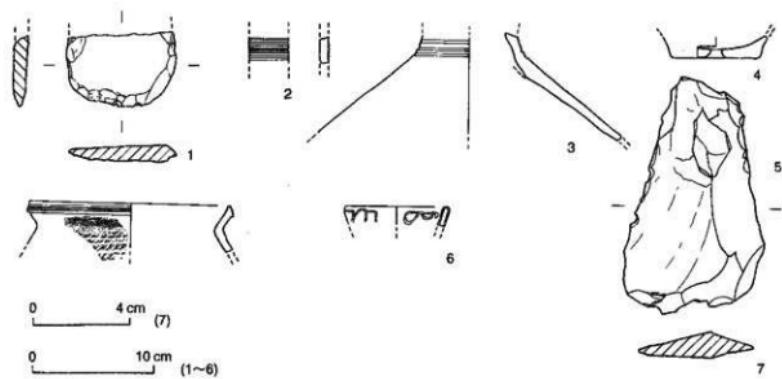
#### [4] SD 04

調査区の東端の遺構群の中に検出された溝状遺構（第102図）。幅80.0センチ、深さ40.0～60.0センチ、長さは23.0メートルあり、くの字状に屈曲している。溝の中にはさらに柱穴状の遺構が不規則にある。

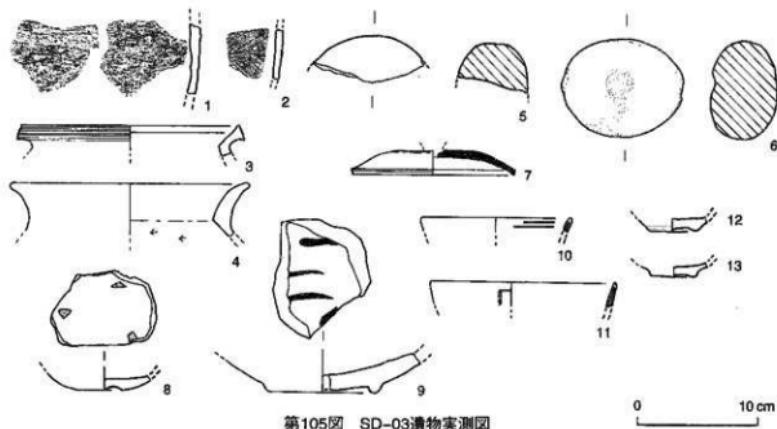
遺物は8世紀代のものに限られる（第106図）。1は製塙土器の口縁部の破片で内面に布目痕が残る。2、3、4は須恵器壺。口径は2が13.4センチ、3が18.6センチに復元される。4の外底面には回転糸切痕がある。5は土師器で、手捏の小型土器である。SI 06とSI 08に類例がある。SD 04はその北側にある同時期の建物群を区画する柵列のような遺構の可能性を考えたい。



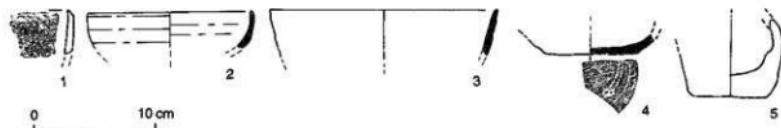
第103図 SD-02遺物実測図



第104図 SD-01遺物実測図



第105図 SD-03遺物実測図

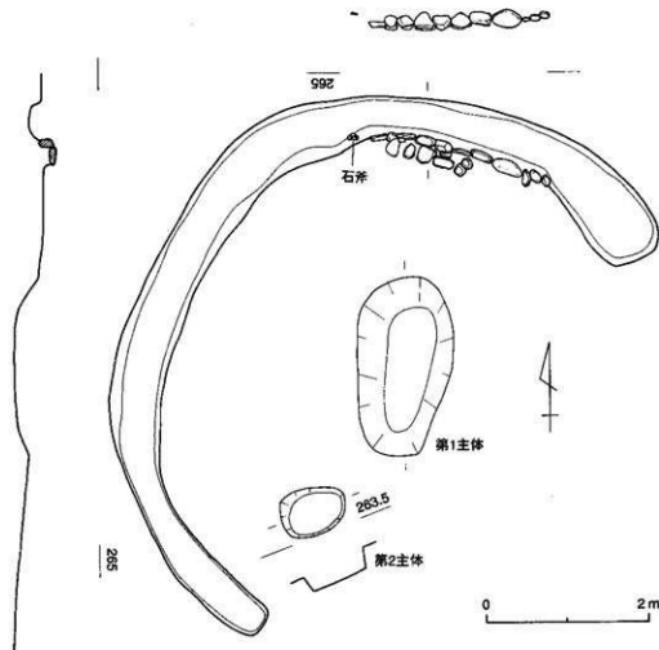


第106図 SD-04遺物実測図

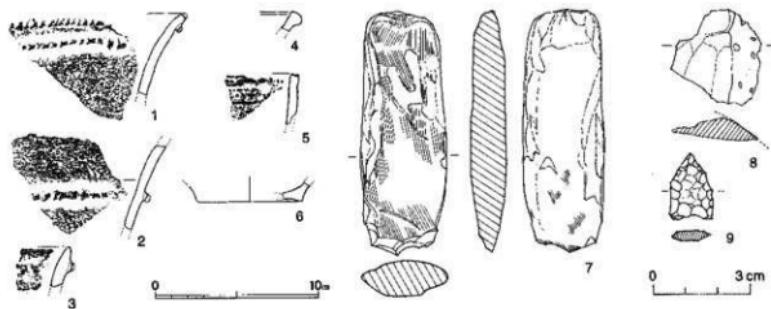
#### 4. 周溝墓

調査区の東端に縄文時代晩期の周溝墓を検出した（第107図）。遺構の上面はかなり掘削をうけており、特に南東側はほとんど失われている。したがって、地山であるハイカ層は西高東低となっており、遺構もそれに応じて掘削をうけている。周溝は約二分の一を残しているが、円形であったと考えられ、その径は周溝の中央で測定すると6.7メートルある。幅40.0～80.0センチ、深さは北側で15.0センチ、石列の最頂部からは35.0センチある。周溝の内側の周縁部に沿うて、長さ1.3メートルにわたり石列が残っていた。径10.0～40.0センチの自然石を周溝に沿うて貼り付け、その上に扁平な自然石を選んでテラスができるように階段状に配列している。最も残存状態のよい石列付近での周溝底のレベルは、264.2メートルで、両側はそれ以下のレベルまで掘削されている。元来、石列は周溝周縁部全体に廻っていたと思われる。

第1主体部はほぼ中央に検出され、南北2.2メートル、最大幅1.2メートル、深さ0.3メートルあって、



第107図 周溝墓実測図



第108図 周溝出土遺物実測図(1)

不整形な長楕円形を呈している。床面はほぼ水平であるが、壁面はゆるやかに立ち上がる。木棺の痕跡は確認できなかった。

第2主体部は、第1主体部の南西に検出された。東西0.8メートル、最大幅0.6メートル、深さ0.25メートルで不整形な楕円形である。



第109図 周溝出土遺物実測図(2)

遺物は周溝内、第1、第2主体部内から出土した(第108、109図)。縄文土器と石器がある。1~3、7、9、10は周溝内の遺物である。1、2、3は晩期の刻目突帯紋の深鉢土器である。1と2は同一個体で、二条突帯紋になると思われる。7は長さ7.6センチ、幅2.7センチ、厚さ1.1センチの流紋岩製の磨製石斧で、37.98グラムを量る。9は安山岩製の石鎌で長さ2.1センチ、幅1.3センチ、重量0.83グラムである。10は叩石の一種と考えられる石器である。173.34グラムを量る。この他、周溝内からは粗製土器の破片が38片出土した。

4と8は第1主体部の遺物である。4は浅鉢上器の口縁部、8は磨石の破片である。この他に、粗製土器の破片が13片出土した。5と6は第2主体部の遺物である。5は粗製の深鉢土器の破片、6は浅鉢土器の底部である。この他に、浅鉢土器片1、粗製土器片13が出土した。

## 5. 土 坑

土坑は調査区の主として東端に集中して発見された（第2図）。それは縄文時代の周溝墓、弥生時代や奈良時代の建物跡や溝状遺構の集中するところでもある。この中でも特に多くの土坑が検出されたのは、縄文時代の周溝墓の北西側、奈良時代のSD 04の周辺である。

発見された土坑のうち、SK 01は調査区のうちでも西側のSI 08の南東側隣に重複しており、中からは古銭や中世陶磁器の小破片が出土した（第18図）。周辺は中世の遺構が集まっているところなので、SK 01はそのころの墓坑と考えられる。

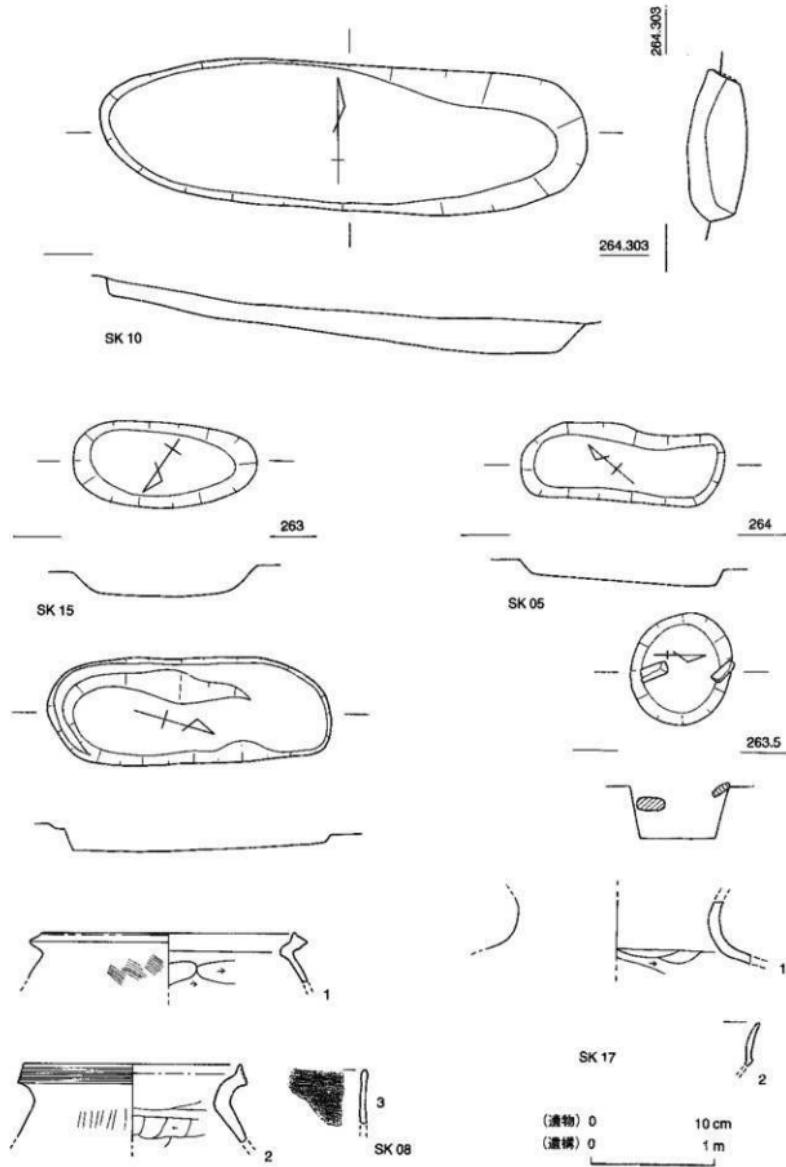
SK 01を除く調査区の東端の土坑群は、その南に最も集中しているが、その北側では建物跡の間隙をぬうようにSK 02~24・150が存在している（第119~112図）。その中でも横に長いSK 02、05、07、10、15からは縄文後・晚期の土器片が、SK 03、08、14からは縄文土器と弥生後期の壺片が出土している。その他は円形のものが多く、縄文土器や弥生土器片のほか自然石が伴うものがある。これらの土坑のうち、SK 03は $1.67 \times 1.17 \times 0.49$ のすり鉢状の土坑で、8個の自然石と、縄文晚期の刻目突帯紋土器と弥生前期の壺型土器が出土している。

土坑の最も集中する周溝墓の東は大小の土坑112基が検出された（第113~122図）。それらは径30.0センチの小規模のものから、長さ3.0メートル近くに及ぶものまである。土坑の中からは縄文時代晚期、弥生土器、石器、自然石を出土するものある。その関係は表にしてまとめた（P 95）。

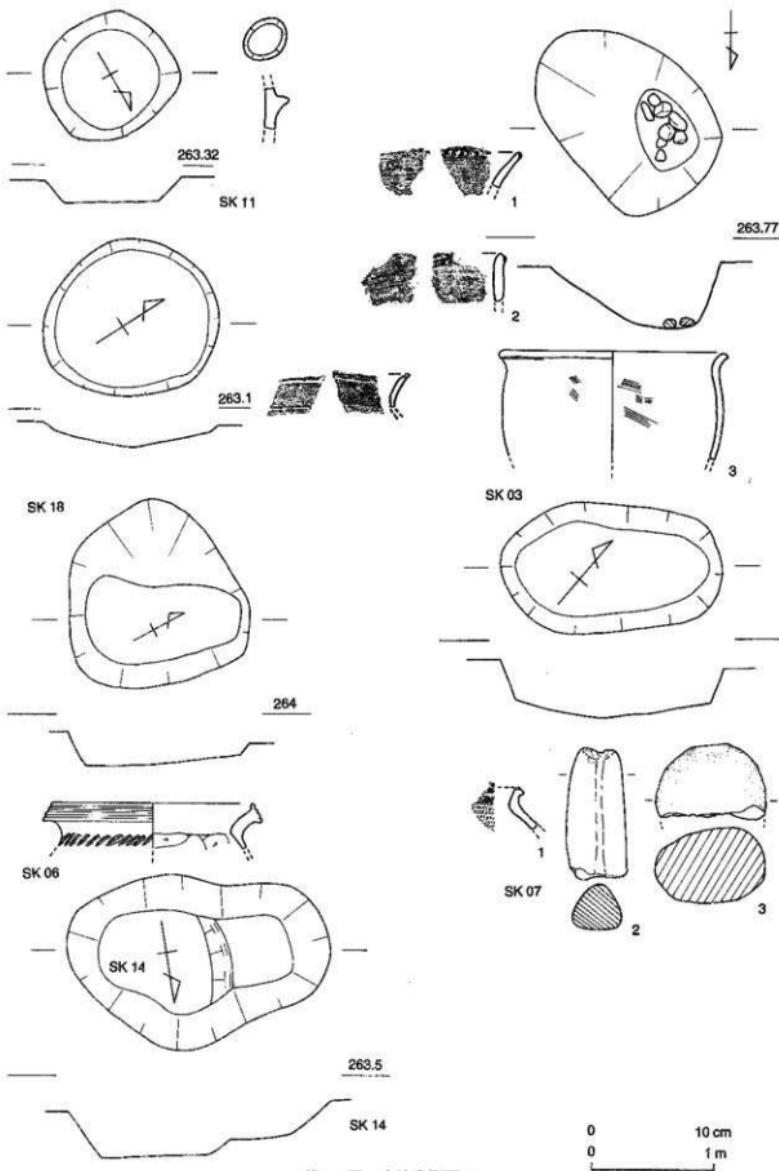
これらの土坑はその分布に粗密があり、便宜上これを周溝墓に近いところから、順次A・B・Cの三群に別けた（第122図）。これ比較的大きな土坑が群をなすA群と、それに小型の土坑が混在するB・C群の二群に大別できるかもしれない。これらを三群に別けたのは、A群とB群、B群とC群の間に幅1メートルと2メートルの土坑のみられない部分があるからである。遺物の多くは縄文晚期の土器の破片で、それに弥生土器が混在する例も若干ある。径が40.0センチ前後の小型の土坑の中には後世の柱穴もあるかもしれないが判別できない。さらにC群と縄文時代の周溝墓との間には幅4メートルにわたり土坑のみられない緩衝地帯がある。

土坑A・B・C群のほとんどは縄文時代の周溝墓と同時期の墓坑と考えられる。とすれば、周溝墓は特定の人、C群は成人、A・B群は小児の墓坑群と理解することはできないであろうか。A・B群の土坑数が多いのはこの時代に小児の死亡率が高かったからであろう。土偶（第124図8）がこれらの付近から出土しているのもこの時代の墓制と関係していると思われる。

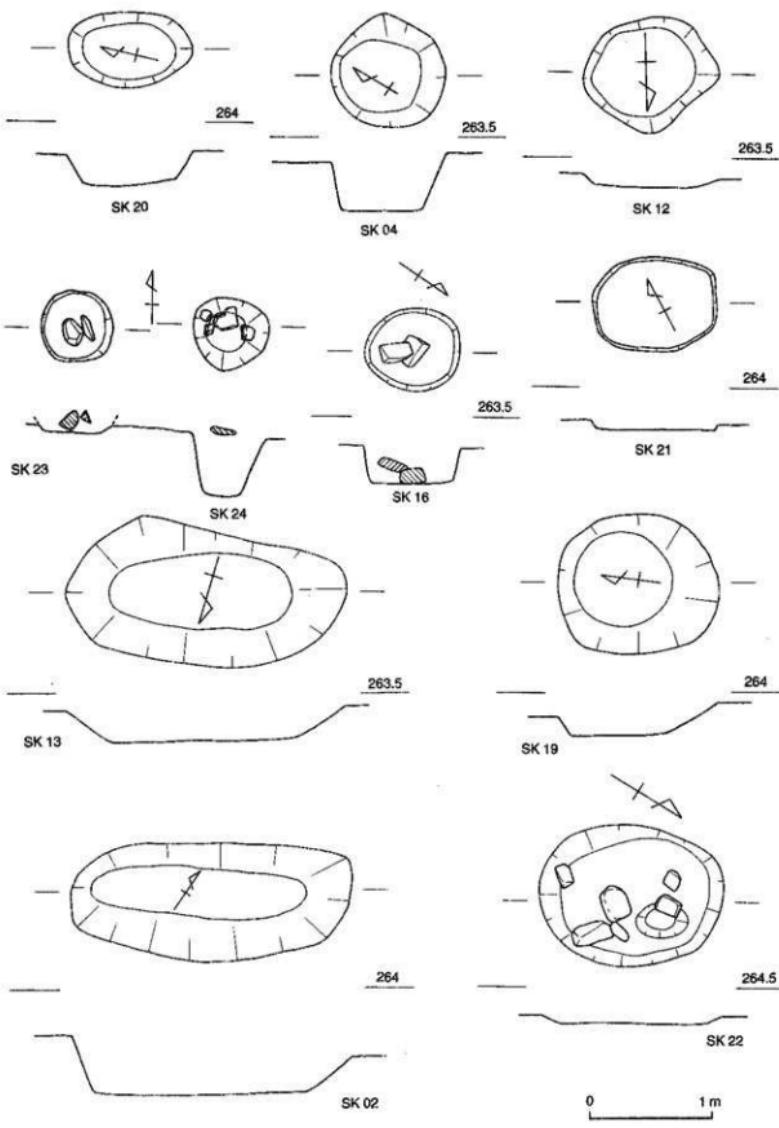
土坑の中から出土した石の多くは自然石で墓標と考えられるが、なかには石器も存在する。SK 72出土例は長さ7.0センチの安山岩製のスクレイバーで、23.03グラムある（第117図）。SK 81出土例（第118図）のうち、1は $35.0 \times 12.0 \times 8.5$ センチで一面が磨滅した石皿様石器である。重量は6860グラムを量る。2は $21.8 \times 14.0 \times 7.5$ センチの大型の叩石の類である。3960グラムある。SK 87出土例は $16.0 \times 17.1 \times 5.1$ センチで両端部に使用痕がみられる。2220グラムを量る。



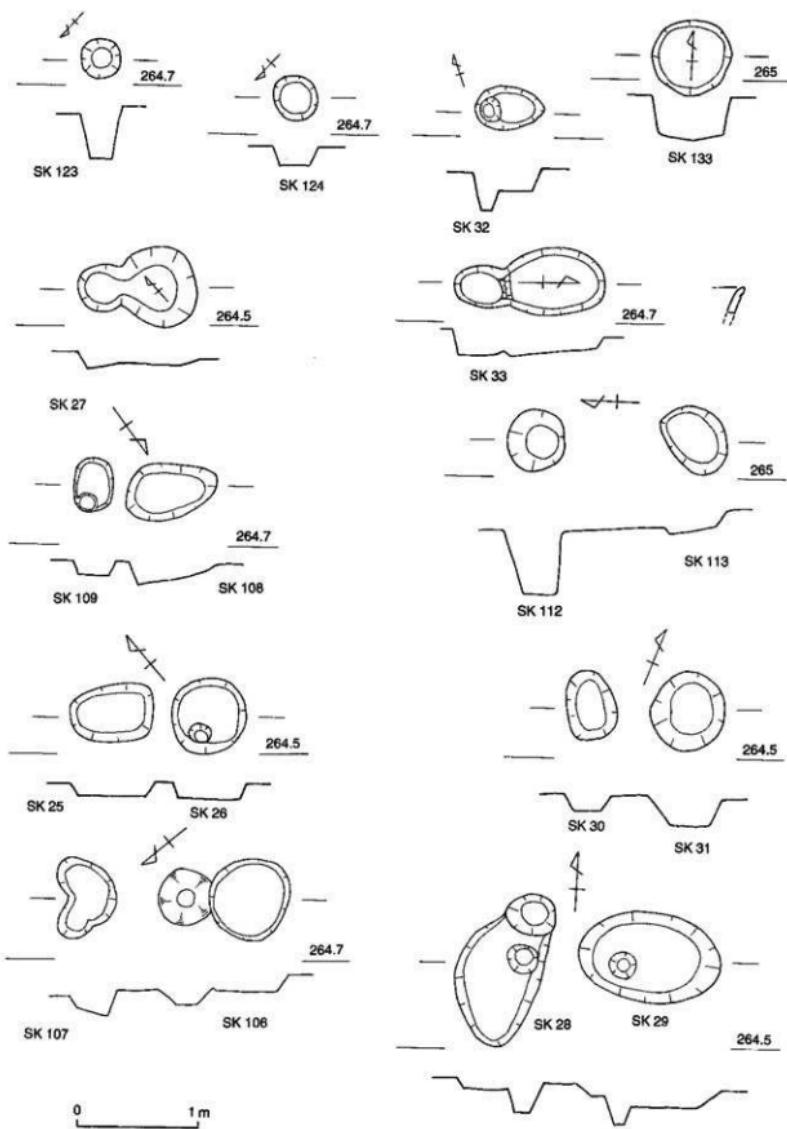
第110図 土坑実測図(1)



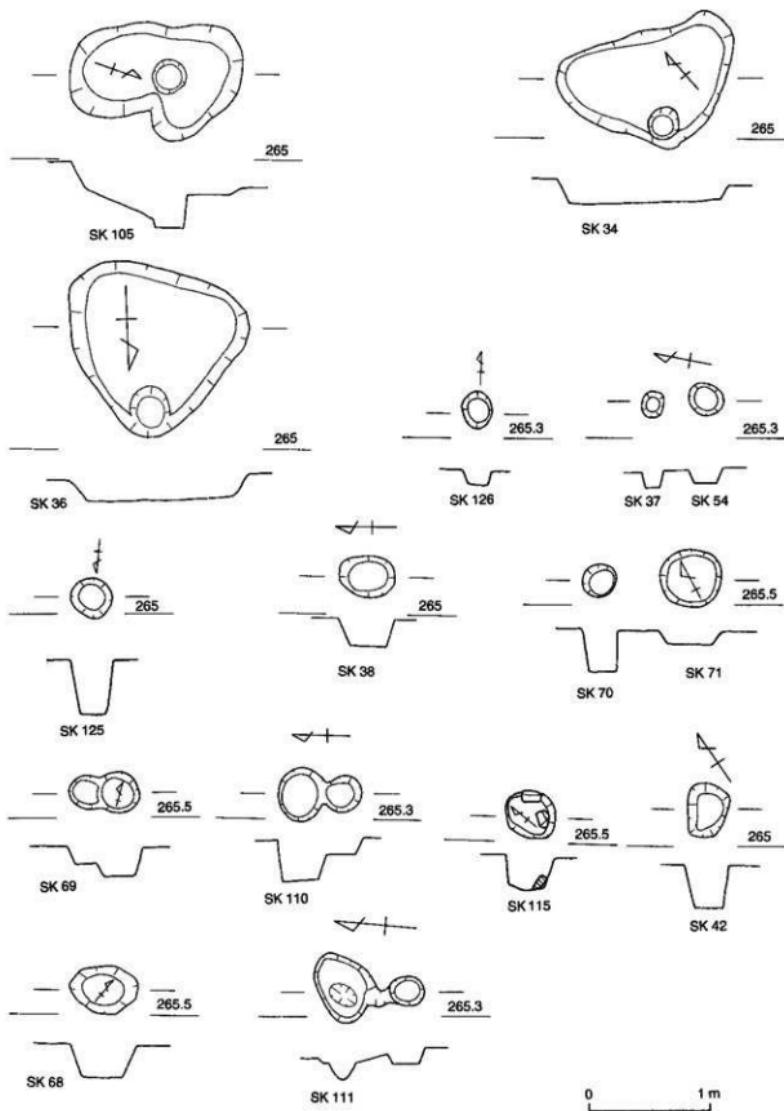
第111図 土坑実測図(2)



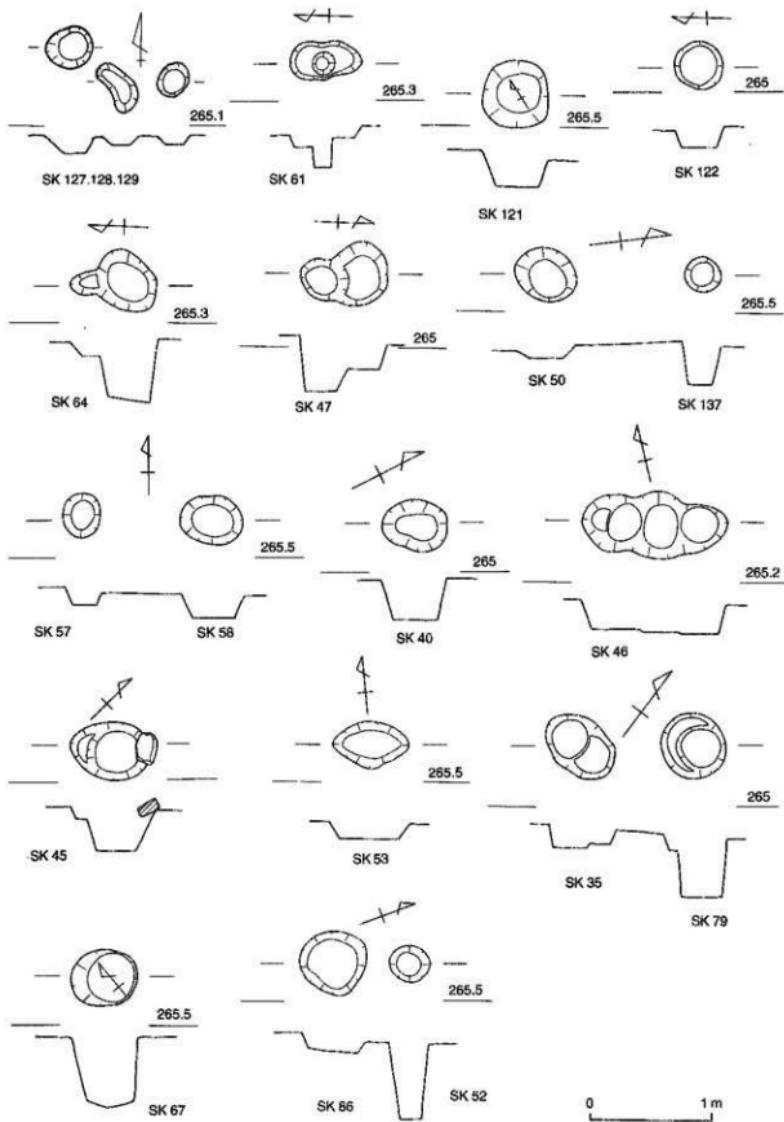
第112図 土坑実測図(3)



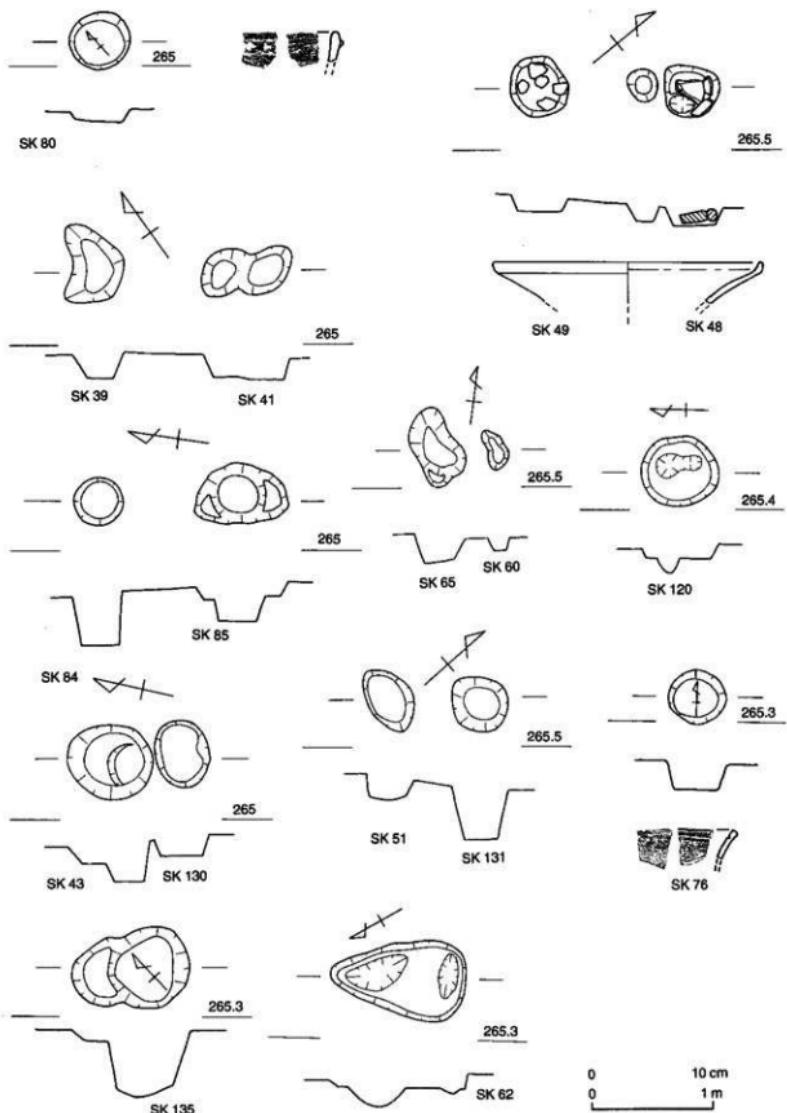
第113図 土坑実測図(4)



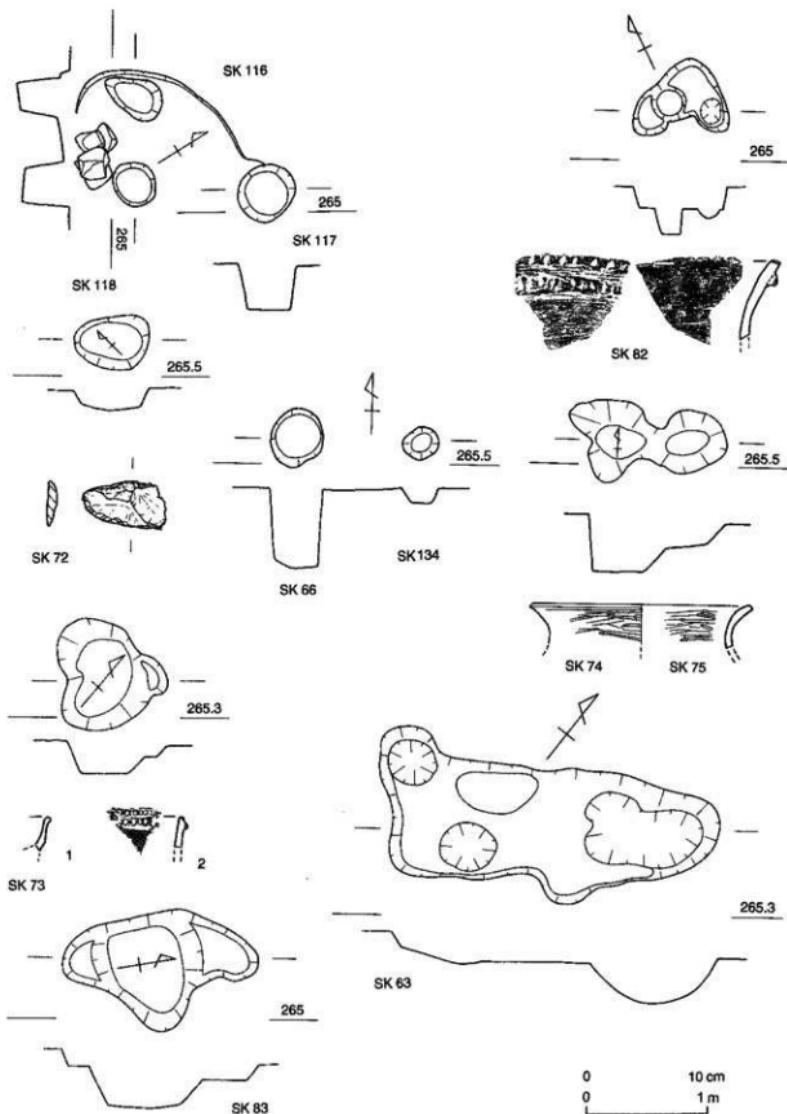
第114図 土坑実測図(5)



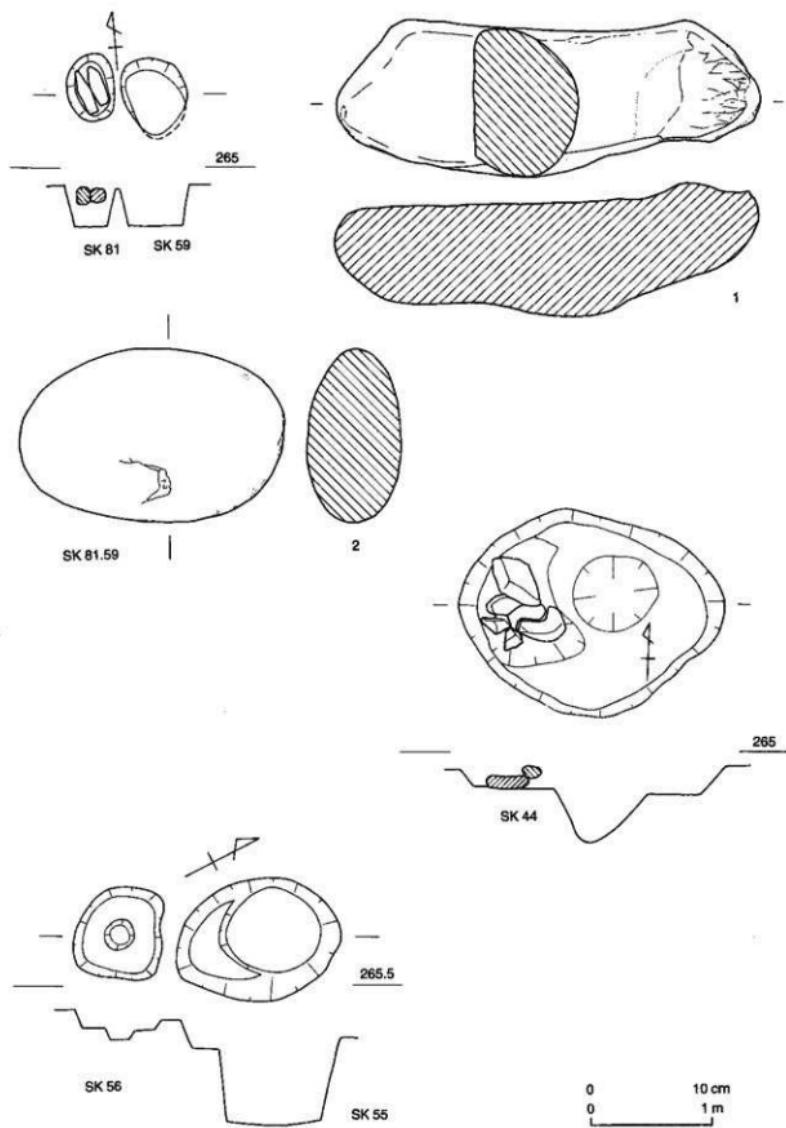
第115図 土坑実測図(6)



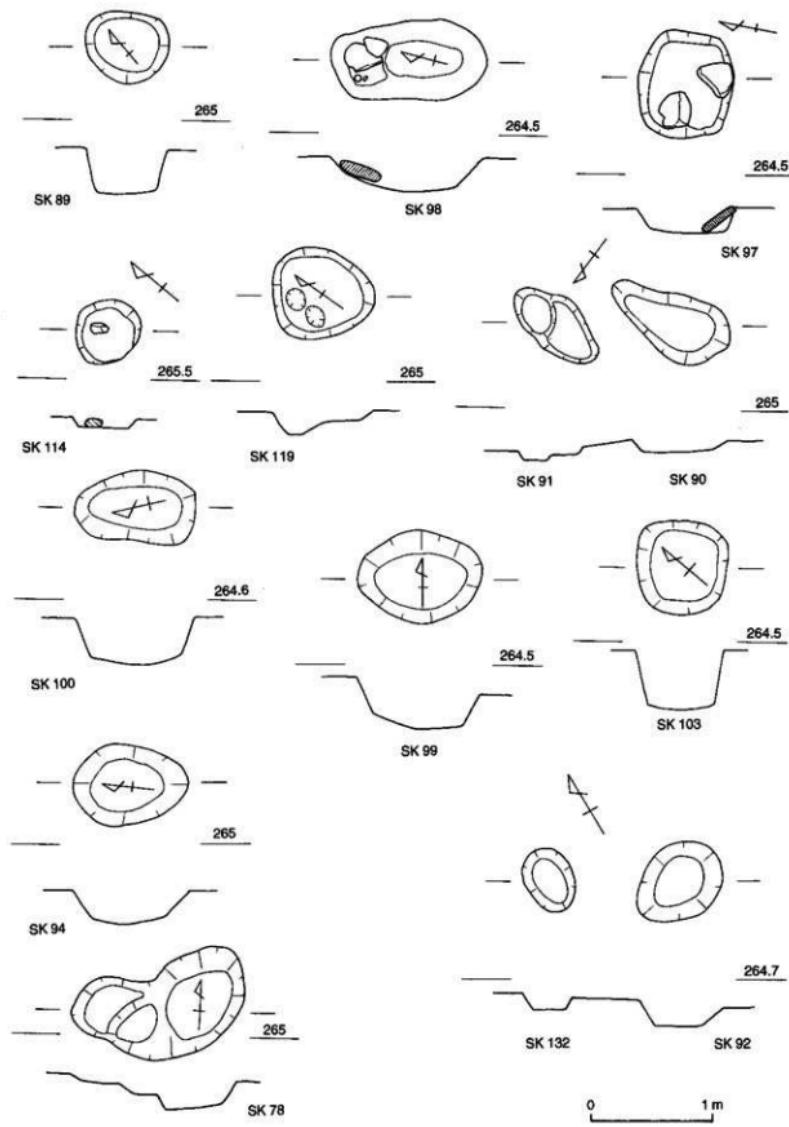
第116図 土坑実測図(7)



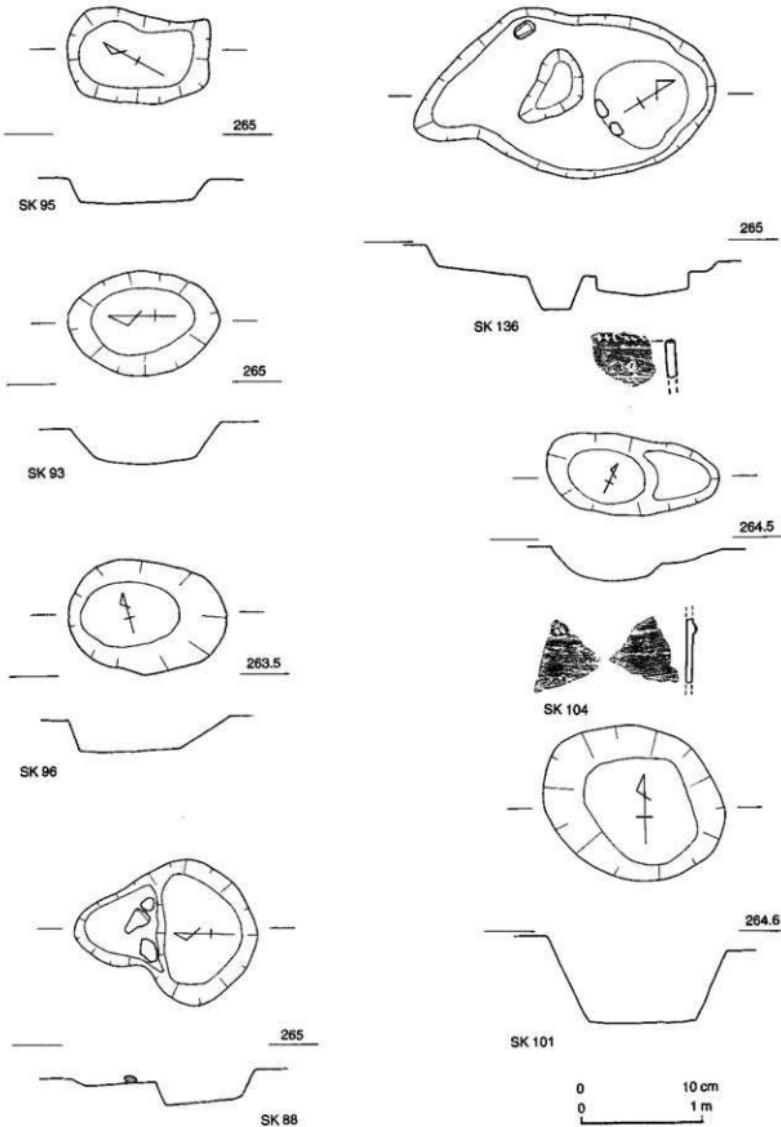
第117図 土坑実測図(8)



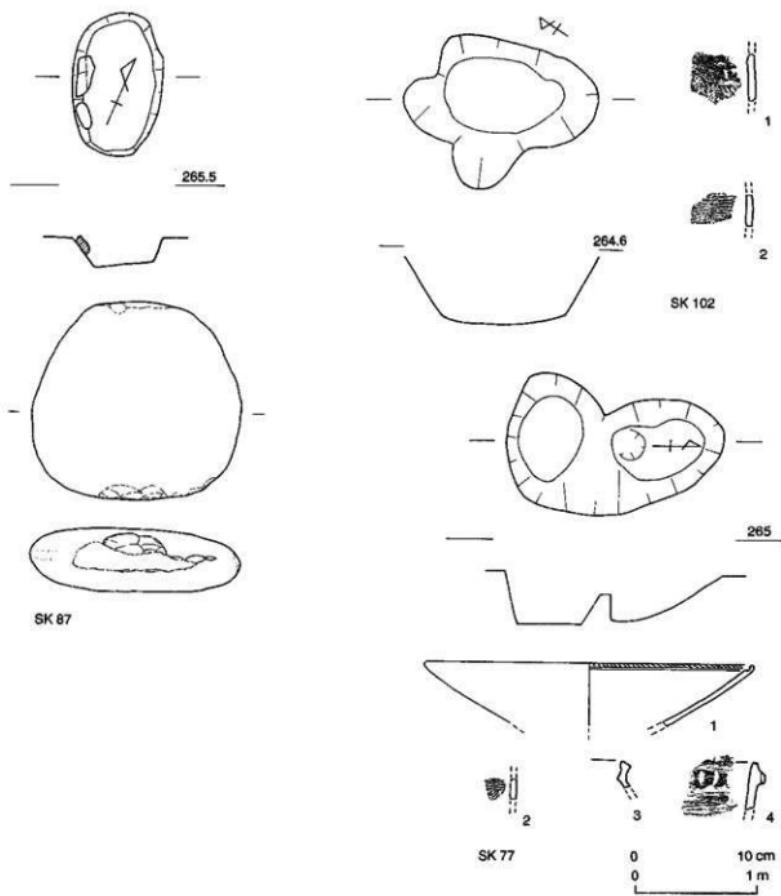
第118図 土坑実測図(9)



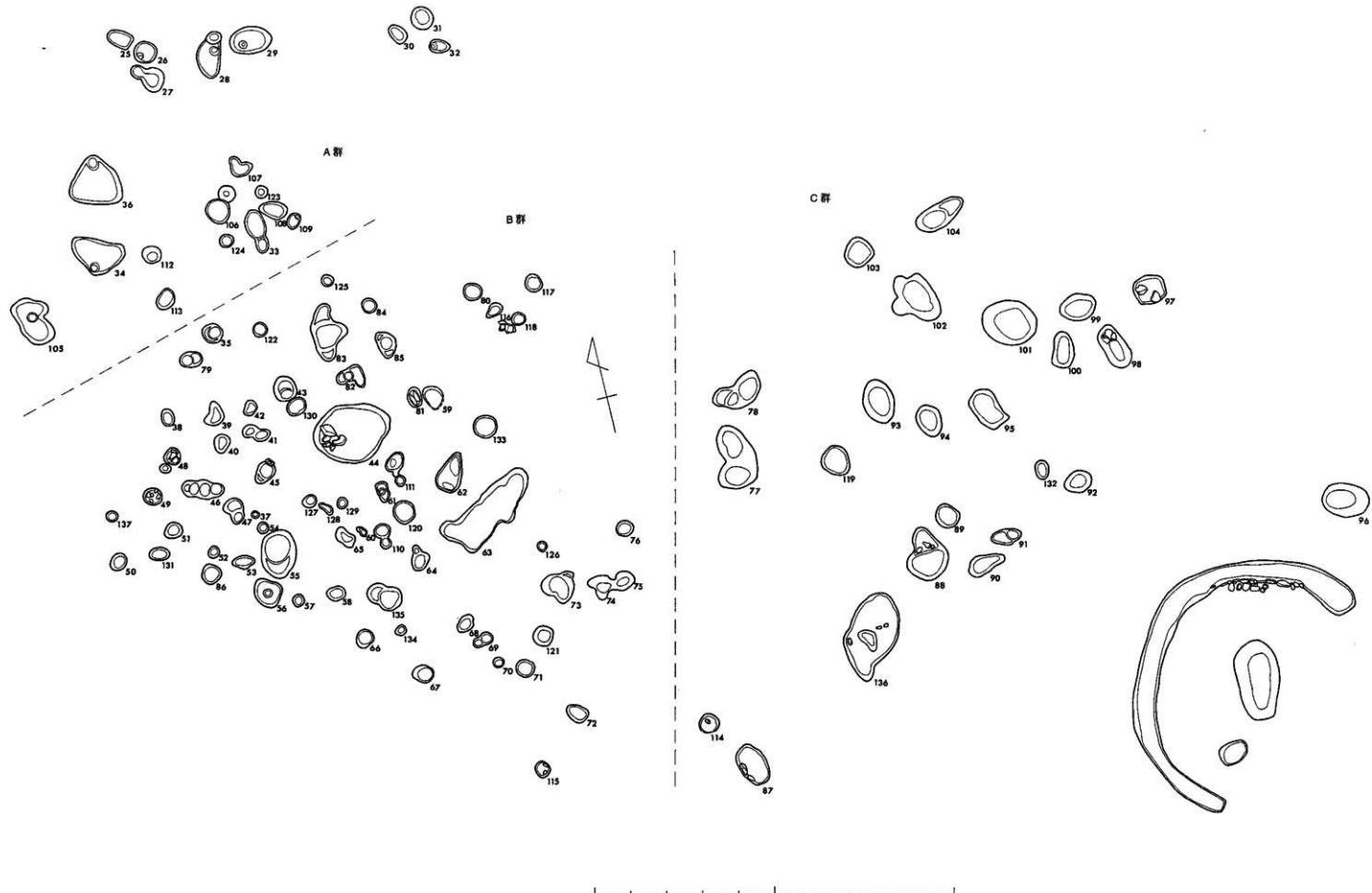
第119図 土坑実測図(10)



第120図 土坑実測図(11)



第121図 土坑実測図(12)



第122図 土坑群分布図

土坑(SK)一覽表

番号	長・幅・深(m)	遺物	部	番号	長・幅・深(m)	遺物	部
25	0.7 · 0.48 · 0.11	繩	A	82	0.79 · 0.48 · 0.43	繩晚	B
26	0.64 · 0.60 · 0.13	繩	A	83	1.60 · 0.96 · 0.47	繩晚、石	B
27	0.98 · 0.66 · 0.12	繩晚、石	A	84	0.40 · 0.40 · 0.45	繩晚	B
28	1.28 · 0.70 · 0.09	繩晚	A	85	0.77 · 0.49 · 0.30	繩、石	B
29	1.18 · 0.74 · 0.11	繩、石	A	86	0.55 · 0.51 · 0.13	繩晚	B
30	0.56 · 0.38 · 0.16		A	87	1.17 · 0.75 · 0.35	石	C
31	0.64 · 0.62 · 0.27		A	88	1.55 · 1.18 · 0.29	弦、繩、石	C
32	0.56 · 0.36 · 0.18		A	89	0.66 · 0.59 · 0.41	繩石	C
33	1.24 · 0.54 · 0.16	繩晚	A	90	1.07 · 0.76 · 0.11	繩、石	C
34	1.50 · 0.90 · 0.17	繩	A	91	0.84 · 0.45 · 0.08	繩	C
35	0.53 · 0.54 · 0.32	繩、石	B	92	0.66 · 0.67 · 0.17	繩、石	C
36	1.45 · 1.24 · 0.24		A	93	1.24 · 0.85 · 0.32	繩、石	C
37	0.21 · 0.19 · 0.12	繩	B	94	0.94 · 0.66 · 0.28	繩晚、石	C
38	0.47 · 0.35 · 0.24	繩	B	95	1.17 · 0.74 · 0.20	繩、弦	C
39	0.66 · 0.43 · 0.22	繩	B	96	1.30 · 0.92 · 0.23	繩、石	C
40	0.53 · 0.42 · 0.33	繩晚	B	97	0.80 · 0.87 · 0.21	繩、石	C
41	0.73 · 0.39 · 0.20	石	B	98	2.50 · 1.34 · 0.27	繩、石	C
42	0.45 · 0.33 · 0.36	繩	B	99	1.02 · 0.77 · 0.41	繩	C
43	0.30 · 0.62 · 0.32	繩晚、石	B	100	0.99 · 0.54 · 0.39	繩	C
44	2.20 · 1.68 · 0.42	繩晚、石	B	101	1.48 · 1.24 · 0.08	繩晚、石	C
45	0.63 · 0.48 · 0.37	繩、石	B	102	1.60 · 0.80 · 0.60	繩晚	C
46	1.19 · 0.54 · 0.23	繩	B	103	0.77 · 0.74 · 0.50	繩、石	C
47	0.71 · 0.53 · 0.44	繩	B	104	1.44 · 0.66 · 0.29	繩晚、石	C
48	0.47 · 0.44 · 0.16	繩晚、石	B	105	0.66 · 0.63 · 0.35	繩晚	A
49	0.51 · 0.48 · 0.14	石	B	106	0.66 · 0.66 · 0.12		A
50	0.49 · 0.43 · 0.15	繩	B	107	0.66 · 0.40 · 0.20		A
51	0.47 · 0.47 · 0.43	繩	B	108	0.72 · 0.46 · 0.18		A
52	0.34 · 0.31 · 0.63		B	109	0.44 · 0.32 · 0.12		A
53	0.63 · 0.39 · 0.16	繩晚	B	110	0.70 · 0.44 · 0.34		B
54	0.28 · 0.27 · 0.10	繩	B	111	0.56 · 0.46 · 0.20		B
55	1.33 · 1.00 · 0.87	繩晚、石	B	112	0.50 · 0.46 · 0.52		A
56	0.71 · 0.76 · 0.24	繩晚	B	113	0.62 · 0.48 · 0.08		A
57	0.31 · 0.36 · 0.11	繩晚	B	114	0.52 · 0.52 · 0.08	石	C
58	0.50 · 0.50 · 0.20	繩、石	B	115	0.40 · 0.38 · 0.28	石	B
59	0.62 · 0.53 · 0.35	繩、石	B	116	0.50 · 0.32 · 0.42		B
60	0.17 · 0.33 · 0.10	繩	B	117	0.48 · 0.44 · 0.36		B
61	0.58 · 0.31 · 0.34	繩晚	B	118	0.36 · 0.34 · 0.38	石	B
62	1.11 · 0.67 · 0.27	繩晚	B	119	0.84 · 0.76 · 0.18		C
63	2.69 · 0.85 · 0.41	繩晚、石、赤	B	120	0.66 · 0.58 · 0.22		B
64	0.71 · 0.51 · 0.57	繩	B	121	0.60 · 0.58 · 0.26		B
65	0.42 · 0.66 · 0.29	繩晚、石	B	122	0.40 · 0.40 · 0.16		B
66	0.49 · 0.43 · 0.65	繩	B	123	0.32 · 0.32 · 0.42		A
67	0.55 · 0.46 · 0.59	繩晚、石	B	124	0.36 · 0.36 · 0.16		A
68	0.55 · 0.40 · 0.27	繩	B	125	0.34 · 0.32 · 0.44		B
69	0.58 · 0.34 · 0.27	繩	B	126	0.30 · 0.24 · 0.10		B
70	0.28 · 0.26 · 0.35	繩	B	127	0.38 · 0.36 · 0.14		B
71	0.51 · 0.48 · 0.12	繩、石	B	128	0.44 · 0.24 · 0.06		B
72	0.62 · 0.42 · 0.19	繩、石器	B	129	0.30 · 0.24 · 0.06		B
73	0.90 · 0.82 · 0.28	繩晚、石	B	130	0.54 · 0.44 · 0.16		B
74	0.78 · 0.48 · 0.47	繩晚	B	131	0.46 · 0.44 · 0.42		B
75	0.56 · 0.62 · 0.21	弦、前	B	132	0.54 · 0.40 · 0.12		C
76	0.50 · 0.45 · 0.20	繩晚	B	133	0.66 · 0.62 · 0.36		B
77	1.80 · 1.11 · 0.50	繩晚	C	134	0.30 · 0.28 · 0.12		B
78	1.37 · 0.70 · 0.27	繩	C	135	1.00 · 0.66 · 0.54		B
79	0.56 · 0.53 · 0.50	繩晚、石	B	136	2.42 · 1.34 · 0.48	石、繩晚	C
80	0.50 · 0.50 · 0.11	繩晚	B	137	0.30 · 0.28 · 0.34		B
81	0.39 · 0.55 · 0.33	繩、石、石器	B				

## 6. 古 墳

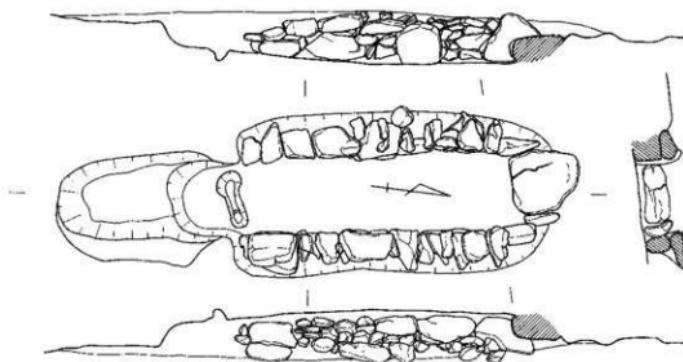
調査区の中央よりやや北よりに、2基の横穴式石室を検出した。その南側の石室を1号石室、北側を2号石室とした(第123図)。1号石室は水田耕作土の直下に、2号石室は道によって破壊されていた。いずれも、墳丘や周溝等については不明である。

1号石室は主軸をほぼ南北に置き、石室を構築するための土坑を地山に掘り凹めている。玄室は長さ3.3メートル、中央での幅0.9メートルある。石室石材は自然石を用い、下部には長さ50.0~70.0センチ、幅20.0~40.0センチの比較的大きな石材を置き、その上には板状に近い石を小口積みとする。床面からは残っているところで、二段、0.6メートルある。奥壁は転倒しているが、長さ84.0センチ、幅80.0センチの最大の石材を使用している。玄室入口の床には長さ70.0センチ、幅18.0センチ、深さ12.0センチの閉塞施設の溝がある。この溝は平面が鉄亜鉛型になり、東端がさらに凹んでいることを重視すると、木製の鍵音開きの閉塞施設があったと推定される。羨道にあたる部分は長さ70.0センチ、幅90.0センチで遺構検出面より約40センチ低い。さらに、その南に長さ1.4メートル、幅1.0メートルの前庭部にあたる部分がある。周辺の遺構検出面からは約10.0センチ低くなっている。

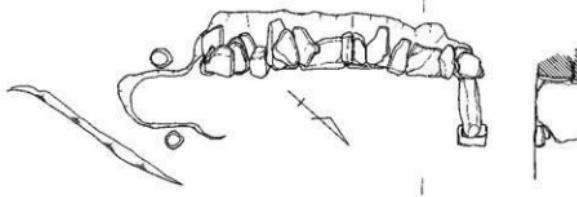
石室の中には、水田の耕作土と同じ土と、石室の石材が投げ込まれた状態で入っていたほかはなんら遺物は発見できなかった。しかし、前庭部にあたる部分ではわずかに淡黒褐色土があり、その中から須恵器の長頸壺が一個体出土した。口径8.4センチ、底部を欠くが、復元すれば高台が付き、器高は22.0センチほどになると思われる。7世紀後半代の時期のものであろう。

2号石室もその北側から東側にかけて失われているが、1号石室と同じ構造のものであったと考えられる。玄室の長さ3.2メートル、推定幅90.0センチで、高さは西側で遺構検出面まで0.9メートルを残す。奥壁には長さ86.0センチ、幅77.0センチ、厚さ25.0センチの板状の石材を用いている。石室の主軸はW-50°-Nで、1号石室と比較して西に振れている。羨道にあたる部分は長さ1.0メートル、幅0.7メートルあり、周辺より一段低い。その両脇に径20.0~25.0センチの一対の柱穴状遺構がある。床面には1号石室にみられたような溝状遺構はないが、閉塞施設に関係した遺構であるかもしれない。

遺物はなんら発見できなかった。石室構造が1号石室に同様であるので同じ時期が考えられる。1、2号石室とも7世紀代の古墳とすれば、この地方にあまり類例のない構造をしており、山間部での特徴かもしれない。しかし、そのことよりも古墳の時期がこの遺跡の律令期の集落が始まる時期にあたることがより重要なことと云えよう。



296



268

第123図 古墳実測図

(遺物) 0

(遺構) 0

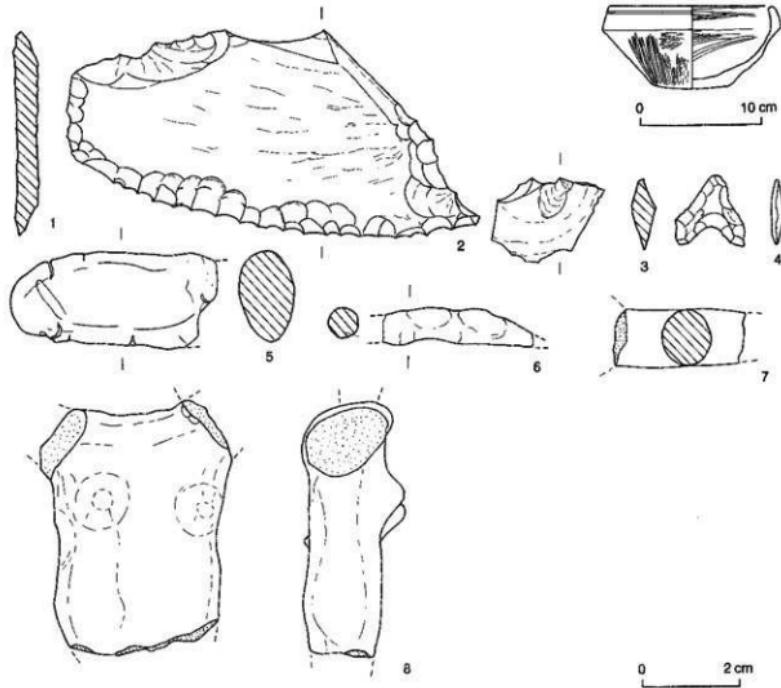
20 cm

2 m

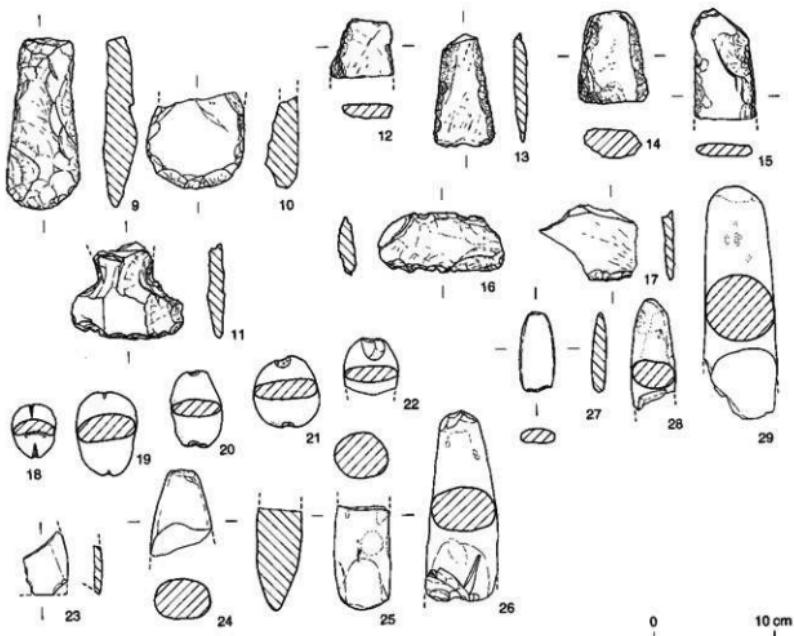
## 7. 遺構にともなわない遺物

門遺跡のある河岸段丘は、近世以降に大規模な水田開発が幾度かなされた形跡がある。そのため、耕作土と遺構検出面の間の土層には各時代の多くの遺物が含まれていた。以下はその中からいくつかを選んで報告するものである（第124、125、126、127図）。

第124と125図は縄文時代の遺物である。1は口径13.4センチ、器高7.0センチの縄文時代後期の浅鉢土器で、全面に赤色顔料が塗られている（カラー図版2）。2は安山岩製の縦長剣片を利用したスクレイパーで、23.04グラムある。3は黒曜石片で門遺跡では極めてめずらしい。1.24グラムある。4は安山岩製の石鏃で0.42グラムある。5、6、7は不明土製品である。8は土偶で土坑群付近から出土した。頭部、両手足を欠く、残存部は長さ5.0センチ、幅3.2センチ、厚さ1.5センチある。



第124図 遺構にともなわない遺物 (1)

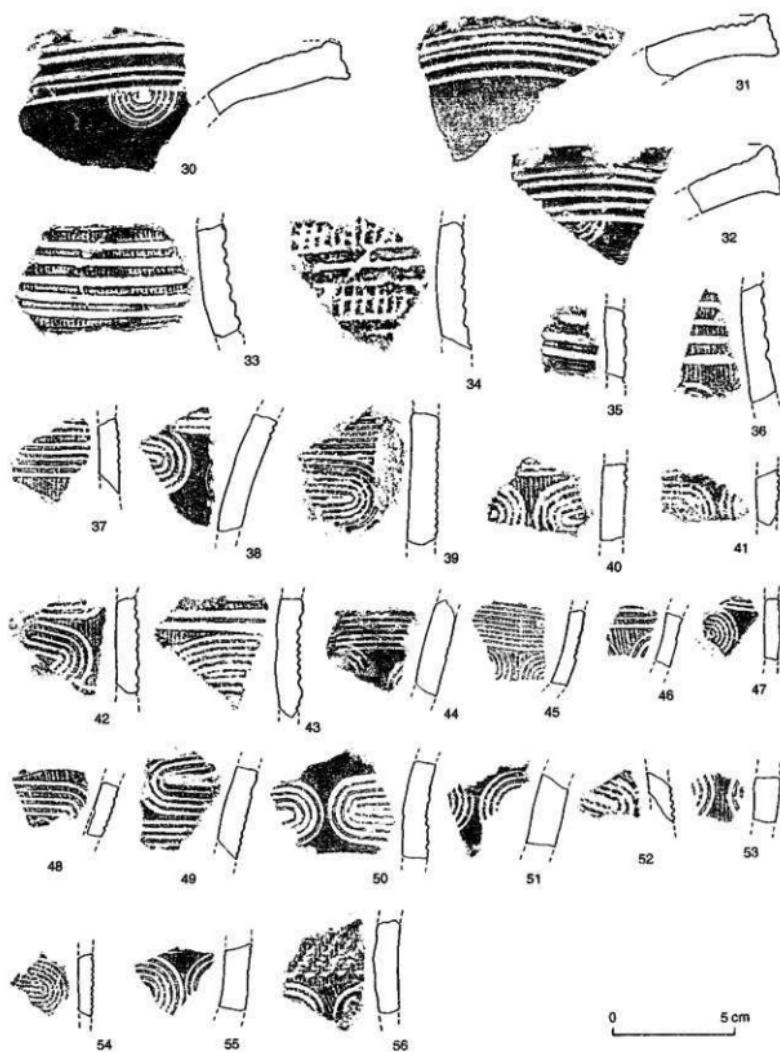


第125図 遺構にともなわない遺物(2)

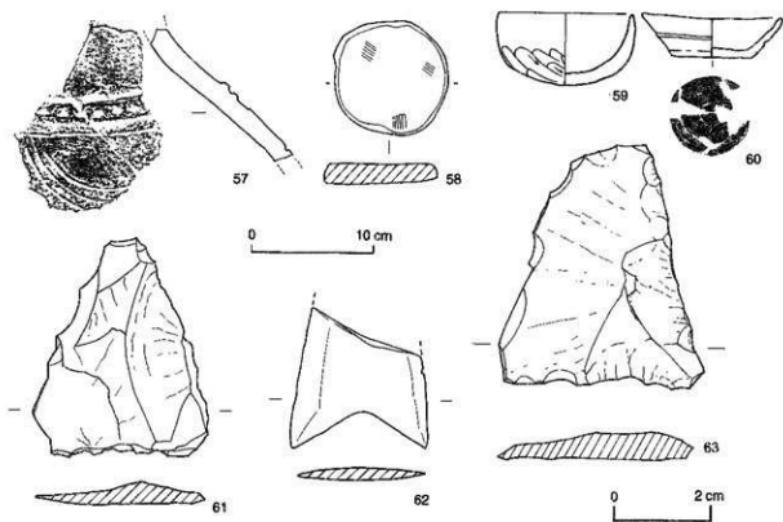
9~15は打製石斧で、1は完形で 289.59 グラムを量る。11は石鎌の破片で 108.18 グラムある。16、17はスクレイバーで、16は90.73グラムを量り、17は大部分を欠くが、門遺跡の対岸の板屋II遺跡に類例がある。18~22は石錘で、18、19は切目石錘、20、22は打欠石錘で、それぞれ、26.95、105.96、52.25、78.98、50.17グラムある。23~29は磨石斧類である。26は完形に近く、長さ15.8センチ、幅6.0センチ、厚さ3.6センチ、488.39グラムある。27は長さ6.6センチ、幅2.9センチ、厚さ1.1センチの小型の石斧で、39.78グラムある。周溝墓の周溝内出土のものとどうようである(第108図7)。流紋岩が多く、一部は弥生時代の可能性がある。29は流紋岩製の石棒の一部であろう。現在部19.2センチ、径6.0センチで、927.83グラムを量る。

第126図は弥生時代中期の流水紋様を描いた壺型土器である。56片あり、調査区全体に出土したがSI 01付近に多いようである。器壁の厚さから三個体以上あると考えられる。5~7本のクシで力強く描かれている。このうち、30~36はこの種の壺の口縁部や頸部と考えられるものである。島根県下はもとより、山陰地方には土器に施した例はあまり知られていない。

第127図は弥生時代以降の遺物である。57は弥生時代前期の壺で頸部と同部の壺に列点紋を持つ削出突帯紋、その下にヘラによる一条の沈線と重弧紋が描かれる。58は径4.7センチ、厚さ0.8センチ、



第126図 遺構にともなわない遺物(3)



第127図 遺構にともなわない遺物(4)

27.11グラムの弥生土器を再利用した円盤。59は律令期の土師器の碗で口径 11.2センチ、器高 6.0センチある。60は平安期の土師器の坏で、口径11.6センチ、器高 3.2センチある。外面底部は回転糸切痕が残る。

61、62、63は弥生時代の大型の磨製石鎌の未製品(61、62)と製品(62)である。61は長さ4.5センチ、最大幅3.6センチ、厚さ0.4センチ、重量は8.03グラムを量る。63は長さ5.0センチ、最大幅4.4センチ、厚さ0.6センチで、11.18グラムある。おそらく、研磨して62のような磨製石鎌を作成すると考えられる。62は先端部を欠くが、最大幅が2.8センチで、2.28グラムを量る。石材はホルンヘルスである。SI 10に類例がある(第25図5、6)。

また、図版124には遺構に伴わない律令期の製塩土器を示した。内面に布目のあるものとないものがある。

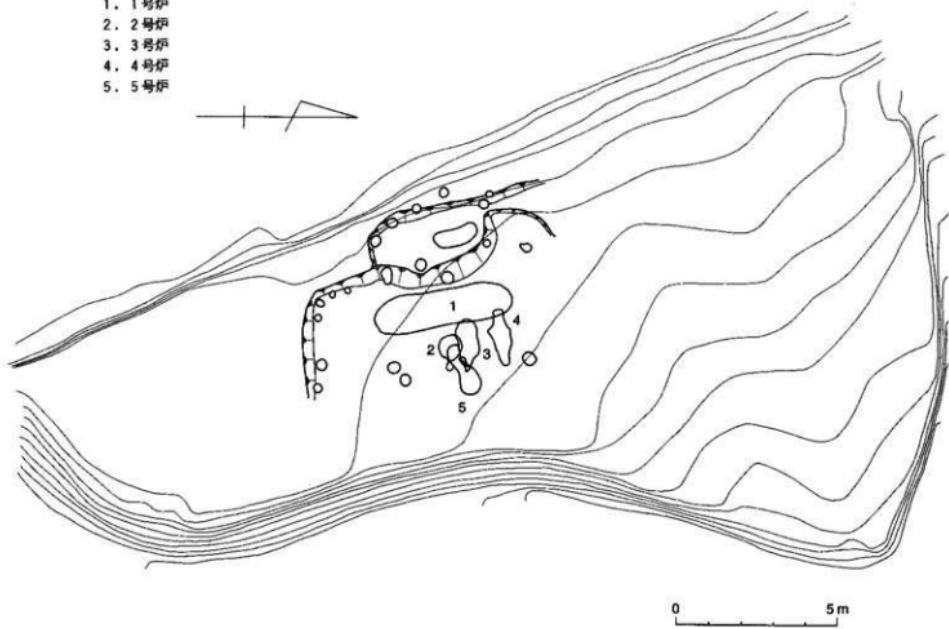
## 8. 製鉄関係遺構

調査区の南側に、中世と考えられる、製鉄炉跡、鍛冶炉跡、炭焼き窯、及びそれに関連する遺構 SI 22が比較的接近した位置関係で検出された。互いに関連しあっているこれらを製鉄関係遺構として一括して扱うこととした。

調査区の西端の280メートルセンターあたりに、周辺より2.5メートルほど、20×10メートルの範囲で南北方向に長い一段高くなった場所があり、製鉄炉跡や鍛冶炉跡である1~5号炉跡はその段上で検出された。この段は調査区内で最も高い位置にある。ここより東に神戸川までの間の河岸段丘が門遺跡で、西側はさらに2メートルほど高いテラスがあり、その先は急峻な山の斜面になる。段の西側は後世の水田造成で掘削された形跡があり、元来この段はもう数メートルは延びていたと思われる。

段の上の耕作土を取り除くと、最初に1、2号炉跡、次にその下から3、4号炉跡が並んで、さらに2・3号炉跡の下に5号炉跡が発見された。第128図にその平面での関係図を示した。これによると、1~5号炉跡は互いに接近、複合しながら4メートル四方に集中していることが知られる。このことは、1~

- 1. 1号炉
- 2. 2号炉
- 3. 3号炉
- 4. 4号炉
- 5. 5号炉

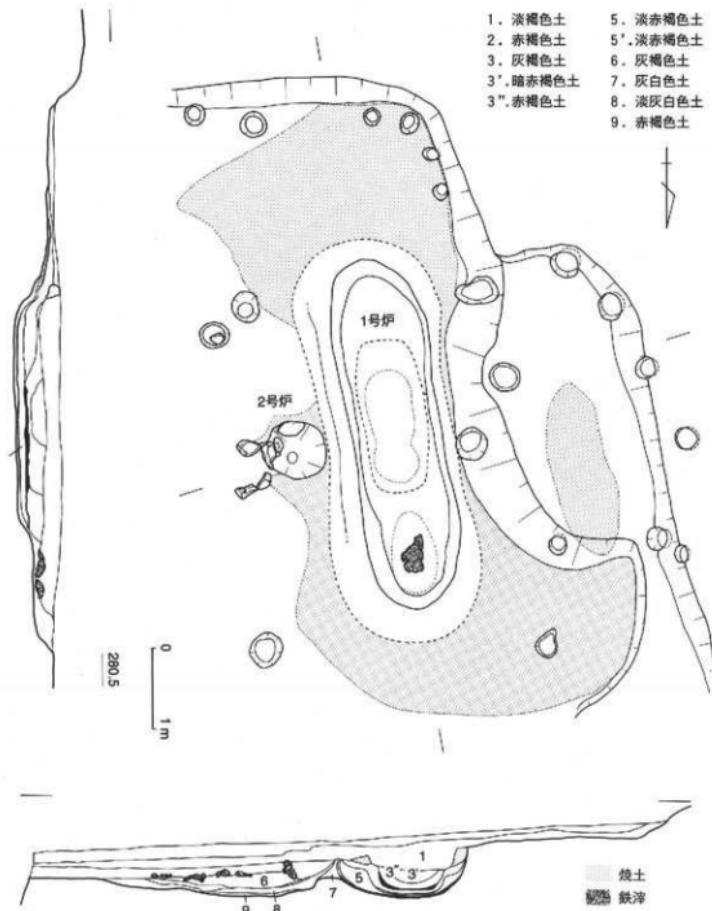


第128図 製鉄関係遺構配置図

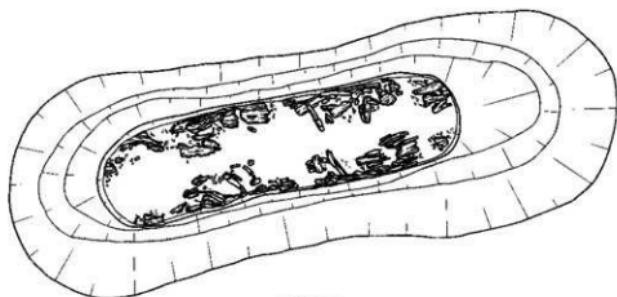
5号炉に時期差があったとしても互いに接近した時期に操業していたか、あるいは、この場所が製鉄や鍛冶に適した場所であったからと考えられる。

### 【1】1号炉跡

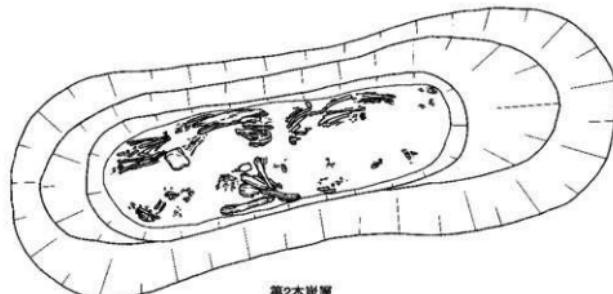
製鉄炉の下部構造とその周辺の作業跡は、段の上にあって、40.0センチほど一段堅穴状に掘りくぼめて作られた平坦面の中にある。その上を崩壊した炉壁や鉄滓混じりの淡褐色土が覆っており、製鉄炉の下部構造はその下に、南北方向に長さ5.0メートル、幅1.6メートルの、粘土が強く焼けた赤褐色



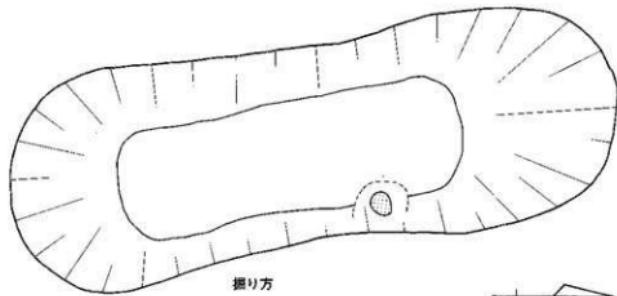
第129図 1号炉・2号炉実測図（検出時）



第1木炭層

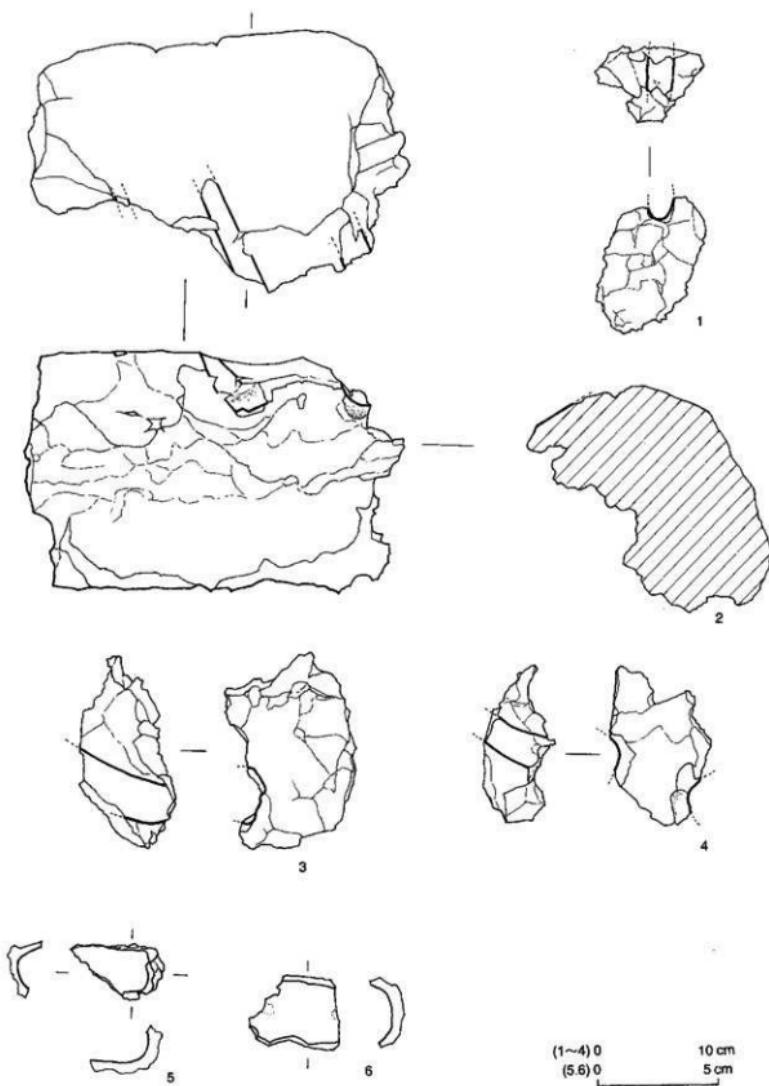


第2木炭層



0 1m

第130図 1号炉地下構造



第131図 1号炉関係遺物実測図



第132図  
1号炉出土遺物

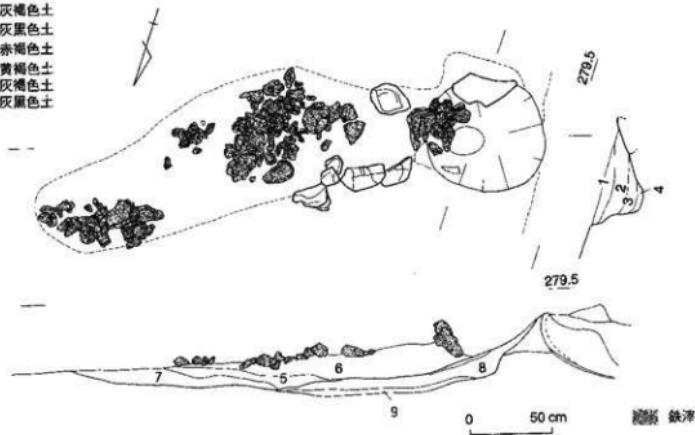
色の長楕円形の範囲として残っていた(第129図)。その北側の端より1.0メートル中央よりに流動溝がこの段階で原位置の状態で検出された。流動溝の周囲はわずかにくぼみ灰白色となり強くやけており、流動溝はみられなかつたが、南端からやはり1.0メートル中央よりも灰白色に焼けた部分が認められた。さらにこの南北の灰白色部分に挟まれるかたちで、長楕円形の範囲の中央に特に強く焼けた灰色土の部分が、南北1.9メートル、東西0.8メートルで長方形に残っており、その範囲に炉が構築されていたと推定された。

その灰色土層は厚さ25.0センチに及ぶ。この下層には粘土の淡赤褐色土層を上下から挟んだ二層の木炭層がある(第130図)。木炭層は二層とも木の形状を残しており、下部構造の長軸方向、つまり南北方向に揃えた状態で検出された。下部構造の掘り方の深さは0.5メートルである。床面には3号炉の一部が現れている。

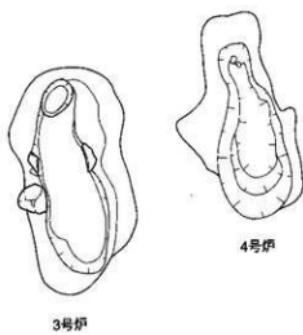
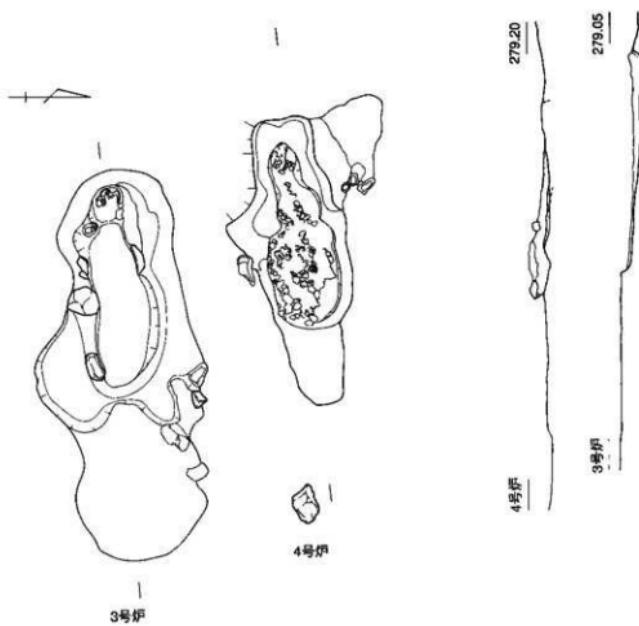
この下部構造の周囲には焼けた粘土層の広がりがあり、作業範囲を推定することができる。それは南北方向8.0メートル、東西方向4.0メートルで、下部構造の西側には一段高くなった3.8×1.8メートルの南北に長い吹子座と考えられる平坦面がある。そして、これら作業面の周囲には径10.0~30.0センチの柱穴状のピットが不規則にある。

遺物は下部構造を構成する焼けた粘土層の中から出土した輸入磁器が二片ある(第131図、図版128)。第131図は中国製青磁の皿の口縁部で14~15世紀のものであろう。図版128は白磁の底部である。

1. 黒褐色土
2. 灰褐色土
3. 灰黒色土
4. 赤褐色土
5. 黄褐色土
6. 灰褐色土
7. 灰黒色土

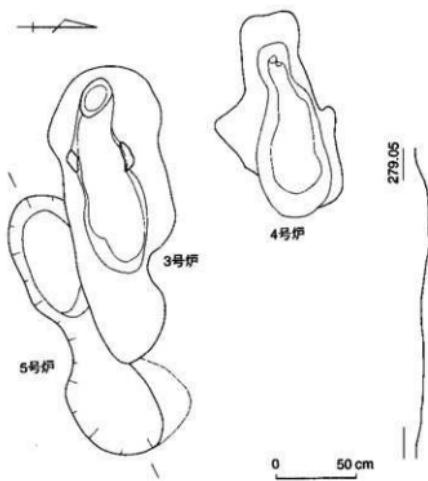


第133図 2号炉実測図



0 1 m

第134図 3号炉・4号炉実測図



第135図 5号炉実測図

また、作業面を覆っていた淡褐色土の中からは吹子の位置を示す炉壁や工具痕のついた鉄滓等があった(第131図)。これらは1号炉に関係する遺物と考えられる(第131図)。1~4は送風孔の残る炉壁片である。粘土にはスサの痕跡が観察される。このうち2には三個所、4には二個所の送風孔が残っている。その間隔は9.0センチである。2、3、4でみると送風孔の炉内への角度は30度である。2の重量は8620グラムを量る。5と6は工具痕のついた鉄滓で、例えば炉内部の様子をみると使用される「湯はね」のような用具の先端部分についた滓であろう。5と6はそれぞれ、9.94、11.58グラムある。

以上のことから、1号炉は単純な下部構造を持つ高殿鉧以前の箱型製鉄炉の遺構と考えられる。その時期は炉内部より出土した陶磁器年代よりさかのばらない15~16世紀ごろと推定される。

### 【2】2号炉跡

2号炉は1号炉の下部構造の中央の東端に検出された(第133図)。1号炉の下部構造の一部を切るかたちで、主軸は1号炉のそれと直交する。炉は径70.0センチ、深さ25.0センチの摺鉢状を呈し、粘土と石で構築されている。炉の東側には径20.0~30.0センチの自然石を用いた石列が80.0センチの長さであり、その南側にも約30.0センチの間隔をおいて同様な自然石が一個置かれていた。おそらく、石列は南北とも元米あったもので、廃津溝としたのであろう。

鉄滓は5層の黄褐色土層、6層の灰褐色土層、7層とした灰黒色土層に三個所の群となっていた。第一群は炉の内部の一群で、その一部は炉壁に転用されている。第二群は廃津溝の中ほど的一群、第三群はその東側の一群で、炉からは2.4メートルある。

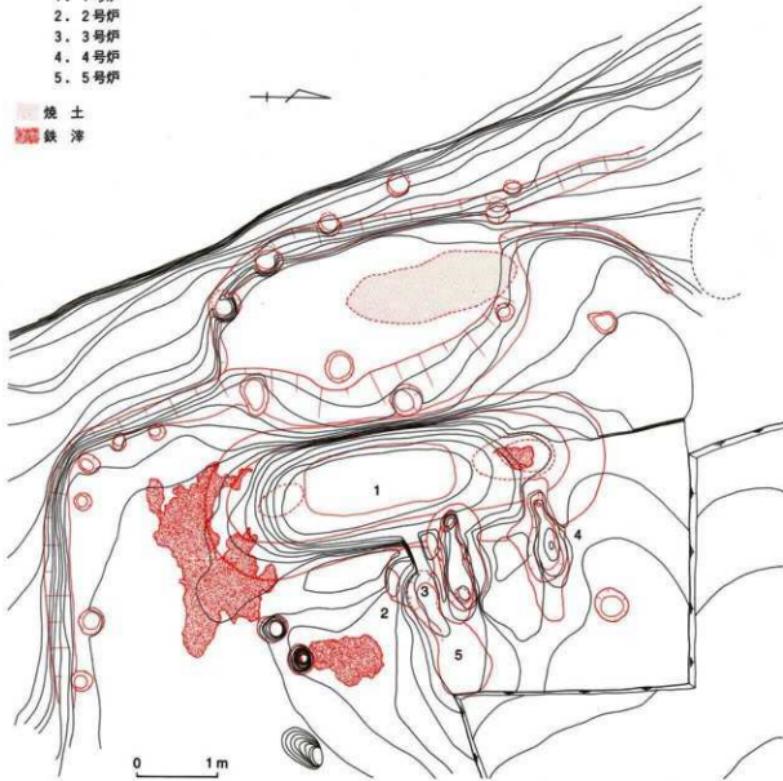
この2号炉に酷似した遺構は、鎌川郡佐田町上橋波の榎原遺跡でも、平成6年に調査されている。ちょうど、門遺跡における1号炉と2号炉の切りあい関係をなしている点も共通している(宮本正保「いにしえの製鉄炉(2)」「かんどの流れ」島根県埋蔵文化財調査センター 1995)。

### 【3】3号炉跡

1号炉の下部構造を取り除くと、3号炉が現れた(第130図下)。炉は壊されていたが、碗形滓は原位置で、廃津溝もその規模が知られるほどに残存していた(第134図上)。主軸はほぼ東西に向いている。碗形滓は $25.0 \times 18.0$ センチの平面が梢円形で、厚さは8.0センチで半球状を呈す(図版129)。

1. 1号炉
2. 2号炉
3. 3号炉
4. 4号炉
5. 5号炉

焼土  
鐵滓



第136図 最終掘方面実測図

この碗形溝の周囲から東側にむけて長さ1.1メートル最大幅0.6メートル、深さ5.0センチの長楕円形に強く熱を受け灰白色となった粘土の部分があり、廃滓溝と考えられた。全体では長さ1.4メートルとなる。この廃滓溝の両脇には15.0~20.0センチの自然石が部分的に配列され、元は粘土と石によって構築されていたと推定される。廃滓溝の中からは鉄滓や鍛造剥片が出土した。第134図上は遺構検出時、下は完掘時の状況を示した。

3号炉は1号炉との関係から、1号炉以前の鍛冶炉跡と判明したが、古代まではさかのほらないと考えられる。

#### 【4】4号炉跡

4号炉跡は、3号炉跡の北1.2メートルの位置に1号炉の下部構造の下に検出された(第134図上)。主軸は3号と並行して東西に置くが30.0センチ西にずれる。全体の長さは1.3メートル、幅0.6メートルで、不整形な長楕円形となる。規模や構造は3号炉とはほぼ同じで、碗形溝も原位置を保っていた。3号炉より幾分小型である(図版130)が、同様な鍛冶炉と考えられる。廃滓溝は長さ0.9メートル、深さ10.0センチあり、中には多くの鉄滓が残存していた。周囲の粘土には石材はみられなかった。第134図上は遺構検出時、下は完掘時の状況を示した。

3号炉と4号炉の先後関係は不明であるが、その位置関係、規模、構造からして、互いにかけ離れない時期のものであろう。

#### 【5】5号炉跡

5号炉跡は2号炉と3号炉の下で、3号炉に切られるかたちで検出された(第135図)。炉を構築していたと思われる粘土や石材等はほとんど残っておらず、長さ1.7メートル、幅0.5メートル、深さ3.0~5.0センチの不整形な長楕円形の範囲に、周辺と比較して、熱を受けたと思われる痕跡と鉄滓が集中してみられるところがあり、鍛冶炉跡と判断した。3・4号炉のように碗形溝は原位置ではなく、鉄滓の中に破壊された状態で混在していた(図版131)。また、多量の鍛造剥片も検出されている。

この5号炉は不明な点が多いが、3・4号炉と同様な規模と構造であったと推定される。

#### 【6】廃滓場

1号炉跡の周辺にあった作業範囲を示すと思われる焼土面を取り除くと、3~5号炉の鍛冶炉跡群の南側に、不整形な鉄滓が廃棄された面が二箇所検出された(第136図)。一箇所は0.9×0.6メートル、もう一箇所は1.2×0.6メートルの範囲にわたる。厚さは5.0センチ前後ある。踏み固められたためか固くしまっていた。

これらは各遺構の先後関係から、3・4・5号炉の廃滓場と考えられる。

#### 【7】炭焼窯跡

調査区の南端近く、1~5号炉のある東約40.0メートルの位置に炭焼窯跡を検出した(第137図)。後世の水田造成のため破壊され、その掘り方のみが残存していた。その中に充填していた土は一層のみで、それは水田の耕作土と同じで、遺構の最終的な破壊が水田造成時であったことを示していた。

掘り方は径4.8×4.2メートル、遺構検出面からの深さは0.7メートルある。掘り方の平面プランは多角形をしており、中央は若干くぼむ。元来構築されていたと思われる石組は全て取り除かれ、炊口部にあたるところに散乱した状態で発見された。石材は自然石と割石が混在している。遺物は土師器と中・近世陶磁器の小片が少量あったのみである。

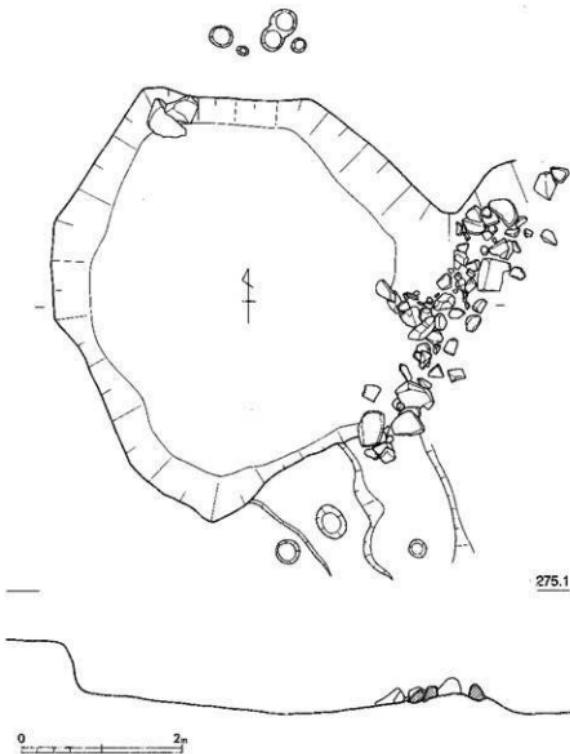
#### 【8】SI 22

炭焼窯跡に近接して、住居跡状の遺構SI 22を検出した(第138図)。東側は崩となって崩壊している。現存部は幅3.6メートルある。遺構は幅20.0~25.0センチ、深さ5.0~10.0センチの溝で区画されその中に一穴の柱穴状遺構と、浅い土坑二基があった。柱穴状遺構は90.0×40.0センチ、深さ60.0

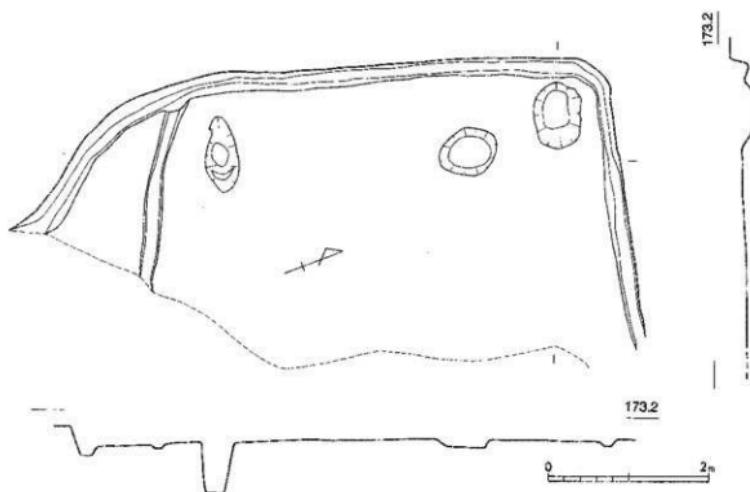
センチある。土坑は北側のものが、 $80.0 \times 60.0$  センチ深さ20.0センチ、その南側のものが $70.0 \times 60.0$  センチ、深さ10.0センチある。溝は竪穴住居跡の周溝に似るが、南東部で二俣に別れ、そのうちの南側の溝は地形に沿うて崖に到達している。二本の東西方向の溝から溝までは6.0メートルを測る。

遺物は南側の土坑の中に石製品と（第139図）、溝の中から炉壁（図版129）が出土した。石製品は、7.2センチ、厚さ3.4センチある低石状のもので、欠損しているため長さは不明である。135.22グラムを量る。

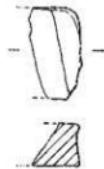
以上のことから、このSI 22は不明な点も多いが、炭焼窯を含めた製鉄に関係した遺構であったと考えられる。位置的に最も近いのは炭焼窯であるのでそれに付随した施設であった可能性がある。



第137図 炭焼窯実測図



第138図 SI 22実測図



0 4 cm

第139図  
SI 22遺物実測図

このように、製鉄炉跡や鍛冶炉跡である1~5号炉、炭焼窯、SI 07、SI 22、SK 01、SB 06、SB 07等の中世遺構は、調査区の南側にまとまってみられる。おそらく、時期的には大きくかけはなれたものではなく、お互いに関係しながらそれぞれが機能していたとこが考えられる。

なお、1・2号炉については地磁気年代測定を、1号炉の木炭層については放射性炭素による年代測定を行い報告した(Ⅲ章、「自然科学的調査」参照)。

### III 自然科学的調査

#### 1. 放射性炭素測定

門遺跡のある河段段丘は厚い火山灰層で形成されている。それは三瓶山の火山活動によるものであるといわれている。ここで報告した縄文時代後・晩期～中世にいたる各遺構はその火山灰層に掘り込まれたかたちで検出された。調査区の中央部に南北にこの火山灰層の体積状況がわかる場所があり、第140図に図示した。

最上部にある遺構が検出される火山灰層は、一般にこの地域でハイカ層と呼ばれている。その下層に1メートル以上の厚さで火碎壘の層があり、その中に炭化した立木が含まれていたので、これを採取し放射性炭素による年代測定を行った。こうすることによって、門遺跡で最古の遺構・遺物である縄文時代後・晩期の上限の絶対年代を推定することができるからである。結果は

$3,600 \pm 100$ 年 BP

であった。この結果は三瓶山の最後の大噴火がその頃とされていることと符合する。この火碎壘の下層には黒色土、さらにその下層に古い火山灰層があり、三瓶山の活動の様子を窺うことができた。

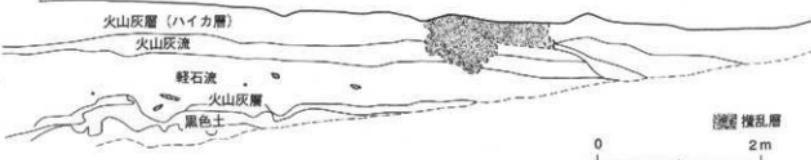
また、製鉄炉跡（1号炉跡）の下部構造の中にあった木炭層についても同様な年代測定を行った。測定結果は

$340 \pm 80$ 年 BP

であり、陶磁器の年代とは若干の年代のずれがある。

なお、年代測定は財團法人 九州環境管理協会に依頼した。

272.5



第140図 門遺跡土層断面図

## 2. 門遺跡の地磁気年代

島根大学総合理工学部 時枝 克安  
島根職業能力開発短期大学校 伊藤 晴明

### 1 地磁気年代法の仕組

地磁気は一定ではなく不規則に変動している。この地磁気変動には周期の短いものから長いものまで様々な成分が含まれているが、それらのなかでも、10年以上経過してはじめて顕著になるような緩慢な変動を地磁気永年変化と称している。地磁気年代測定法で時計の機能をはたすのはこの地磁気永年変化であり、過去の地磁気の方向の時間的変化を示す曲線に年代を目盛って、地磁気の方向から逆に年代を読みとろうとする。しかし、例えば、ある焼土が何時焼けたかを知ろうするとき、焼土が焼けたときの地磁気の方向がどこかに記録されており、それを測定できなくては目的を果たせない。実は、焼けた時の地磁気の方向は焼土の熱残留磁気として記録されている。地磁気年代を求める手順を述べると、まず、焼土の定方位試料を採取し、それらの熱残留磁気を測定して、焼土が最終加熱されたときの地磁気の方向を求める。そして、標準となる地磁気永年変化曲線上にこの方向に近い点を求めて年代目盛を読みとることになる。地磁気中で粘土が焼けると、粘土に含まれる磁性鉱物（磁鉄鉱、赤鉄鉱等）が担い手となって、焼土は熱残留磁気を帯びる。この熱残留磁気の方向は焼けたときの地磁気の方向に一致し、しかも非常に安定であり、磁気鉱物のキュリー温度（磁鉄鉱で578°C、赤鉄鉱で675°C）以上に再加熱されないかぎり数万年以上年代が経過しても変化しない。もし、焼土がキュリー温度以上に再加熱された場合は、それまで保持していた残留磁気が消滅し、新たに最加熱時の地磁気の方向を向いた熱残留磁気が獲得される。つまり、焼土は最終焼成時の地磁気を熱残留磁気として正確に記録する。それゆえ、あらかじめ、年代既知の焼土の熱残留磁気を測定して、地磁気の方向の時間変化をグラフにしておけば、このグラフを時計として、年代未知の焼土がいつ焼けたかを逆に推定できる。この時計では、地磁気の方向が針に相当し、焼土の熱残留磁気が焼成時の針の位置を記録することになる。日本では、広岡によって西南日本の過去2000年間の地磁気永年変化曲線がかなり詳しく測定されているので<sup>1)</sup>、この方法が焼土の簡便な年代測定法として実用化されている。地磁気年代測定法の詳細については中島による解説が参考になる<sup>2)</sup>。

## 2 地磁気年代測定法の問題点

第一に、地磁気の方向は時間だけでなく場所によっても変化するので、地域によっては、その場所での標準曲線の形が西南日本のものからかなり相違していることが問題となる。厳密に言えば、ある焼土の地磁気年代を求めるには、焼土の熱残留磁気をその場所の標準曲線と比較しなければならない。相違が小さいときには西南日本の標準曲線を代用できるが、相違が大きいときにはその地域特有の標準曲線を決定し、この曲線と焼土の残留磁気の方向を比較する必要がある。

第二に指摘すべきことは、「地磁気年代は地磁気変動という物理現象から推定されるので土器編年には左右されない」と思われるがちであるが、これは誤解であり、両者は密接な関係で結ばれているという事実である。すなわち、少数の年代定点をのぞくと、標準曲線上の年代日盛のほとんどは考古学の土器編年体系を参照して決められている。それゆえ、地磁気年代が年代定点に近いときには問題がないが、年代定点から遠くなるほど土器編年の影響をより強く受けることになり、もし、土器編年に改訂があれば、地磁気年代もそれに伴って訂正しなければならない。年代定点の数が増加すると、地磁気年代と土器編年の相互依存は解消するが、現状ではやむをえない。しかし、地磁気を媒介とする地磁気年代測定法は、無遺物の場合でも有効である点、また、遠隔地の土器編年を地磁気変動を通じて対比できる点で独自の性格を持つ。

## 3 遺構と試料

門遺跡（島根県飯石郡頓原町）のたたら跡、鍛冶炉跡、住居址の焼土から地磁気年代を推定するための定方位試料を採取した。たたら跡では南北に沿う床面とその両側の焼土帯（幅～30cm）が残存し、床中央には擾乱による大きな穴があいていた。出土した陶磁器の土器編年は、14～15世紀の年代を示すが、炭化物の<sup>14</sup>C年代として  $340 \pm 80$  (BP) という値が得られている。定方位試料は、擾乱が少ないと考えられる両側の焼土帯からそれぞれ8個と6個、床面の焼けのよい場所から11個、計25個を採取した。鍛冶炉はたたら跡の直近にあり、直径～70cmの円形をしている。この焼土からは、よく焼けた所から12個の定方位試料を採取した。なお、これらのたたら跡と鍛冶炉は八幡前製鉄遺跡とよばれている。住居址 (SI 12) からは、かまとと低焼成度の円形焼土（直径～20cm）が発見されているが、かまとには良好な焼土が残存していなかったので、円形焼土から5個の定方位試料を採取した。この住居址は出土遺物から7～8世紀のものと考えられている。遺構と焼土の特徴および採取試料数を表1にまとめる。

表1 造構の特徴と採取試料数

造 構		造 構 と 焼 土 の 特 徴	試料数
門 遺 跡	たたら跡	床面(11)、両側焼土帯(14)(()内は試料数) 13~14 C [土器]、340±80 BP [ <sup>14</sup> C]	25
	鍛冶炉跡	直径~70cmの円形	12
	住居址焼土	低焼成度、径~20cmの円形、7~8世紀 [土器]	5

#### 4 測定結果

試料の残留磁気の方向をスピナー磁力計で測定した。測定結果を図1~3に示す。たたら跡(図1)と鍛冶炉跡(図2)では、大きく飛び離れたデータを省略し、図の円内の集中度のよいデータから地磁気年代を推定する。住居址焼土には揃うデータが見当らないので(図3)地磁気年代を推定できない。選択したデータの平均伏角(Im)、平均偏角(Dm)、Fisherの信頼度係数(k)、95%誤差角( $\theta_{95}$ )、利用試料数/採取試料数(n/N)を次表にまとめる。なお、kの値が大きく、 $\theta_{95}$ の値が小さいほど、残留磁気の方向がよく揃っていることを意味している。

#### 門遺跡の焼度の残留磁気の平均方向と誤差の目安

造 構	Im (度)	Dm (度)	k	$\theta_{95}$ (度)	n/N
たたら跡	50.56	3.68	751	1.51	13/25
鍛冶炉跡	50.98	3.60	1552	2.33	4/12
住居址焼土	データの分散により有意の平均無し				0/5

Im: 平均伏角、 Dm: 平均偏角、 k: Fisher の信頼度係数

$\theta_{95}$ : 95%誤差角 n/N: 利用試料数/採取試料数

## 5 地磁気年代と考察

図4は広岡による西南日本の過去2000年間の地磁気永年変化曲線上に、選択した残留磁気の平均方向(+印)と誤差の範囲(点線の楕円)を記入したものである。地磁気年代を求めるには、残留磁気の平均方向から近い点を永年変化曲線上に求めて、その点の年代を読みとればよい。年代誤差も点線の楕円から同様にして推定できる。標準曲線が狭い範囲で重なり合っているため、各遺構について複数の地磁気年代値が可能になるが、考古学的推定年代値からかけはなれた値を省略している。すなわち、たたらと鍛冶炉の残留磁気の平均方向は、標準曲線の2つの屈曲部(A.D.100~400; A.D.1100~1400)の内側にあるので、4種の西暦年代(100~150、350~400、1150~1200、1300~1350)が可能となるが、前2者は考古学的に考えられないので省略する。上記の方法で求めた地磁気年代候補値を次表に示す。最初に記した年代値は、残留磁気の方向に一番近い点の値であり、第一候補値となる。

門遺跡の焼土の地磁気年代候補値

遺 構	地 磁 気 年 代 候 补 値
たたら跡	A.D.1350±15 or A.D.1175±25
鍛冶炉跡	A.D.1350±20 or A.D.1175±35
住居址焼土	データの分散により年代推定不能

地磁気年代として2つの年代候補値(～1200、～1350)のうちどちらを選ぶかが問題となる。たたらと鍛冶炉は、残留磁気の平均方向がほとんど同じなので、年代もほぼ同じと考えてよい。一方、たたらの考古学的推定年代(13～14世紀)は地磁気年代の第一候補値(A.D.1350±15)と整合している。したがって、たたらと鍛冶炉の地磁気年代として第一候補値を選ぶのが全体として合理的である。

門遺跡と埴原遺跡の焼土の地磁気年代

門 遺 跡	遺 構	地 磁 気 年 代
	たたら跡	A.D.1350±20
	鍛冶炉跡	A.D.1350±20
	住居址焼土	データの分散により年代推定不能

最後に試料採取時にお世話になった島根県教育委員会の内田律雄氏をはじめとする皆様に厚く感謝します。

- 註(1)広岡公夫(1978) 考古地磁気および第四紀古地磁気の最近の動向  
第四紀研究 15, 200-203
- (2)中島正志、夏原信義 「考古地磁気年代推定法」考古学ライブラリー9  
ニューサイエンス社
- (3)註(1)と同じ

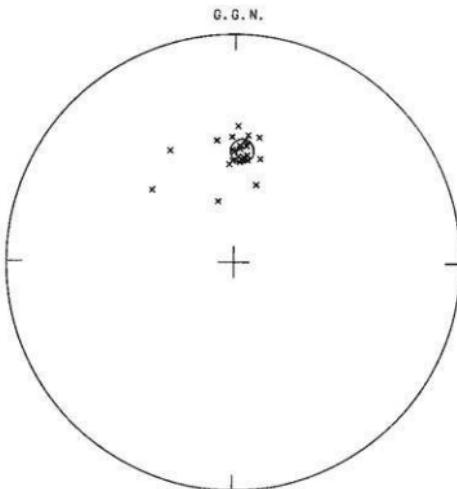


図1 門遺跡のたたらの残留磁気の方向

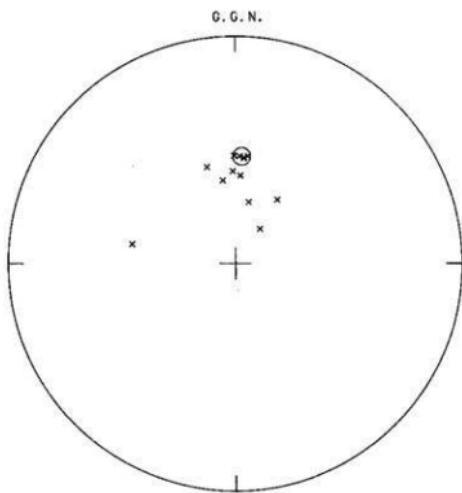


図2 門遺跡の鋳冶炉の残留磁気の方向

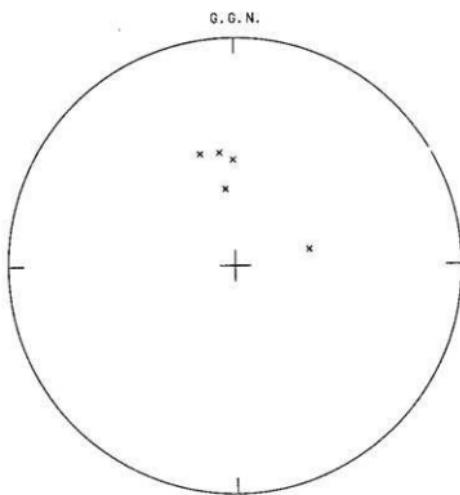


図3 門遺跡の住居址焼土の残留磁気の方向

### Declination (偏角)

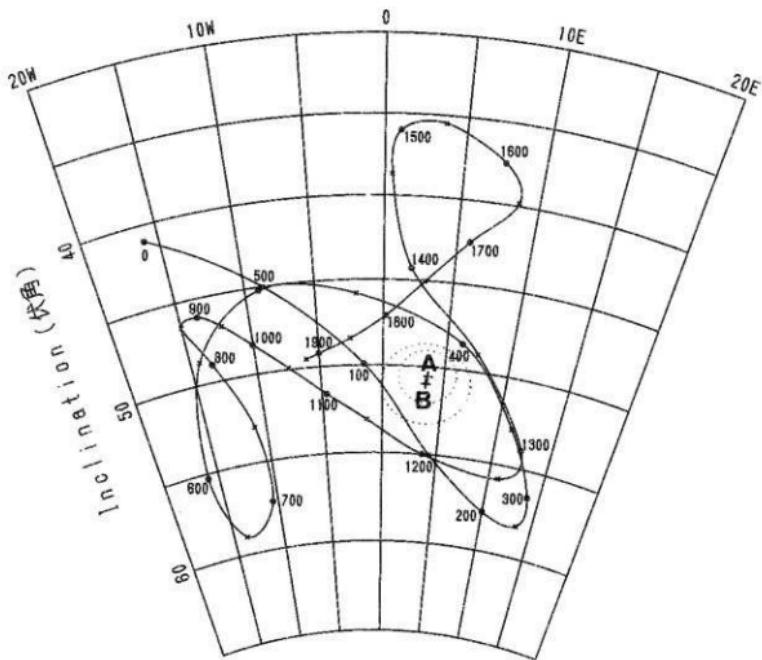


図4 門遺跡の焼土の残留磁気の平均方向(十印)と誤差の範囲(点線の楕円)

および、西南日本の過去2000年間の地磁気永年変化曲線

A : 門遺跡のたら

B : 門遺跡の鋳冶炉

#### IV. まとめにかえて

1. 長者原古墳について……………大谷晃二……122
2. 飯石郡と私部……………内田律雄……131
3. 『出雲国風土記』の「剣」と門遺跡……………平野卓治……138

## 1. 長者原古墳について

### はじめに

飯石郡赤来町の長者原古墳は、一辺約20mの3段築成の方墳である。別名「駒鹿古墳」、「京樂古墳」とも呼ばれ、現在、赤来町指定古墳となっている。明治14年の『赤来村古伝誌』にも「下赤名村駒鹿古塚四あり、一は六間四方位、高さ一丈余、他の三つの塚、各々一間四方位、高さ六尺位」と記された周知の古墳である（倉橋1966）。現在、古墳の東側に隣接して県道赤名大田線が通っているが、墳丘のこりは極めて良い。

### 1. 位置と立地

長者原古墳は、飯石郡赤来町下赤名中通に所在する。神戸川により開削された幅500m、長さ2.5kmの谷水田による盆地状の地形の西縁の丘陵上に位置する。ここは神戸川の最上流域であり、出雲と備後を結ぶ赤名峠から北へ4kmの距離である。標高483.2m、比高40mほどの丘陵から盆地に向かっていく筋かの低丘陵が延びる。この低丘陵の付け根付近の尾根上、標高約450mに長者原古墳は立地する。東に盆地を望み、水田との比高は10mほどである。

また、長者原古墳に隣接して周辺に、4つの墳丘上の高まりを認めることができる。一つは長者原古墳から県道を越えて東へ20mほどの所にある一辺5m、高さ1mほどの方形の高まりで、中央に大きな坑が穿たれている。もう一つは、長者原古墳の北20mほどにあり、ここは長者原古墳の北隣の尾根にあたる。一辺4m、高さ1.5mの方形である。他の2基は、これよりさらに北へ10mの位置に東西に並ぶ。ともに一辺3m、高さ1mのほどである。東側の高まりは円形、西側は方形を呈し、前面の東側にテラス状の平坦地をもつ。これらの墳丘状の高まりが『赤来村古伝誌』に言う「他の三つの塚」であるかは不明である。周辺には、炭焼き窯の跡らしき高まりが幾つかあることから、これらの墳丘状の高まりもそうしたものを含む可能性が高い。

周辺には、盆地北縁に和南ヶ崎横穴墓、盆地のさらに南2kmに砂子田横穴墓群、スクモ塚古墳などが知られる。

### 2. 墳丘

墳丘は、北裾と南裾がわずかに削平され、畑などに使用されたことを伺わせ、また、墳頂には溝状の盗掘孔がある。それ以外は、墳丘の遺存状況は極めて良好であり、一見して三段築成の方墳であることが観察される。

以下、墳頂部から順に墳丘の観察状況を述べる。

墳頂部は、その平坦面中央から西側に幅2mの溝状の盗掘溝が掘られ、その排土が墳裾西側に堆積している。墳丘西側に造り出しのように見えるのは、この排土によるものである。また、盗掘溝の端に長径約1mの石が露出している。この石は、墳頂平坦面のほぼ中央に位置し、その形状から、横穴



第1図 長者原古墳の位置 (●印)

式石室の奥壁の上端か、または天井石がひっくりかえされたものといった印象を受ける。

墳丘斜面には、4辺とも明瞭なテラスが2面確認され、3段築成の方墳であることがわかる。テラス幅は中段上面テラスが1~1.5 m、下段上面テラスが0.5~1.2 mと中段上面テラスが幅が広いのが特徴である。

墳裾は、東側で-3.384 m、西側で-1.80 mであり、西から東へ著しく傾斜しており、その東西の高低差は1.58 mである。これは、墳丘が西から東へと下る丘陵の上面に構築されているためである。この高低差は下段上面テラスと中段上面テラスにも認められるが、墳頂部では高低差が解消され、水平な面を作っている。従って、墳丘築成にあたっては、西側から東に傾斜する尾根地形に応じて墳丘下段を東へ傾斜させて作り、中・上段の築成時に、この傾斜を解消する構造をとっていることになる。これにより墳丘は、東側がより壮大に見えるわけで、当然のことながら、こちらが平野に面している。

各段築の高さは、東側で見ると下段1.1 m、中段0.9 m、上段1.7 mであり、その比率は、約4:3:6となり、下段が一番高く、これが本墳の墳丘の一番の特色をなしている。

以上の観察による見かけの規模は以下のとおりである。

墳頂平坦面 6.6×7.1 m

上 段 9.5×9.5 m 高さ1.1 m（東側） 0.6 m（西側）

中 段 14.5×14.6 m 高さ0.9 m（東側） 0.7 m（西側）

下 段 19.4×20.0 m 高さ1.7 m（東側） 0.7 m（西側）

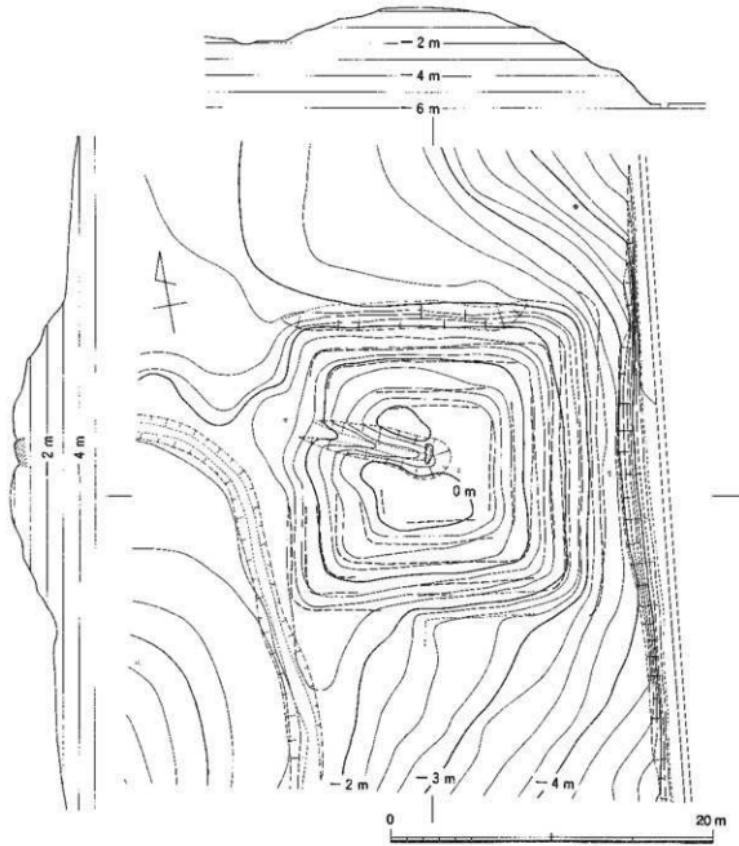
高さ3.7 m（東側全体）約2.0 m（西側全体）

墳丘の築成方法は、その周囲を観察すると、南北両側は尾根の斜面がゆるやかに広がった平坦面を形成している。ここは畦状の道や段があり、かつて畠などに開闢されたことをうかがわせる。東側は県道で削平されるが、これを復元的に観察すると、やはり尾根がゆるやかに下っていくものである。墳丘西側は、約10数m緩傾斜地が広がり、そこから急傾斜を成して立ちあがる。従って、平野に面する東側を墳丘正面とした場合、墳丘の背後（西側）に大きな壁があるかのように見えるのである。この急斜面が人為的に手を加えられたものとは思われないが、終末期古墳にしばしば見られる墳丘背後の壁の一種の感を与える、意図的な選地をうかがわせる。また、墳丘を画するような溝や堀も認めることはできない。従って、墳丘は背後に急峻な丘陵斜面を背負う地形を選び、そこに大半を盛り土によって構築されたものと推定される。

現状で葺石、埴輪等は認められず、ピンボールなどで突いたが葺石などは認められなかった。

### 3、主体部・遺物など

未発掘のため、内部主体、副葬品などは一切不明であるが、墳頂部の盗掘溝の約1 mの石が横穴式石室に関連する石材である可能性が考えられる。



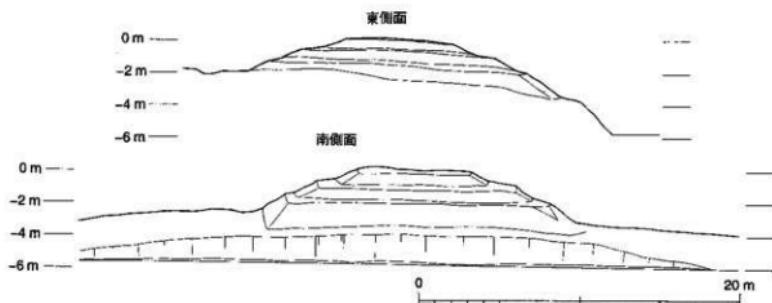
第2図 長者原古墳 墳丘測量図 (S=1/300)

#### 4、考 察

今回の測量調査で得た長者原古墳の特徴をまとめると以下のようになる。

- 1、3段築成の方墳である。
- 2、段差が4:3:6と下段が高い。
- 3、葺石や外護列石を伴わないと推測される。
- 4、主体部は横穴式石室の可能性が考えられる。

これらの内、墳丘の特徴から、本墳の時期を検討する。

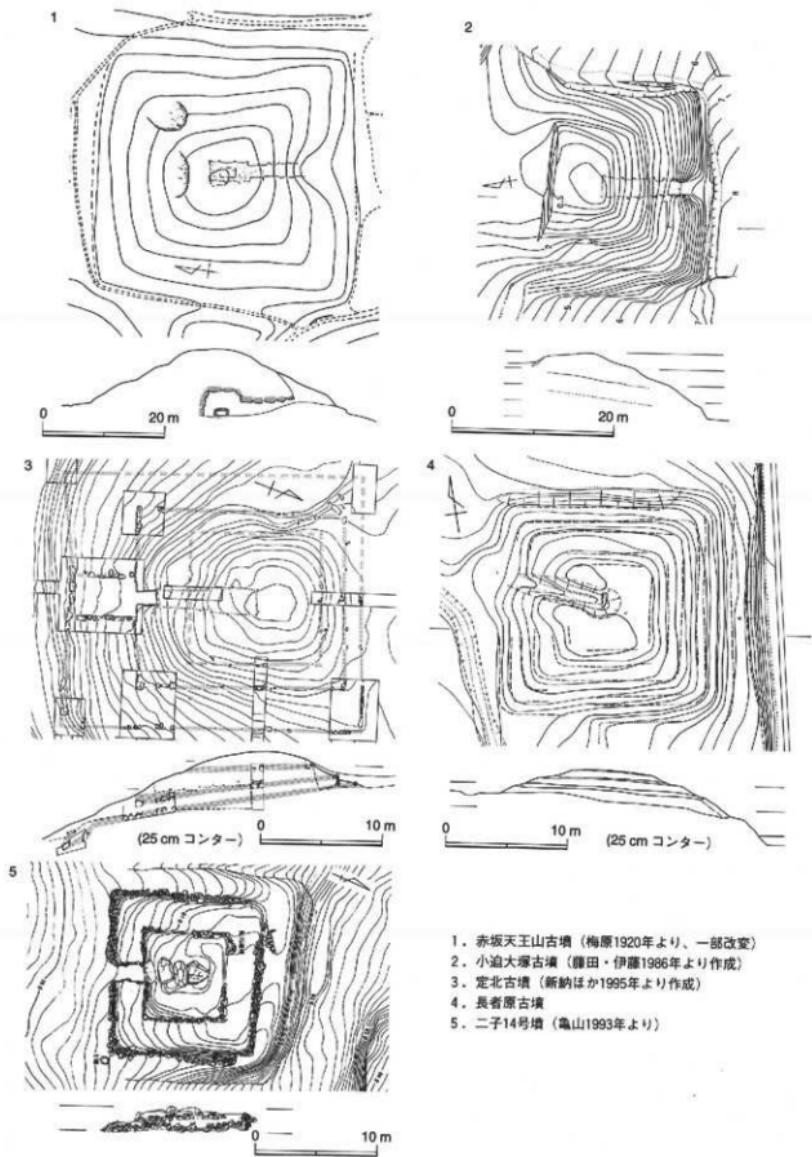


第3図 長者原古墳壇丘立面図 (S=1/300)

**3段築成** 一般に、円墳と方墳が3段であるのは、前方後円墳の時代には稀である。3段ないしそれ以上の段築の方墳が増加するのは、前方後円墳築造停止後の古墳時代終末期になってからで、大阪府春日向山古墳(現用明陵、東西65m、高さ10m)、山田高塚古墳(現推古天皇陵・辺59m、高さ11m)、千葉県駄ノ塚古墳(一辺60m、高さ10m)などの大形方墳から、岡山県定北古墳(21×25.3m、高さ7m)などの中小規模墳にまで及ぶ。こうした状況との比較から、長者原古墳は一辺20mと方墳としては決して大きな規模とは言えないにもかかわらず3段築成であり、終末期古墳に属すると判断される。

**段の高さ** 長者原古墳の壇丘のもうひとつの特徴として、各段の高さが下段が一番高いことがある。一般に多くの前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳ともに段築は、下段ほど低い比率で作られるものが多い。三段築成の終末期方墳の場合でも龍角寺岩屋古墳、岡山県定北古墳など下段が最も低い。長者原古墳のような例はむしろ稀で、類例としては赤坂天王山古墳がある(梅原1938)。赤坂天王山古墳は、一辺45m、高さ9mの大形方墳であり、全長15.3mの大形の横穴式石室をもつ。測量図から読みとれる段の高さの比率は3:3:5である。その時期は、横穴式石室と家形石棺の型式から奈良県牧野古墳よりもやや新しく、石舞台古墳に先行するから(白石1982、新納1995)、TK 209型式の後半に平行するものであろう。

また、同様の段築の可能性をもつものとして、岡山県矢掛町小追大塚古墳(藤田・伊藤1986)がある。27×25m、高さ約7mの方墳で全長10.5mの横穴式石室をもつ。段築は南側で3段が認められ、上2段がやや不明確であるが、明確な下段は高さ約3mと壇丘全高の半分に近い。副葬品等が不明であるため、横穴式石室の形態から時期を検討したい。石室の特徴として玄門とまぐさ石がともに漢道側壁、漢道天井よりもはみ出すもので、備後地域の石室との関連が指摘されている(亀山1992)。確



第4図 終末期方墳の類例

かに小追大塚古墳の石室の平面形と玄門部の構造は、広島県神辺町大坊古墳、本郷町梅木平古墳、同町貞丸1号墳、三次市栗屋高塚古墳、向原町戸島大塚古墳など備後から安芸東部にかけて広く認められる石室の基本構造と共通している。梅木平古墳のような粗い割石積みの石室から整った割石を用いる貞丸1号墳、さらに整った大坊古墳をへて花崗岩切石加工の大佐山白塚古墳（脇坂1979）へと型式学的な変化をたどることができ、こうした変遷の中で、小追大塚古墳はまぐさ石が天井石に組み込まれていることや整った切石加工ではないことなどから、大佐山白塚古墳に先行する。加工岩切石による横穴式石室は、畿内の岩屋山式石室により達成された技術と考えられるため、小追大塚古墳を岩屋山式石室以前とすると、およそ7世紀前半ごろ、須恵器の飛鳥ⅠないしⅡ式平行にならうか。

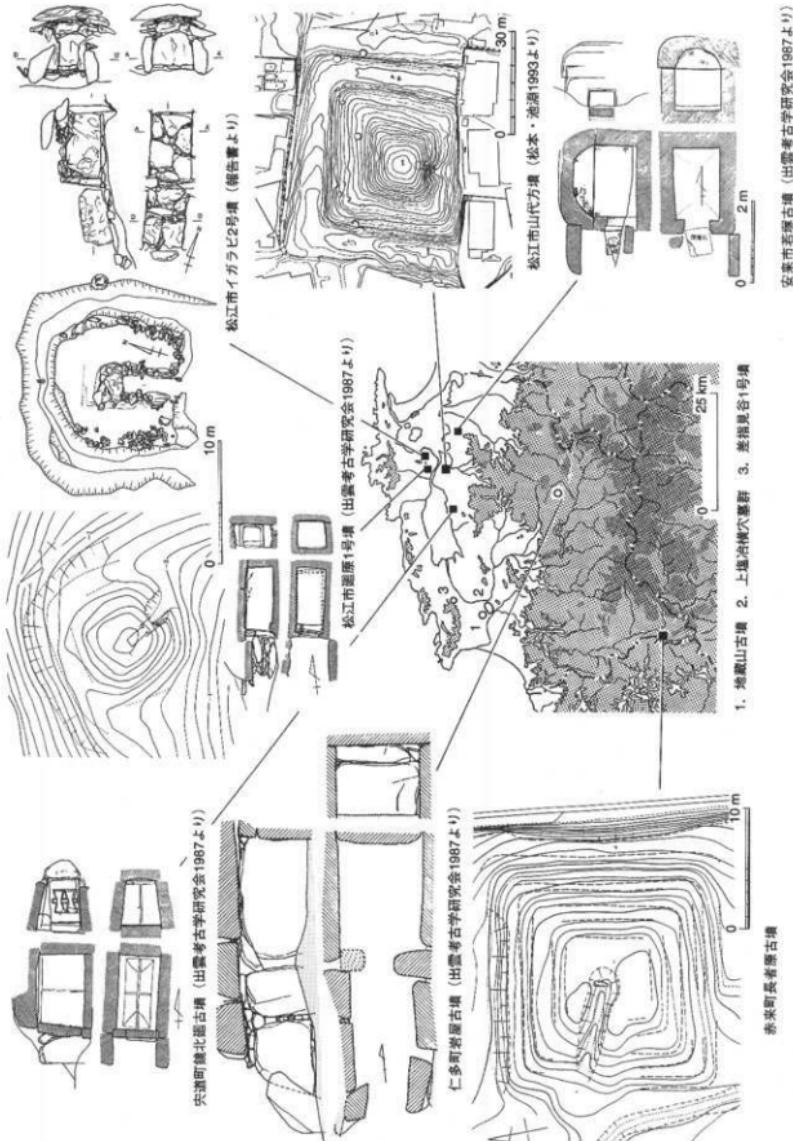
外護列石と墳丘の傾斜 長者原古墳には葺石や外護列石にあたる石はまったく認められず、本来からそうした施設をもっていない可能性が高い。また、墳丘の傾斜はある程度の封土の流出を考慮しても緩やかなもので、外護列石を作り急角度で立ち上る階段状の段築をもつ終末期古墳とは異なる。この点も先の赤坂天王山古墳や小追大塚古墳に類似している。

尾上元基は、赤坂天王山古墳のような段築と、一連の墳丘斜面に比較的狭い幅の平坦面を設けるものとを認識し、これが岡山県北房町定北古墳のように一連の斜面に外護列石をめぐらす古いタイプから岡山県倉敷市二子14号墳などの石垣状の外護列石を伴って階段状の構造をとる新しいタイプへと段築構造の変遷を指摘している（尾上1995）。尾上によると新しいタイプは7世紀中葉段階で出現すると言う。定北古墳の初葬の時期は飛鳥Ⅲの古いところに平行すると考えられている（横田1995）。小追大塚古墳の段築構造が定北古墳に先行するならば、その時期は飛鳥ⅠないしⅡとなり、先の石室からの時期推定と矛盾しない。類似の段築構造をもつ長者原古墳もこうした同様の時期と思われる。

まとめ 以上の検討から、長者原古墳に類似する墳丘としては、赤坂天王山古墳と小追大塚古墳をあげることができ、これらはTK 209型式から飛鳥ⅠないしⅡ墳、7世紀前半の古墳と考えられるため、長者原古墳もこうした時期の終末期古墳であると判断される。

#### おわりに

長者原古墳の築造された7世紀前半の出雲地方の状況を見よう。まず、東部最大の首長墓として松江市山代方墳（一边45 m）がある。前方後円墳廐絶後の方墳で、6世紀末～7世紀初頭と思われる。石室の型式からこれに後続する首長墓が隣接する永久宅後古墳である。八雲村兩乞山古墳、安来市岩舟古墳は、これに酷似した形態で最も精良な石棺式石室である。また、安来市若塚古墳や宍道町鏡北廻古墳など石棺式石室4期（出雲考古学研究会1987）の石室は、松江市廐原1号墳のような畿内系の横口式石室の影響で出現したと思われる。廐原1号墳のような横口式石室は大阪府鉢伏山西峰古墳の調査（伊藤1994）で飛鳥Ⅱの須恵器を出土している。松江市イガラビ古墳群は割石による石室墳で、3期の石棺式石室を模倣した1号墳から4期の石棺式石室を模倣した2号墳へと推移する状況が見られる。須恵器からともに飛鳥Ⅱの築造であり、石棺式石室の3期から4期への変化が飛鳥Ⅱの頃であったと判断される。このように、出雲東部では飛鳥Ⅱの墳に、各地の首長層の石棺式石室が畿内の横口



安来市若狭古墳 (出雲考古学研究会1987より)

第5図 出雲の主要終末期古墳

式石棺を模倣したものへと変化している。

西部は、出雲市地蔵山古墳以後の首長墳の実態が不明だが、飛鳥Ⅱに造墓の最盛期を迎える上塩治横穴墓群が、出雲東部に類似した家形の玄室を採用するようになる。

出雲山間部では、仁多町岩屋古墳がある。墳丘は円墳ないし方墳と思われるが判然としない。横穴式石室は大型の花崗岩を「切り石」と言えないまでも壁面や石材の合せ目を整えて作っている。こうした石室は、広島県三年代古墳など山陽側で盛行している。また、後道前端が斜めにカットされており、畿内の奈良県岩屋山古墳や西宮古墳、大阪府オーコ8号墳など飛鳥Ⅱ墳の石室に見られる特徴を備えている。岩屋古墳もそうした時期である可能性が高い。長者原古墳は、飛鳥ⅠないしⅡと考えたが、出雲地方で唯一の3段築成の方墳である。

このように、6世紀の後半以降、中海、宍道湖の沿岸地帯には、各地の首長墳として石棺式石室が採用され、その背後には松江市山代二子塚古墳、山代方墳、永久宅後古墳を最高首長墳とする出雲東部の霸権を握った政治集団とのつながりがあると推測される。こうした東部の石室の特徴が7世紀に西部の横穴式石室や横穴墓にも影響を与えることを東部勢力の圧力とする見方もある（出雲考古学研究会1987）。その一方で、飛鳥Ⅱ墳に平野東部の首長墓が畿内の横口式石棺の影響を受けて小型化する中で山間部では畿内もしくは山陽の横穴式石室の影響とともに大きな大型石室の岩屋古墳が築造されている。また、長者原古墳のように他に例のない3段築成の墳丘も存在する。こうした状況を見る限り、7世紀前半での出雲山間部の首長たちは、なお独自性を保ち、独自の地域間交渉を行っていたとみなすことができる。

#### （文献）

- 出雲考古学研究会 1987『古代の出雲を考える6 石棺式石室の研究』  
伊藤聖浩 1994『鉢伏山西峰古墳の調査』『考古学研究』第41巻第1号考古学研究会  
梅原末治 1938『近畿地方古墳墓の調査三』日本古文化研究所  
尾上元基 1995『終末期方墳の築造企画と変遷』『定北古墳』岡山大学考古学研究室  
亀山行雄 1992『7世紀の古墳』『吉備の考古学的研究（下）』山陽新聞社  
亀山行雄 1993『二子14号墳』『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告81山陽自動車道建設に伴う発掘調査5』岡山県文化財保護協会  
倉橋清延 1966『第一章 原始から古代へ』『赤来町史』  
白石太一郎 1982『畿内における古墳の終末』『国立歴史民俗博物館研究報告第1集』国立歴史民俗学博物館  
新納 泉 1995『巨石墳の編年と終末型古墳の編年』『展望考古学』考古学研究会  
藤田憲司・伊藤 晃 1986『小迫大塚古墳』『岡山県史』考古資料 岡山県  
横田美香 1995『須恵器の年代』『定北古墳』岡山大学考古学研究室  
松本岩雄・池淵俊一 1993『IV山代方墳発掘調査』『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告IX——山代正倉跡・山代方墳——』島根県教育委員会  
脇坂光彦 1979『大佐山白塚古墳研究メモ』『芸備』第8集 芸備友の会

（島根県立八雲立つ風土記の丘 大谷 晃）

## 2. 飯石郡と私部

### 1. はじめに

門遺跡のある飯石郡は古代には、出雲の山間部にあって、西は石見国、南は備後国に接し、天平五年（七三三）に編纂された『出雲國風土記』によれば、熊谷・三屋・飯石・多福・須佐・波多・來嶋郷の七郷からなり、多福郷に郡家があった。現在の掛合町郡（こおり）はその遺称地である。門遺跡はこの飯石郡七郷のうち波多郷に属していたと考えられる。

### 2. 風土記時代の飯石郡と地名起源説話

『出雲國風土記』が記す飯石郡の各郷は次のようにある。

熊谷郷 郡家東北廿六里 古老傳云 久志伊奈太美等與麻奴良比賣命 任身及將產時 求處生之爾時到來此處詔甚久々麻々志枳谷在 故云熊谷

三屋郷 郡家東北廿四里 所造天下大神之御門 即在此處 故云三刀矢 神龜三年改字三屋 即有正倉

飯石郷 郡家正十二里 伊毗志都幣命 天降坐處也 故云伊鼻志 神龜三年改字飯石

多福郷 屬郡家 所造天下大神 大穴持命與須久奈比古命 巡行天下時 稲種墮此處 故云種 神龜三年改字多福

須佐郷 郡家正西一十九里 神須佐能袁命詔 此國者雖小國 國處在 故我御名者 非著木右詔而即己命之御魂 鎮置給之 然即大須佐田小須佐田定給 故云須佐 即有正倉

波多郷 郡家西南一十九里 波多都美命 天降坐處在 故云波多

來嶋郷 郡家正南卅六里 伎自真都美命坐 故云支自真 神龜三年改字來嶋 即有正倉

これら七郷説話のうち、飯石郷の伊毗志都幣命、波多郷の波多都美命、來嶋郷の伎自真都美命は記紀神話にはみえず、郷名と深い関係にある在地の祭神と考えられる。

飯石郡の地名起源説話の中で、「屬郡家」とする多福郷の地名起源説話は最古の落穂伝承として知られているが、この伝承は『播磨國風土記』掛保郡稻種山条に類似したものがある。すなわち、

稻種山 大汝命少日子根命二柱神 在於神前郡聖岡里生野之峠 望見此山云 彼山者 當置稻種 即遣稻種 積於此山 積於此山 各形亦似稻積 故號曰稻種山

とあり、大穴持命と須久奈比古命の農業神としての性格が表れている。さらに、熊谷郷の久志伊奈太美等與麻奴良比賣命が記紀神話の奇稻田姫と同一神と考えられ、須佐郷には大須佐田小須佐田を定めたとあって、農耕に関係した伝承が多くみられる。飯石郡内の風土記記載社の中の、「多倍社」、「田中社」、「栗谷社」等もこの地域の農耕と無関係ではない社名であろう。

また、三屋・須佐・來嶋の三郷には、そのことと関係していたであろう「正倉」があった。

### 3. 飯石郡の郡司層

『出雲國風土記』飯石郡条末には

郡司主帳無位日置首

大領外正八位下熟十二等大私造

少領外從八位上出雲臣

として三人の郡領の名が記載されている。このうち、少領の出雲臣は同じ『出雲國風土記』意宇郡新造院条に飯石郡少領出雲臣弟山として、また、天平六年出雲国計会帳にも飯石郡少領外從八位上出雲臣弟山とその名がみえる。この弟山は天平十八年には、風土記編纂時に国造であった廣島の次に出雲国造となっている。何故に後の国造となる人物が飯石郡領であったのか不明であるが、おそらく出雲特有の事情があったと思われる。もちろん、弟山が飯石郡を本拠としていた可能性もすてきれない。しかし、後に国造となっている点や、意宇郡山代郷に新造院を建立しているので、ここでは一応、その本拠地は飯石郡内にあったのではなく意宇郡内にあったとしておきたい。

日置氏は飯石郡の主帳日置首の他、意宇郡舎人郷に日置臣志毗、同郡山代郷新造院条に日置君目烈、出雲郡大領外正八位下日置臣（出雲郡新造院条では日置臣佐提麻呂、「天平六年出雲国計会帳」では出雲郡大領外正八位下日置臣佐提麻呂）、大原郡主政無位日置臣などとして記載があって、出雲臣氏に次いで多くみられ要職を占めている。出雲での本拠地は神門郡日置郷から斐伊川を渡った出雲郡新造院のある河内郷にかけての地帯であろう。飯石郡内ではそれらに近い斐伊川の支流である三屋川流域の熊谷郷や三屋郷あたりに本拠地があったと考えたい。

注目したいのは大私造という私部が飯石郡の大領となっていることである。私部は「キサイベ」、あるいは「キサイチベ」と訓み大化前代の后紀の領有する部民であった。文献に残る私部首・大私部首・大私部直・大私造は私部の地方的管轄者として理解されている。ここでは大私造が飯石郡において大領職であることを重要視して以下考察をすすめることとしたい。

私部は飯石郡大領の他、出雲には『出雲国計会帳』に、

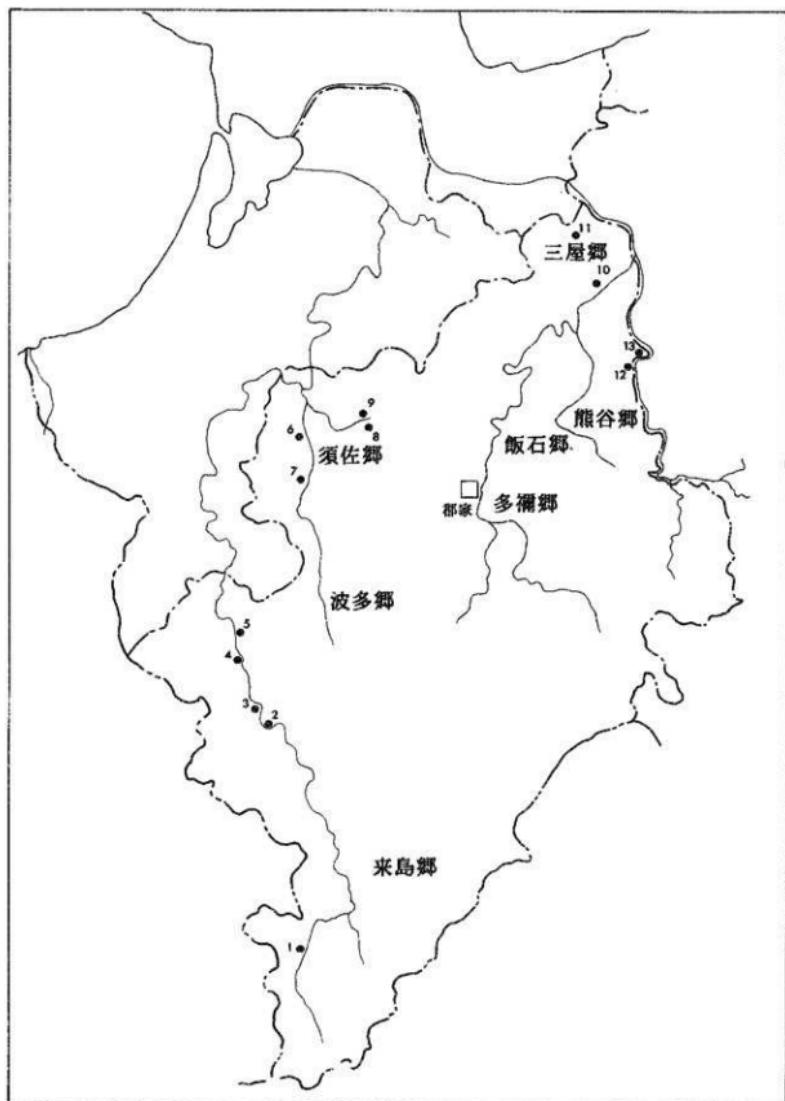
一 廿三日進上衛士私部大嶋死去替事右附熊谷軍團百長大私部直足國進上

とあり、「應給歷名帳」にも「私部」（出雲郡）がみえる。熊谷軍團は『出雲國風土記』に「飯石郡東北廿九里一百八十步」とあり、飯石郡熊谷郷内にあった。それは郡家からの方位里程により、隣接する大原郡境付近にあったことがわかる。大私部直がその軍團の百長になっているところをみると、私部はやはり飯石郡における有力な氏族であったと思われる。

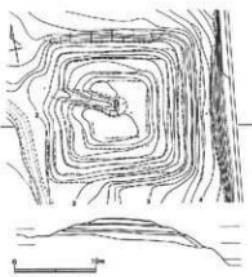
### 4、飯石郡の主要古墳

ところで、飯石郡内には律令制下の郡司層につながっていくだけの在地勢力を示す後・終末期古墳はどれだけ存在するのだろうか。それら全てが必ずしも在地の首長墓とは限らないが、試みに飯石郡内を貫流する神戸川と斐伊川支流の三屋川流域の主要古墳を探ってみよう。

図1は現時点で把握している飯石郡内の横穴式石室の分布を示したものである。これによって、次



第1図 飯石郡内の横穴式石室（番号は表に対応）

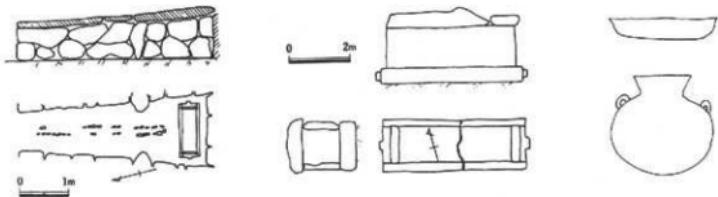


第2図 長者原古墳実測図

のような大きく五つの地区のまとまりを仮定して考えることしたい。Aは赤木町、Bは領原町志津見、Cは篠川郡佐田町（現在）、Dは三屋町、Eは三屋町から木次町にかけての上熊谷である。

これら五つの地区を、あえて風土記時代の郷に比定すれば、來鳴郷（A）、波多郷（B）、須佐郷（C）、三屋郷（D）、熊谷郷（E）となろう。今のところ郡家の所在した多福郷と、郡の地名起源を伝承する飯石郷に相当する地域には、横穴式石室は知られていない。

このうち1の長者原古墳と12の後谷1号墳は併に一辺二十メートルの方墳で、飯石郡内の後・終末期古墳の中では最大規模であることが注目される。既に報告されているように、長者原古墳は墳丘に外護列石のない三段築造の方墳



第3図 後谷1号墳石室・石棺・遺物（杉原 1989より）

番号	名称	所 在 地	墳 丘	横 穴 式 石 室	遺 物	時 期	地区
1	長者原	飯石郡赤木町	方墳・20m			7世紀前	A
2	比久尼塚	飯石郡領原町		長さ8m			B
3	中原	飯石郡領原町					B
4	門1号	飯石郡領原町			須恵器長頸壺	7世紀後	B
	門2号	飯石郡領原町					B
5	貝谷	飯石郡領原町					B
6	八幡	篠川郡佐田町					C
7	坂本	篠川郡佐田町			須恵器長頸壺	7世紀前	C

8	和田	蕨川郡佐田町					C
9	切石	蕨川郡佐田町					C
10	松本4号	飯石郡三屋町			須恵器硯	7世紀後	D
11	後谷1号	飯石郡三屋町	方墳・20m(?)	長さ8m・長持形石棺	須恵器提瓶他	6世紀後	D
12	岩広	飯石郡三屋町			須恵器・大刀他	6世紀後	E
13	岩佐	大原郡木次町		(?)	須恵器・大刀他		E

で、七世紀前半の時期が考えられる終末期の古墳である。後谷1号墳は昭和二十二年に壊されたため現存しないが、山根大二氏による当時の記録があり古墳の概要を知ることができる。その記録によつて杉原清一氏は、「墳丘は一辺約20mの方墳で2段に築成され、主体部は無袖式横穴石室で長さ約8m、奥から3mに柱石があつて玄室に区別している。玄室には石棺が置かれている。棺の床石小口には繩掛突起があつて長持石棺であったとみられ、出雲山間部には珍しく、格別な身分の被葬者があつたと思われる。」として報文に石室・石棺・遺物などの略測図を掲げている(杉原1989)。遺物には須恵器の提瓶と、須恵器蓋か土師器蓋と思われるものが描かれている。この地方に横穴式石室が普及する六世紀後半から七世紀代にかけての時期が考えられる。両方墳とも、後の大領となる豪族のイメージを重ねさせるのに十分な古墳である。

## 5. 私 部

さて、『出雲国風土記』の大私造某をどのように評価できるのであらうか。それにあたっては私部と中宮湯沐との関係を考察された岸俊男氏の研究を依りどころとすることとしたい(岸1966)。岸俊男氏によれば、私部はもともと、例えば允恭皇后忍坂大中姫の刑部、雄略皇后草香幡棱姫皇女の日下部などのように后妃に対してその宮号を付して設定されていたものが、敏達～推古朝にかけて宫廷組織が整備され后妃の地位が制度的に確立していくにつれ、私部として一般名称を付すようになったとする。『日本書紀』敏達天皇六年二月甲辰条に「詔して日祀部・私部を置く」という記事は、そうした史実を伝えたものと考えられている。さらにこの私部が大化革新を経て、令制下に至って食封の一種として制度化されたものが中宮湯沐とされる。

中宮湯沐については、正倉院文書に残る但馬國や播磨國の正税帳にその実態を窺うことができる。天平四年と推定される『播磨國正税帳』には、

中宮職美作國主稻無位錦部主村石勝、從壹人、并貳人、三日食米一斗五合、酒五升四合、とみえ、錦部主村石勝は中宮職の舍人と考えられる。彼は、美作國主稻として、中宮湯沐のあつたと思われる美作国に派遣される途中に播磨国を通過している。主稻は、大海人皇子の美濃國湯木の役職名としてみえ、その名称から次に述べる捉稻使とともに稻の收取に関与したと思われる。

すなわち、「天平九年但馬國正税帳」には次のようにある。

赴任所貳箇國傳使單貳拾捌日 使四日將從廿四日 紿米肆斗肆升、酒肆升、

因體國守從五位下丹比眞人家主、將從九人、合十人徑二日、・別給米一斗五升五合、酒一升、

出雲國從六位下蘇大甘宿禮黑麻呂、將從三人、合四人使二日、別給米六升五合、酒一升。  
上下武箇國中宮職捉稻使單貳拾肆日 使十三日將從十二日 紿米肆斗貳升、酒壹斗貳升

中宮職捉稻徑國、單貳伯肆拾伍日、充稻壹伯漆拾壹束伍把、使日別四把將從日別三把  
酒貳斛肆斗伍升 使日別一升

舍入少初位上巨勢朝臣長野、將從一人并二人、依例出舉事、起二月一日迄六月廿九日并計八日、又收納事、起九月一日迄十二月九日并九十七日、總二百四十五日。

このうち、捉稻使・捉稻は『播磨國正税帳』の主福と同じものと考えられる。文書の切れ目以降にみえる中宮職舍人の巨勢朝臣長野は捉稻（使）として従者一人をたずさせて、二月一日から六月二十九日までの百四十八日間は「依例出舉事」、九月一日から十二月九日までの九十七日間は「収納事」にあたっている。

このように、『出雲國風土記』成立前後の西日本の中宮湯沐では、主福や捉稻使という中宮職舍人が派遣され、湯木に収穫された稲を用い出舉が行われていた。そして、文書の切れ目以前にみえる捉稻使が派遣された「上下武箇國」が山陰道五ヶ国のうちどの国々を示しているのか明確ではないが、その直前の「赴任所武箇國傳使」は因幡國と出雲國であるので、この二ヶ国への可能性が高いと思われる。

この中宮湯沐が大化前代の后妃の名代・子代である私部に系譜がつながるとすれば、それらの設置された在地にはその稲を収納する屯倉が設置されていたはずであり、そこでは後の出舉につながっていったであろう「貸稻」（『日本書記』大化二年三月辛巳条）が行われていたと考えられている。

『出雲國風土記』にみえる十二個所の「正倉」が大化前代の屯倉の遺制とすれば、飯石郡内の三個所の「正倉」は大化前代の私部・屯倉につながり、律令制下に至ってはこの地に中宮湯木が存在していたことになろう。長者原古墳や後谷1号墳の被葬者のいずれかは、大化前代には大私造という姓を与えられてこの地における私部・屯倉の管掌者であった可能性がある。飯石郡内における有力氏族は日置氏と大私造であったが、後谷1号古墳の所在する三屋町は日置氏の強いところであることを考えると、赤木町長者原古墳の被葬者こそは大和王権から大私造という姓を与えられた人物であったことを想定してみたい。そして、長者原古墳の築造年代が七世紀前半であれば（大谷1996）、大化前代に後の木島郷を中心とする地に、私部・屯倉が設定されたのは舒明天皇（六二九～六四一）のことであったろうと思われる。

飯石郡は仁多郡とともに南を備後国と接する出雲国の山間部の郡である。特に広い冲積平野はないが、飯石郡を南北に流れる神戸川流域には所々に狭い可耕地を見ることができる。

やや時代の降った史料であるが『日本文德天皇實錄』仁寿元年（八五一）十二月条に

出雲國飯石仁多両郡百姓復一年

とあり、また、『三代實錄』貞觀六年（八六四）に

復出雲國飯石仁多両郡百姓課役二年。以不。宜農業也。

とあって、可耕地の狭い飯石・仁多両郡でも「百姓」の基本的生業は農業にあった、あるいは求められていたことが推定される。多權郷の地名起源説話が「所造天下大神 大穴持命與須久余比古命巡行天下時 稲種墮此處 故云種」としているのは、積極的に可耕地が開発されていった飯石郡ならではの伝承ともうけとれよう。『出雲國風土記』の両郡にある鉄資源の記載はあくまでも副次的生産であり、飯石郡木島郷の「正倉」には稻・粟などが収納されていたと考えられる。

## 6. おわりに

以上、門遺跡の調査結果を考慮に入れながら、『出雲國風土記』の記載から八世紀の前半に飯石郡来島郷に中宮湯沐の存在を想定し、それは大化前代の私部・屯倉を継承していたであろうと推定した。古代の出雲国は、『出雲國風土記』の仁多郡や飯石郡に鉄資源の産出の記載があるところから、鉄生産が過大評価されているように思われる。しかしそれは『延喜式』においても出雲は鉄の貢納国にはなっておらず、大化前代に通っても大和王権が飯石郡地域に求めたものはあくまでも農産物であった。鉄はいつでも貢納できる体制下にあったとしても、出雲国内での需要と流通が主体であったと考える。

執筆にあたっては平石光、森田喜久男、野々村安弘、大谷晃二の各氏からご教示を承った。記して感謝する次第である。

## （参考文献）

1. 岸俊男「光明立後の史的意義—古代における皇后の地位—」『日本古代政治史研究』 1966
2. 秋本吉郎『風土記』日本古典文学体系新装版 1993
3. 『飯石郡誌』昭和47年覆刻版 1972
4. 杉原清一『三刀屋町の遺跡Ⅱ』三刀屋町教育委員会 1989
5. 山崎順子『板屋Ⅰ遺跡』志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書1島根県教育委員会 1993
6. 山本清『松本一号墳発掘調査報告書』島根県教育委員会
7. 『日本文德天皇實錄』国史大系 1990
8. 『日本三代實錄』新訂増補国史大系 1991
9. 『播磨國正税帳』大日本古文書 昭和52年覆刻版 1977
10. 竹内理三寧楽遺文昭和51年訂正四版 1976
11. 田中勉亮『佐田町の遺跡－東須佐地区－』佐田町教育委員会 1987
12. 田中勉亮『佐田町の遺跡－西須佐地区－』佐田町教育委員会 1989
13. 利光三津夫『律令及び令制の研究』1969
14. 大谷康二「長者原古墳について」『志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書3』 島根県教育委員会 1996

（島根県埋蔵文化財調査センター 内田律雄）

### 3. 『出雲国風土記』の「割」と門遺跡

#### はじめに

『出雲国風土記』(以下、適宜『風土記』と略記する)は、周知のように、唯一完全な形で残された『風土記』であり、律令制下の一国の状況を伝える貴重な資料である。特に、律令制下の各國に置かれていた駅家・軍團・戍・烽といった諸施設が網羅的に記載されている点は注目される。

もっとも、『出雲国風土記』が撰進された天平五年(七三三)は、前年八月に山陰節度使が設置されており(『続日本紀』天平四年八月壬辰条)、出雲国は節度使体制下に置かれていた。このことを強調し、『風土記』に軍團・戍・烽などの軍事関連施設が詳細に記されていることから、その兵要地誌的性格を看取する見解もある<sup>100</sup>。しかし、坂本太郎氏などが批判されたように<sup>101</sup>、『風土記』は、まず第一に一国の地誌として理解すべきであろう。

このような『風土記』の性格をふまえた上で、本稿においては『風土記』にみえる「割」の特徴を明らかにするとともに、門遺跡と「割」との関係を考察し、門遺跡の性格に迫ることを課題としたい。

この課題に迫るために本稿では、まず律令制下における関(割)のあり方を概観し、その特徴を検討する。ついで、『出雲国風土記』の「割」に関する記述を検討し、その性格と特徴を明らかにする。それをふまえて、門遺跡と『風土記』にみえる「割」との関わりを考察し、門遺跡の性格に迫ることとする。

#### I 律令制下の関(割)

律令国家は、官人や一般百姓などの人の移動をはじめ、様々な交通を厳しく把握するため、基本的には国と国との境に關を設置した<sup>102</sup>。

關には兵士が配置され(軍防令置関条)、往来する人々を検査し、過所などの通行許可のない者の通行を許さない(關市令行人度関条)というように、そこでは交通の検査が行われた。關を通過するには、駅馬・伝馬に乗る官人は携行する駅鈴・伝符、中央の労役に徵発される丁匠や調庸などの運脚夫は本国が提出する歎名、それ以外の人々は過所と呼ばれる通行許可書が必要であった(關市令齋過所条、同丁匠上役条、同欲度關条)。

過所には、(a)移動の理由、(b)通過する關名と目的国名、(c)本人の官位姓、(d)同行する資人・從人・奴婢、(e)携行する荷物、(f)牛馬が記されることになっており、官人の場合には、本人が属する本司が京職に申請をし、官人でない一般百姓の場合には、郡司が國司に申請して作成されることとなっていた(公式令過所式条)。しかし、実態としては本司・郡司が人の移動の可否を判断し、京職・國司がそれを追認していたにすぎないと考えられている<sup>103</sup>。

このような關を違法に通過した場合には、三關では徒一年、攝津・長門關では一等を減じ、余關で

は二等減じることになっており（衛禁律私度関条）、過所を不正に取得したり使用した場合の罰則規定でも同じようなランクが設けられており（衛禁律不応度関条）、律令国家では、間に三関（美濃国不破関・伊勢国鈴鹿関・越前国愛発関）、攝津・長門関、余関という3ランクが設けられていたことが知られる。このうち、最も重視された三関は、東海道・東山道・北陸道という「東国」へ至る主要幹線に面し、「城」とも表記されたように軍事的機能をも有する施設であった。他に「関国」「城国」と称され、軍事的機能を重視された関が設置された国には人宰府管内、三越、陸奥、石城、石背等がある（『令集解』戸令新附条諸説）。これらはいずれも邊境にあり、化外の地、東夷・西蕃に接する國々である。また、攝津・長門の関は、いずれも船筏の勘過を行う関であり、瀬戸内海航路の東西端に位置する重要な関であった。

このような3ランクに分けられた関の統括責任者は国司であり、三関の場合には目以上の国司自身が交代で守固することになっていた。また、関の管理者としては、「関司」、「關守」、「道守」、「守部」などが史料にみられるが、これらは國衙の下級官人であり、関の統括者である国司の命によって間に配置されたものであった<sup>100)</sup>。

このように関が設置され、厳しい交通の検査が行われた目的は、人民の移動を一国内に限ること、言い換れば百姓の浮浪・逃亡を防止することにあったとされている。角野和己氏は、このような関の設置を、「個別人身支配」に交通制限策をも加味した「本貫地主義」という律令国家の支配概念との関係で捉えられている。また、律令国家は「本貫地主義」を維持するために、関の他にも渡河点や津をはじめとする交通路上の要衝に兵士を置いて交通の取り締まりを行い、関の機能を補完したことを探されている<sup>101)</sup>。

このような律令制下の間にについて注意しておきたいのは、関は基本的には国と国の境に設置され、都と郡との境には設置されないという点である。これは、律令国家の国郡制支配の特質と深く関わっているのではないかと考えられる。すなわち、大町健氏が明らかにされたように律令国家の国郡制支配は、郡司に体現される共同体的諸関係を総括した機能を有する郡と行政的機能が集中する国という性格の異なる区分が重層して機能することに特質があり、律令国家の領域的人民支配においては、人為的に設定された國の領域が基本的な領域区画であったのである<sup>102)</sup>。

国と国の境に關が設置されるのは、國という領域が、律令国家の人民支配において領域区画の基本的単位であることに規定されているということができよう。逆に言えば、關が國と國との境に設置されるということは、國という領域が律令制下においては行政的には第一義的な領域区画であったことを示しているのである。

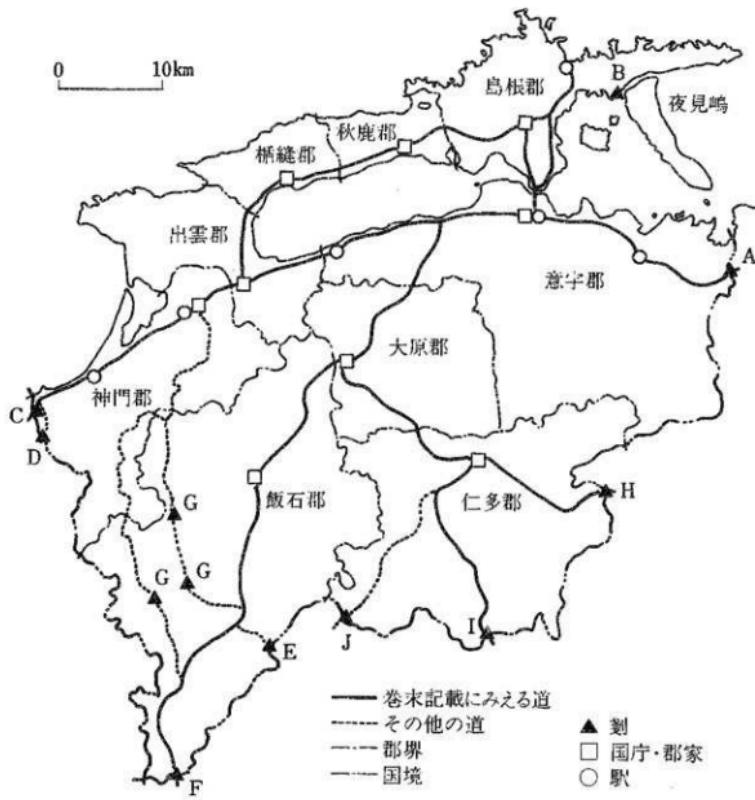


図1 「出雲国風土記」にみえる刹の位置関係図  
 (A～Mは、本文で引用した史料のアルファベットに対応する。A：手間刹、B：戸江刹  
 C・E・F・H・I：常刹、D・G・J：權刹、内田律誰註 (16)  
 論文図1をもとに作成)

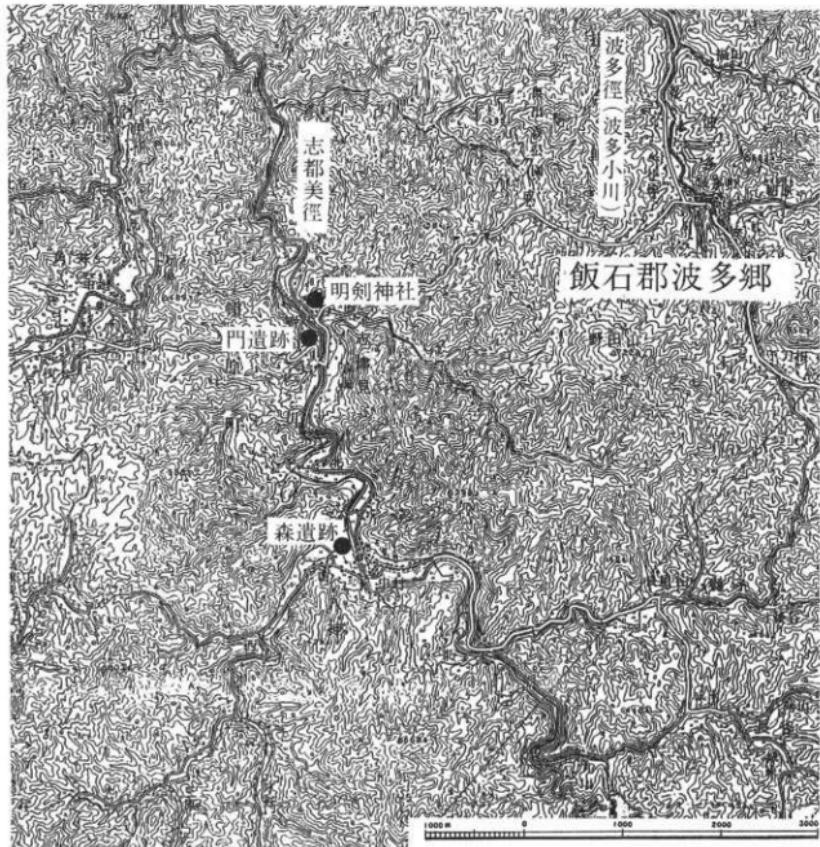


図2 門遺跡付近の景観（内田律雄註（16）論文より引用、一部改変）

## II 「出雲国風土記」における割

律令制下の一国に設置された關（割）の様子を伝える史料は、次に掲げる『出雲国風土記』の記載が唯一である。<sup>1630</sup>

- A 通道。國の東の嶺なる手間割に通ふは、四十一里一百八十歩なり。（意宇郡条）
- B 戸江割。郡家の正東二十里一百八十歩なり。島に非ず。陸地の浜のみ。伯耆の国郡の内の夜見鷗と相向かはんとする間なり。（島根郡条）



①飯石郡領原町宇山より「荒鹿坂」(草峠)を望む  
〈矢印のくぼみ部が「荒鹿坂」〉



②石見国安農郡川相郷へ至る国境付近  
(巣川郡多伎町山郡北付近史料D参照)の景観



③阿波須伎高日子命を祭る三澤郷の三澤神社

C 石見国の安農郡の堺なる多伎々山に通ふは、三十三里なり。路、常に割あり。(神門郡条)

D 同じ安農郡の川相郷に通ふは、三十六里なり。径、常には割あらず。但、政ある時に当りて、權に置くのみ。(神門郡条)

E 備後国恵宗郡の堺なる荒鹿坂に通ふは、三十九里二百歩なり。径、常に割あり。(飯石郡条)

F 三次郡の堺なる三坂に通ふは、八十一里なり。径、常に割あり。(飯石郡条)

G 波多径・須佐径・志都美径、以上の三つの径は、常には割なし。但、政ある時に当りて、權に置くのみ。並びに備後国に通ふなり。(飯石郡条)

H 伯耆国の大野郡の堺なる阿志毗縫山に通ふは、三十五里一百五十歩なり。常に割あり。(仁多郡条)

I 備後国恵宗郡の堺なる遊託山に通ふは、三十七里なり。常に割あり。(仁多郡条)

J 同じき恵宗郡の堺なる



④手間割推定地付近の景観



⑤戸江割比定地の景観 鳥取県境港市外江町（伯耆国夜見島側）より



⑥「三坂」に至る赤名峠の景観（鳥根県側より）

比市山に通ふは、五十三里なり。常には刻なし。但、政ある時に当りて、權に置くのみ。（仁多郡条）

これらの記載をみると、(1)刻には常に置かれている刻（常刻）と權に設置される刻（權刻）の二種類が存在する、(2)手間刻・戸江刻は固有名称を有しているが、他の刻には名称が付されていない、という点が注意される。

ここで問題としたいのは、このような記述は、どのような理由によるのかという点である。また『出雲國風土記』にみられる刻は、出雲国だけの特殊事情であるのか、あるいは律令制下の他国も同じような状況であったのかという問題も提起されよう。これらの問題は、『風土記』における刻、律令制下の一国における刻の性格と特徴を考える上で重要な点であろう。そこで、ここではこれらの問題を検討することとしたい。

#### 1 「常刻」と「權刻」

『風土記』の刻をみると、ほとんどが単独の項目として記されておらず、道（路・径）の記載と不可分である点が注目される。

他の諸施設に関する記述をみると、軍團は意宇軍團・熊谷軍團・神門軍團、烽は馬見烽・土掠烽・多夫志烽・布自枳美烽・暑垣烽、戍は瀬崎戍・多伎戍が卷末記載に固有名称を付して列記されている。駅家は所在する郡においては、冒頭に郷名とともに列記され、さらに「野城駅。郡家の正東二十里八十歩なり。野城大神の坐ししに依り、故、野城と云ふ。」というように必ず固有名称とその由来をもって記されている。すなわち軍團・烽・駅家・戍といった施設は『風土記』において独立項目が立てられ、郡家からの距離や名称の由来などが記載されているのである。しかし、ほとんどの割は独立した項目立てをもたず、道の記載の中に登場している。唯一の例外は「戸江剣」であるが、この点については後に考察することとする。

このような割の記載と道の記述との関係をふまえると、『風土記』卷末の通道記載にみえる道には他国との境に必ず常剣が設置されている点が注意される。

すなわちA「手間剣」の場合には「國の東の堺より、西



⑦阿曼縁付近の景観



⑧門遺跡の据立柱遺物跡 (SB 004)



⑨「波多小川」の景観

に去くこと二十里一百八十歩にして、野城橋に至る」という卷末通道記載の「國の東の堺」に対応し、C・F・H・Iの常割のある道の記述は、次の卷末通道記載とそれぞれ対応している。

c 正西道は、玉作街より西へ九里にして来待橋に至る。（中略）郡家〔神門郡家〕より西へ三十三里にして、國の西の堺に至る。石見國の安農郡に通へり。

f 南西道〔大原郡家よりの南西道一筆者註〕は、五十七歩にして斐伊河に至る。（中略）郡家〔飯石郡家一筆者註〕より南へ八十里にして、國の南西の堺に至る。備後國の三次郡に通へり。

h 正東道〔仁多郡家よりの正東道一筆者註〕は、三十五里一百五十歩にして、伯耆國の堺なる阿志毗縁山に至り、

i 正南道〔仁多郡家よりの正南道一筆者註〕は、三十八里一百二十一歩にして、備後國の堺なる遊託山に至る。

このように常割と卷末通道記載とが密接に関わるとすると、この卷末に記載された通道、さらには『風土記』における道の記載の性格が問題となろう。この点に関しては、『風土記』における道路記載に関する中村太一氏の研究が注目される。

中村氏は意宇郡の記載を素材として、『風土記』における方位記載が駅路・伝路・郡内道路などの道路体系を基準として行われていることを明らかにするとともに、律令国家における中心点とそれを起点とする主要道路によって形成される空間認識の構造を抽出している。すなわち出雲国レベルでは、卷末通道記載において郡の中心施設である郡家が国府を中心として道路を媒介に表現されるとともに、国府・意宇郡家は駅路に沿った形で伯耆国境からの方位・里程が記されていること。この通道記載の根本的な基準点は畿内ないし都域に置かれており、律令国家全体と出雲国一国という両方の地域スケールを一括した二重構造をもっていること。また、卷末通道記載では駅路と伝路は区別されておらず、それは国レベルの空間認識・表現の骨格・基準線として、駅路と伝路が同様の役割を果たしていることの反映であることなどを指摘されている。<sup>100)</sup>

すなわち、出雲国一国レベルにおいては、『風土記』卷末記載の道路一すなわち都城を起点とした駅路と国内の郡家と郡家を結ぶ伝路一が空間認識の基準線となっていたのである。『風土記』卷末記載の道路が基準線となるのは、駅路と伝路が律令国家によって設定されたものであり、出雲国が第一に管理すべき道路であるために他ならないといえよう。<sup>101)</sup>

このような出雲国における道路体系の性格をふまえれば、常割は出雲国において国が第一に管轄すべき道路、すなわち駅路と伝路において、他国との境に至るルートに必ず設置されたものということができるよう。

しかし『風土記』に記載された常割には、卷末記載の道路上には存在しない割がある。「戸江割」(B)と「荒鹿坂」に至る道に置かれた常割(E)の二つである。それでは、この二カ所の常割はどのように位置づけられるであろうか。

「戸江割」は、まず伯耆国のかい見嶋と出雲国鷲根郡とを船で渡る境界点であり、陸路の境界点ではないこと。また、後に述べるように伯耆国から出雲国へという駅路の方向性に規定された交通の要衝

に位置していたことなどから、常割が設置されたと考えられよう。この点は「戸江割」が固有名称を持っていることとも関係している。

また、「荒鹿坂」(写真①)に至る道に置かれた常割に関しては、どのような理由で設置されたのかを明確にすることはできない。しかし備後国恵宗郡へ至るこのルートは、出雲国飯石郡と備後国恵宗郡との間ににおいて鉄路・伝路と同次元の往来が問題とされていたと考えられよう。谷重豊季氏は、山陰道と山陽道の諸郡間に郡間道路のネットワークがめぐらされていたことを推定されると共に、備後国内においても国府の置かれた葦田郡をはじめ隣接諸郡間の道路が確保され、南北方向では恵宗郡一三上郡一甲奴郡一葦田郡一沼隈郡という郡間道路による連結と、出雲国意宇郡一大原郡一仁多郡という連結とが合理的に結びつくことを指摘されている。<sup>116)</sup> この指摘をふまえるならば、「荒鹿坂」に至る道に常割が置かれたのは、このルートが郡間道路のネットワークにより出雲国府と備後国府とを結ぶ連絡路として利用されたルートであったためであると推測できよう。

以上のように、常割は出雲国が国として第一に管理しなければならない道路、すなわち鉄路・伝路において他国との境界に設置されたのである。常割がこのような性格をもつすれば、権割は鉄路・伝路以外の道路に置かれたということができよう。すなわち、郡内を通る道路(Gがこれに相当する)、百姓が日常的に使用する道路、言い換えれば、一般百姓の生活道路(D, Jがこれに該当する、写真②)など、出雲国にとって国レベルで恒常に管理する必要はないと判断された道路には常割が設置されず、臨時に割が設置されたのであろう。

ところで、権割は「政ある時に当たりて権に置」かれたが、この「政ある時」とはどのような状況をいうのであろうか。

『令義解』軍防令置関条の「義解」には「境界の上、臨時に閑を置きて守固すべきは、皆是なり」とあり、閑は臨時に置かれることがあり、そこには通常の閑と同様に兵士が配置され、守固することになっていたことが知られる。館野和己氏は、「風土記」にみえる「権割」とは、「義解」が問題としている「臨時閑」に該当するものと考えられると指摘されている。<sup>117)</sup> 先にも記したように『出雲國風土記』が撰進された天平五年（七三三）は、出雲国は節度使体制下に置かれていた。このような体制下においては、「政ある時」とは軍事的な対応が必要とされた時と共に認識されていたということもできよう。しかし、権割が軍事的な対応が必要な時に設置されたものと考えると、「風土記」にみえる権割がいずれも出雲国西部に遍在していることが問題となる。軍事的な対応への措置であるとするならば、鉄路・伝路以外の日常的な道のすべてに同様の措置がとられてもよいのではないかと考えられるからである。

そこで「政」という語に注目してみると、権割に関する記事以外に『出雲國風土記』には次の用例がみられる。

日置郷。郡家の正東四里なり。志紀嶋宮御宇天皇の御世に、日置伴部等、遣はされ来て宿停りて政為し所なり。故、日置と云ふ。（神門郡日置郷条）

日置郷の地名伝承であるが、ここにみえる「政」は、日置部の伴たる日置氏らにヤマト王権から課

せられた職務を示している。その具体的な内容は、神靈を迎えるために灯す聖火の祭料の製作や費用の調達といった日置部の職掌と考えられることを行ふことであり、それは祭祀的な側面が強いものということができる。<sup>(139)</sup>

この一例から判断することは困難であるが、「政」の語が祭祀的な側面が強いものとして利用されていると推測することは可能であろう。これと関連して、「恵宗郡の嶺なる比市山に通ふ」道に権割が設置される(J、仁多郡条)ことに注目してみたい。

このルートは巻末通道記載にはあらわれないが、比市山は毛無山に比定される<sup>(140)</sup>ことから、その道は仁多郡家より西南に進み、三澤郷を通過し、いわゆる「王貢岬」を越えて備後国恵宗郡に入るルートと考えられる。このルートで注目すべきは、仁多郡三澤郷を通ることである。この三澤郷の地名説話は、『風土記』では次のような内容で語られている。

大神大穴持命の御子、阿遻須伎高日子命は、大きくなるまで泣いてばかりで言葉を話さなかった。船に乗せて八十鶴を巡って宥めたが、泣き止まなかつたので、大神は夢にその理由を教えてくれるよう願ったところ、ある夜の夢に言葉を話したので、阿遻須伎高日子命に聞いたらしく、「御澤」と言った。どこかと問うと、出かけてここだと云つた。

このような地名説話であるが、その続きに「爾の時、其の澤の水沼出だして、御身沐浴ぎ坐しき。故、国造、神吉事奏しに朝廷に参向かふ時、其の水沼出だして用ひ初むるなり。此に依りて、今も産婦、彼の村の稻を食はず。若し食へば、生まる、子已にもの云はず。故、三澤と云ふ」とされている。すなわち、出雲国造の神賀詞奏上儀礼において、国造がこの三澤の地の水沼を沐浴のために利用する理由が、地名説話に絡めて語られているのである。それでは何故、国造は三澤の水を使うのであろうか。

国造の神賀詞奏上儀礼に関わる地名説話としては、意宇郡忌部神戸条に「国造、神吉詞奏しに、朝廷に参向ふ時の御沐の忌玉作る。故、忌部と云ふ」とある。神賀詞奏上の上京に際しての「御沐の忌玉」を製作したのが忌部の地名の由来であるとしている。この場合には、玉の製作地であることが問題となっている。これに対して、三澤の場合には、沐浴のための水が問題となっているが、水は国造に進上するのではなく、沐浴に使用するためには、国造はこの地に赴いたのではないかと想定される。さらに憶測すれば、仁多郡家から三澤郷を通り、備後国恵宗郡に入るルートは、国造が神賀詞奏上のために上京する道として使用されていたことがあったのではないだろうか<sup>(141)</sup>。このような点を考えると、権割が設置される場合の「政」には、出雲特有の事情、それは国造の神賀詞奏上のための上京などの場合があったと推測することも可能ではないだろうか。

権割が設置される飯石郡内の波多径・須佐径・志都美径の三つの道の具体的な比定は、後述するように困難な作業であるが、これらの道は北上して一つとなり、神門郡家、出雲郡家に向かっていると考えられる。この行き着くところには杵築大社=出雲大社が位置している。この備後國から北上する道は、『日本書紀』崇神天皇六十年条に見られる吉備津彦・武渟河別を派遣して出雲を平定させたルートに相当する可能性も考えられている<sup>(142)</sup>。

このような点をふまえるならば、権割が設置される「政ある時」とは、出雲国の特殊な事情、すなわち律令国家において特殊な位置づけを与えられている出雲国造に関わる事情があった場合のことを示していると考えることもできよう。

権割が設置される事情は明確にはできないが、軍事的な対応などが必要とされた場合、日常的には生活道路に使用されている道のように、国が恒常的には管理していない道をも把握・管理する目的で臨時に設置されたのが権割であったといえよう。

臨時にこのような権割が設置されるということは、出雲国から隣国に通じる道のすべてには恒常的に間が置かれていたことを示している。言い換えれば、人々が国境を越えて出雲国と隣国との間を日常的に往来できる可能性が存在していたのである。

その点で、次の島根郡条の「鯨鷲鳥」に関する記述は注目される。

即ち此の鳥より伯耆の国郡の内の夜見鳥に達るまで磐石あり。二里ばかり、廣さ六十歩ばかり。

馬に乗りても猶往来ふ。鹽満つる時は、深さ二尺五寸ばかり、鹽乾る時は、已に陸地の如し。

この記事では、出雲国の鯨鷲鳥から伯耆国の夜見鳥には、日常的に馬での往来があったことがわかる。このような日常的な国境を越えての往来は、国の規制するところではなかったといえよう。国がまず把握しなければならなかったのは、駅路・伝路という公的な道を往来する人・物、そして駅馬・伝馬によって運ばれる各種の文書と情報であり、そして浮浪・逃亡となるような不法な人民の移動であった。その管理の一環として国境に常割が設置され、それを補完するものとして臨時に権割が置かれたのである。

## 2 手間割と戸江割

次に、『風土記』において固有名称を付されている手間割と戸江割について考えてみたい。

手間割は、「國東境」とあるように出雲国と伯耆国との境に置かれていた。『和名類聚抄』には伯耆国会見郡に「天満郷」が見え、現在の鳥取県西伯郡会見町天万に比定される。この天満郷に手間割が置かれていたとすると、それは伯耆国内ということになる。しかし、すでに指摘されているように<sup>116</sup>、『伊豆波字類抄』「割六帖」に「いつもの国でのまのせき」、『堀河百首』に「八雲たつてまの関には」とあることなどからすれば、手間割は出雲国内に存在していたと考えられる。復元される山陰道駿路との関係からも、島根県能義郡伯太町安田閑付近に比定する見解が妥当であろう(写真④)<sup>117</sup>。

一方、戸江割は現在の美保關町森山に比定される(写真⑤)。旧『島根県史』は「今之西伯郡夜見ガ浜北端外江と中江瀬戸を隔てて正に相對せり、今の森山村大字森山古関は此の遺址なり」<sup>118</sup>として、現在の国指定史跡「サルガ鼻洞窟遺跡」付近の谷あいに残る小字名「古関」を推定地としている。この古関では、八世紀代のものとみられる須恵器の蓋、壺、坏などの破片、土師器の壺の破片、内面暗文のある壺の破片などが採集されており、この地が戸江割を構成していた可能性が高い<sup>119</sup>。『風土記』によれば、戸江割は方祐郷に属していたと考えられ、芝原遺跡に比定される島根郡家より美保郷に向かうルート上に位置していたことになる。また、『風土記』には戸江割に続き「栗江崎。夜見鳥に相

向ふ。促戸渡は二百一十六歩なり。塙の西は入海の堺なり」とあり、夜見嶋に対峙して栗江塙があり、そこには「促戸の渡」が置かれていた。この栗江塙は戸江割と隣接した美保関町森山地内に比定される。このような立地をふまえると、戸江割は伯耆国夜見嶋→栗江塙という海を渡るルートと鳥根郡家→美保郷というルートとの交点、三叉路の接点に位置していたといえよう<sup>参</sup>。

このように手間割と戸江割は、いずれも伯耆・出雲国境の出雲側に設置されていたと考えられる。ただし、その地名は伯耆国側に残っている点は注意される。すなわち、手間の地名は伯耆国会見郡天万郷として伯耆国側にあり、戸江という地名は、現在は鳥取県境港市に戸江として残っており、古代には伯耆国の夜見嶋内である。

ところで、館野和己氏は史料にみられる閑の設置のあり方を検討され、閑は都から遠い方の国に設置されるのが原則であったと指摘されている<sup>参</sup>。『風土記』において固有名称をもつ手間割と戸江割の二カ所の割は、この原則に合致するものといえよう。それでは、何故、このふたつの割だけが固有名称をもっているのであろうか。これは、都から遠い方の国に閑が設置されるという原則に合致しているように、都を起点としたルートに規定されたためであろう。都を起点としたルートとは山陰道駅路に他ならず、このふたつの割が駅路のルートと密接に関係していたために固有名称を付されたと考えられる。手間割は、都よりの山陰道駅路に沿った伯耆国から出雲国への入口に当たる割であるために名称が与えられたと理解することができる。また、戸江割は山陰道駅路からははずれるが、伯耆国→出雲国という駅路の方向性に規定され、伯耆国から出雲国へ海路で至る入口に位置するために名称を付されたのではないだろうか。さらに、戸江割は先にみたように海路と陸路との結節点に位置しており、交通の要衝として重視されたためであろう。戸江割が『風土記』の割において、唯一項目立てされて記載されているのもこのような理由によるのではないだろうか。

二つの割の地名が、どちらも伯耆国側に残されていることは、このような考えを補強するものであろう。すなわち、地名がいずれも伯耆国側に残るのは、伯耆国→出雲国という駅路の方向性に規定されて割の名称が付されたためであると考えられるのである。このように駅路の方向性に規定されて閑に呼称が付されたのは、都城を起点として放射状に展開する駅路が、律令国家の交通体系の中において、第一の幹線道路であったからに他ならないであろう。

手間割と戸江割に固有名称が与えられた理由を以上のように考えると、山陰道駅路の出雲国→石見国という方向性に規定され、出雲国と石見国の国境に置かれた割は、出雲国側の地名を有して石見国側に置かれていたと推測される。おそらく「石見国の安農郡の堺なる多伎々山に通ふ」道に置かれた常割(C)がこれに当たるのではないだろうか。

それでは、他の常割は出雲国と隣国どちら側に置かれていたのであろうか。常割は、先に指摘したように駅路・伝路上に設置されていたが、『風土記』では隣国との堺となる目標に向かう道に置くという記載になっている。目標とは「備後国恵宗郡の堺なる荒鹿坂」(E)、「三次郡の堺なる三坂」(F)、「伯耆国の大日野郡の堺なる阿志毗縁山」(H)、「備後国恵宗郡の堺なる遊託山」(I)である。「荒鹿坂」は『芸藩通志』に「上里原の赤之谷の山を荒鹿山と云へり」とあることから、現県境の草畔に当たる

とされ、「三坂」は広島県双三郡布野に比定されている（写真⑥）。また、「阿志毗縁山」は鳥取県日野郡阿尾縁との境の山に当たるとされ（写真⑦）、「遊託山」は県境の鳥帽子山に比定されている<sup>200</sup>。こうみると、目標とされている山・坂などは、ほとんどが隣国内に位置しているといえよう。すなわち、常刻は隣国内に所在する目標へ向かっていく道に設置されていたわけである。このような『風土記』の記述の仕方に則して理解すれば、常刻は国境の出雲国側に設置されていたということができるのでないだろうか。

### 3 「出雲国風土記」の割と律令国家の間

これまで『出雲国風土記』の常刻と権割の性格と特徴をみてきたが、『風土記』にみられる割の事例は、律令国家における他の諸国の場合に当てはめることができるであろうか。言い換えれば、出雲国の事例を律令制下の国の事例として一般化化することが可能であろうか。

館野和己氏は、(1)出雲国は節度使体制下に置かれていた、(2)八・九世紀の史料で知られる閑の数が少なすぎる、(3)『万葉集』に歌われる閑では、三閑以外の閑の影があまりにも薄い、(4)閑の無い道が存在したことから、『出雲国風土記』の様相を一般化すべきではないとされている。すなわち、閑はすべての国境に置かれたわけではなく、一つの国から隣接する国に通じる多くの道のうち、重要かつ必要と認められた道にのみに置かれたのであり、あるいは全く閑のない国もあったかもしれないと指摘されている<sup>201</sup>。

(1)に関しては、出雲国が節度使体制下であることは、権割の設置の事例などでは該当するであろうが、律令国家の国を基本的な領域区画とした人民支配、交通政策という側面からすれば、それを強調する必然性はないといえよう。また、『出雲国風土記』は節度使体制下に規定されたものではなく、一国の地誌としての性格をもつものであると理解すべきであろう<sup>202</sup>。(2)(3)に関しては、もし「延喜式」が残されていなければ、史料上で知られる駅は極めて少ないことを考えれば、閑が少なすぎるとはいえないのではないだろうか。逆に、出雲国の場合のような形で国境に割が設置されていたとすれば、国境問題などを除けば、割が史料に現れる必然性は少ないといえよう。また三閑は、律令国家においては、固閑などの儀式を作り特別に重視された閑であり、「東国」へ至る閑として貴族層はじめ人々に強く認識されていたはずである。逆に、日常的な往来が問題となる国境の閑が歌などに取り上げられる必然性は少ないといえよう。

また、出雲国においても閑の置かれていらない国境は存在し、その国境を越えて日常的に人々が往来していたことは、先にみたとおりである。国の境に選択的に閑を設置したことは、『出雲国風土記』でも確認できるのである。

以上のような点と、律令国家の基本的行政単位である領域区画としての国の性格と機能をふんだ場合、『出雲国風土記』が伝える割の設置状況は決して特殊なものではなく、律令制下における一般的な国の様相を伝えるものとして理解してよいのではないだろうか。先にみたように、権割が置かれる状況などには出雲国特有の事情が考えられるかもしれない。しかし、『出雲国風土記』にみられる

常刻の設置状況、すなわち行政的機能を集約する国が恒常に管理する駅路・伝路において他国との境に閘（割）を設置し、交通を管理するという形態は、律令制下における一般的な國の様相を示していると考えられよう。

### III 門遺跡と「志都美剣」

律令国家における閘の機能、『出雲國風土記』にみえる割の性格と特徴を検討してきたが、律令国家によって設置された閘は、三閘をはじめ國ごとに多く存在したはずである。しかし、その実態が考古学の調査により確定された例は極めて少ない。発掘調査により閘の様相が明らかにされたのは、三閘の一つである美濃國不破閘のみである。

不破閘跡は岐阜県不破郡関ヶ原町に所在しており、その調査は1973年から77年まで岐阜県教育委員会・不破閘跡調査委員会によって行われた。調査により土壘・築地・建物跡などが発見され、不破閘のおおよその構造が明らかにされている。<sup>200</sup>

不破閘は西を藤古川に限られ、北・東・南は基底部幅6、5~7m、高さ約2mの版築で築かれた土壘によって囲まれ、これが外郭を形成している。外郭は自然地形を巧みに利用して作られており、閘は総面積12haにおよぶ台形状をなしている。閘内のはば中央を通過する東山道に向て、その北側には築地で囲まれた一画が存在し、ここが閘の中枢部と考えられる。西側と南側で検出された築地から、この区画はほぼ一町四方と推定されている。築地内側の小石敷からは平瓦が多数検出されており、築地は瓦葺きであったとみられる。内部の建物構造などは不明であるが、平城宮跡や美濃國分寺跡と同型・同範の瓦を含む多数の遺物を出土しており、閘の中心的な瓦葺きの建物が存在したとみられる。他には、閘の東南隅において鍛冶工房跡が検出され、東北隅では兵士の住居と推定される堅穴住居跡が発見されている。

このように、不破閘は二重の築地で囲まれ、内部に瓦葺きの中心的建物をもつという官衙的な構造を有することが明らかにされている。また、三閘の一つである鉛庭閘は、周辺の地形分析などから構造の推定や位置比定が行われている<sup>201</sup>が、発掘調査による実態の解明には至っていない。

閘の中で中心的位置を占める三閘においても、その構造が十分に明らかにされておらず、一般の国境に設置された閘の構造などは、現時点では考古学的には全く不明というような状況である。

このような状況の中で、島根県飯石郡頓原町志津見字岡に所在する門遺跡の調査成果は注目に値する。

奥出雲の山間部、神戸川左岸の河岸段丘上に位置する門遺跡は、志津見ダム建設予定地内にあるため、1992・93年に島根県教育委員会によって発掘調査が行われた。調査により、縄文時代後・晩期の墓坑群、弥生時代中・後期の堅穴住居跡群と掘建柱建物跡、7世紀代の横穴式石室2基、7~8世紀の堅穴住居跡群と掘建柱建物跡群、溝状遺構、中世の製鉄炉と鍛冶炉などの遺構が発見された。

このうち古代(7~8世紀)の遺構群では、堅穴住居跡群と掘建柱建物跡群、柵列と考えられる溝状

遺構は組み合って一つの集落遺跡を構成している。また、堅穴住居跡では、壁の一角に自然石と粘土で構築されたカマドを有するものが19棟検出され、いくつかからは鉄塊や鋳造剥片などの鉄生産に関係した遺物、さらには製塙上器が検出されている。<sup>100</sup>

この門遺跡が所在する志津見は、『風土記』の記載によれば飯石郡波多郷に属していたと考えられる。波多郷を流れる波多小川は「源は郡家の西南二十四里なる志許斐山より出で、北に流れて須佐川に入る。鐵あり」と『風土記』に記されており、流域では砂鉄を原料とした鉄牛産が行われていたとみられる。門遺跡の堅穴住居跡から出土した鉄塊や鋳造剥片などの鉄生産に関係した遺物は、この『風土記』の記載と深く関わるものといえよう。<sup>101</sup>

このような鉄生産とともに注意されるのが、古代の掘建柱建物群である。堅穴住居跡群と同時期の掘建柱建物跡は6棟あり、2x2間の縦柱建物のSB 03は倉庫であると考えられるが、注目されるのは、3x5間のSB 04や2x6間のSB 06という比較的大型のものである。

これらの掘建柱建物跡は、門遺跡が立地する山間部の一般集落の建物としては説明しきれないものであると指摘されている。<sup>102</sup>また、門遺跡の位置する場所は「志津見」であり、『風土記』にみえる権割が置かれる志都美径との関係が想起される。このような点から、門遺跡は単なる集落遺跡ではなく、志都美径に置かれた権割（「志都美割」）とかかわるものではないかと憶測されるのである。<sup>103</sup>この場合に問題となるのは、権割が置かれた飯石郡の須佐径・波多径・志都美径という3本の道はどのようなルートをとる道であるかという点である。

この3本の道は、「並びに備後國に通ふなり」とあるように、いずれもには備後國に通じる道とされている。谷重豊季氏は、これらの道は飯石郡内で収束するものではなく、いずれもが国境を越えて備後國へ通じるものであると理解されている。<sup>104</sup>すなわち、3本の道には権割が置かれ、割は国境に設置されるものであるから、3本の道は国境に通じているものと考えられているのである。先にみたように、割は国境に設定されるのが第一の原則である。しかし、『風土記』の記述をみると、割の記載に関しては3本の道の権割と他の割とが異なっていることが注意される。すなわち、他の割の場合には、権割であるとしても（D・J）、必ず割が置かれる道が至る具体的な国境の目標や目的地が記されているが、3本の道の権割にはそのような記載がないのである。このことは、3本の道はそれぞれが国境に通じていたとは考え難いことを示唆している。おそらく3本の道は飯石郡内を南北に通り、郡内で収束し、備後國へ向かったのであり、権割は国境ではなく各道において交通の要衝となるような場所に臨時に設けられたのではないだろうか。

山間部を通る波多径・須佐径・志都美径という3本の道の具体的なルートを比定することは困難であるが、波多径・須佐径は同名の郷が存在するので、波多郷・須佐郷を通る道であると推定される。波多径は波多郷内の波多小川に沿う道であり、現波多神社・波多町を南北に通る道、ほぼ現在の佐田・八神線に相当するルートであろう。須佐径は須佐川に沿う道とも考えられるが、須佐川が神戸川の上流にあたるとすると、須佐郷を流れる部分は非常に限られることになるので、この川に沿ったルートは考え難い。加藤義成氏が指摘されるように、須佐径は波多径の北の部分、西須佐を南北に通る部分

に当たるかもしれない。<sup>339</sup> また現須佐川に沿い、須佐神社を横切り、松尾へ抜ける現湖陵掛合線に相当するルート<sup>340</sup>、須佐神社付近から南下し、穴見を経て入間へ至る現宮内掛合線に相当するルートも候補にあげることができよう。共通した郷名や川名をもたない志都美径は、「志津見」の地名が残ることから、この「志津見」を通る南北の道、すなわち神戸川沿いの道、現国道184号に相当するルートが考えられよう。

3 本の道の詳細な比定に関しては今後の課題でもあるが、門遺跡が立地する「志津見」の地は、志都美径に沿った場所であることは間違いないであろう。また、志津見と波多郷の中心となる現波多町とを結ぶ山間部の現川本波多線に相当するルートは近世の絵図等にもみえ、地元の伝承において刻の推定地とされる明剣神社<sup>341</sup>は、その出入口に位置している。門遺跡は神戸川を挟んでこの明剣神社の対岸にあり、その場所は交通を検察する刻を置くには適した地ということができよう。

このような門遺跡の立地と「志津見」の地名を重視するならば、門遺跡の掘建柱建物跡群は、あるいは志都見径に設置された権割と関係するものであるかもしれない。しかし、権割と結びつける遺構・遺物などの積極的な根拠は、今のところ存在していない。まして、権割は「政ある時に当たりて権に置」かれた仮設のものであるため、その遺構を検出することは困難な作業であると言わざるを得ないであろう。

その点で、門遺跡の上流約3km、順原町大字八神森に位置する森遺跡も注意される。

森遺跡は、1991年に鳥根県教育委員会により調査された。縄文時代から中世に至る複合遺跡であり、発見された遺構は竪穴住居跡21棟、掘建柱建物跡5棟、土坑墓13、土坑36などである。古墳時代末から奈良時代の竪穴住居跡は良好な状態で発見され、奈良時代のものは7棟に及ぶ。また、掘建柱建物跡は2x2間、2x3間の総柱の倉庫と考えられる小規模なものとともに、4x4間、2間以上×4間の規模が大きく柱穴も深いものが検出されている。<sup>342</sup>

この掘建柱建物跡に注目すれば、森遺跡も仮設の刻、すなわち、ある時期の「志都美割」である可能性も考えられるのである。

いずれにしろ、今までの発掘調査の成果からは、門遺跡、さらには森遺跡を「志都美割」に関係する遺跡と確定することは出来ない。しかし、これまでみてきたような飯石郡内の徑と遺跡の立地、山間部における規模の大きな掘建柱建物跡の検出などから考えると、その可能性を捨て去ることもできないであろう。周辺地域のさらなる調査をはじめ、出雲国の常割や三間をふくめた他国関など関連遺跡の調査成果を待って、門遺跡の性格を改めて慎重に検討していく必要があろう。

## おわりに

本稿では、「出雲国風土記」にみえる「割」の性格と特徴を検討するとともに、それをふまえて門遺跡の性格を考えてみた。

門遺跡は、「風土記」にみえる「志都美刻」に関する遺跡である可能性はあるが、現状ではそれを確定する根拠は薄弱である。門遺跡の性格を明らかにしていくには、志津見ダム建設予定地内の隣接地域における今後の発掘調査の成果が期待される。さらに、飯石郡内の波多怪・須佐怪・志都美径のルートを詳細に検討することも課題として残されている。また、「風土記」にみえる他の割遺跡の検出も強く期待されるところである。常割など他の割が検出されることにより、改めて「志都美刻」の実態、門遺跡の性格などを深く掘り下げて考えることが可能となろう。

### 註

- (1) 代表的なものとしては、村尾次郎「出雲国風土記の勘造と節度使」(『律令財政史の研究 増訂版』第四章第三項、1964年、吉川弘文館、初出は1953年)。
- (2) 坂本太郎「出雲国風土記についての一、二の問題」(坂本太郎著作集第四巻『風土記と万葉集』所収、1988年、吉川弘文館、初出は1969年)。近年の研究としては、有富雪子「『出雲国風土記』に関する一考察—その基本的性格の検討—」(『出雲古代史研究』第2号、1992年) 参照。
- (3) 関についての研究は、喜田新六「上代の関の研究」(歴史地理第五7巻5号、1931年)、館野和己「律令制下の交通と人民支配」(『日本史研究』211号、1980年、A論文)、同「日本古代の交通政策—本貫地主義をめぐってー」(岸後男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中、1984年、培書房、B論文)、柴田博子「鈴鹿関と不破關—壬申の乱とのかかわりをめぐってー」(佐藤宗諒編『日本の古代国家と城』(新人物往来社、1994年)などを参照。なお、本稿における律令制下における関の性格に関する叙述は、前掲館野和己、柴田博子論文によるところが大きい。  
また、関と割の語をめぐっては、明法家により見解が分かれている (『令集解』職員令大國条)。義解説が「律に依り、関は檢判の處、割は監柵の所」(名例律共犯罪本罪別条の疏義に依る)、駁説が「割は柵なり」というように、割は軍事的性格が強いとする見解が示されている。一方、駁説が「関の左右の小関、亦割と云うべきなり」、跡説が「割は関の邊に在る垣なり」というように、割を関を補完する施設とする見解も示されている。しかし、実体的には関と割は混用されている (館野和己「律令制下の交通と人民支配」参照)。ここでは、関と割の両者は基本的に同じ施設を示すものと理解し、「出雲国風土記」にかかる場合には割の表記を使用する。
- (4) 館野和己前掲註(3)A論文。
- (5) 館野和己前掲註(3)A・B論文。
- (6) 館野和己前掲註(3)A・B論文、同「律令制下の渡河点交通」(『新しい歴史学のために』166号、1982年)。

- (7) 大町健「律令制の国郡制の特質とその成立」(『日本古代の国家と在地首長制』第一章、1986年、校倉書房)。
- (8) 『出雲国風土記』の引用、読み下しは、加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(今井書店、1991年)に依り、表記などを一部改めた。
- (9) 中村太一「『出雲国風土記』の方位・里程記載と古代道路—意字郡を中心として—」(『出雲古代史研究』第2号、1992年)。
- (10) 内田律雄「いわゆる「朝酌促戸渡」と熊野大神」(『出雲古代史研究』第3号、1993年)は、「出雲国風土記」の「通道」は古代国家が設定した公道であり、伝路と駅路を総称した表記であること、「風土記」では、卷末記載にみられるように伝路と駅路は分けられ、その機能も棲別されていたことを指摘されている。
- (11) 谷重豊季「『出雲国風土記』の道路—おもに駅路以外の道路の概観—」(『出雲古代史研究』第3号、1993年)。
- (12) 館野和己前掲註(3)B論文。
- (13) 上田正昭「祭官の成立」(『日本古代国家論究』所収、1968年、塙書店、初出は1964年)など参照。
- (14) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(前掲註(8))など。
- (15) 千家和比古「古代出雲大社の心象風景——幸の祝福もたらす神事の異界——」(大林組『古代出雲大社の復元——失われたかたちを求めて—』所収、1989年学生社)も同様の指摘をされている。
- (16) 内田律雄「『出雲国風土記』『志都美刻』推定地の調査」(『古代交通研究』第4号、1995年)参照。
- (17) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(前掲註(8))など。
- (18) 手間割を挟んだ地域の山陰道のルートに関しては、中村太一註(9)  
論文参照。
- (19) 烏根県内務部発行、1925年。
- (20) 永田公夫・内田律雄「『出雲国風土記』戸江刻の推定地」(『出雲古代史研究』第4号、1994年)。
- (21) 内田律雄註(16)論文。
- (22) 館野和己前掲註(3)A・B論文。
- (23) これらの比定地については、加藤義成『修訂出雲国風土記参究』前掲註(8)、谷重豊季註(11)論文  
参照。
- (24) 館野和己前掲註(2)B論文。
- (25) 坂本太郎前掲註(2)論文など参照。
- (26) 鞍馬県教育委員会・不破関跡調査委員会「美濃不破關」、1978年。不破關跡の発掘調査の成果は  
本書に依る。
- (27) 八賀晋「鈴鹿関と東海道」(『古代交通研究』第3号、1994年)など。
- (28) 門遺跡の発掘調査の概要に関しては、内田律雄註(16)論文、本報告書参照。
- (29) 内田律雄・宮本正保「奥出雲の製鉄遺跡—志津見ダム建設予定地内遺跡の調査—」(『鳥根県埋蔵

文化財調査センターニュース』6号、1993年)。

- (30) 内田律雄註(16)論文。
- (31) 内田律雄註(16)論文。
- (32) 谷重豊季註(11)論文。
- (33) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(前掲註(8))。
- (34) 谷重豊季註(11)論文は、この道を飯石郡家から與曾紀村を経て神門郡へ至る道として検出されるとともに、国境に至る須佐径の一部である可能性も示唆されている。
- (35) 島根県教育委員会『志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書2 森遺跡・板屋Ⅰ遺跡・森脇山城遺跡・阿丹谷社堂跡』(1994年)。明剣神社は『雲陽誌』には剣明神とみえる。また、社伝によると、洪水によって神体が明神森に流れ着き、土民がこれを勧請して產土神とし、弘治元年(1555)に現在地に奉祭したものという(『島根県の地名』、1995年、平凡社)。
- (36) 森遺跡に関しては註(35)報告書を参照。

(追記)

本稿は、拙稿「『出雲国風土記』の「剣」と「戊」」(山本清編『風土記の考古学3出雲国風土記の卷』所収)をもとに改稿したものである。前稿と重複する部分が多くある点はご寛恕いただきたい。

なお、「剣」比定地の調査に際しては、内田律雄、松本岩雄、平石 充、閑 和彦氏の多大な協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。

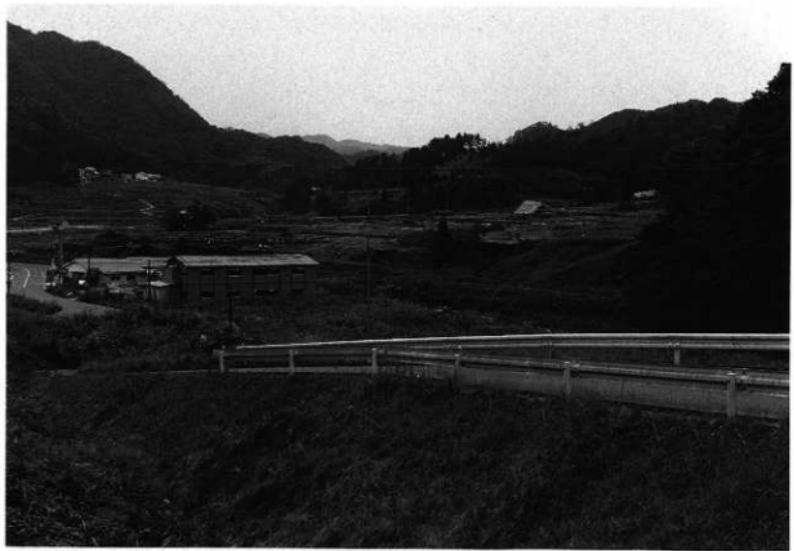
(島根県古代文化センター 平野卓治)

# 写 真 図 版

## 凡 例 —————

12—14は第12図の14をあらわす。



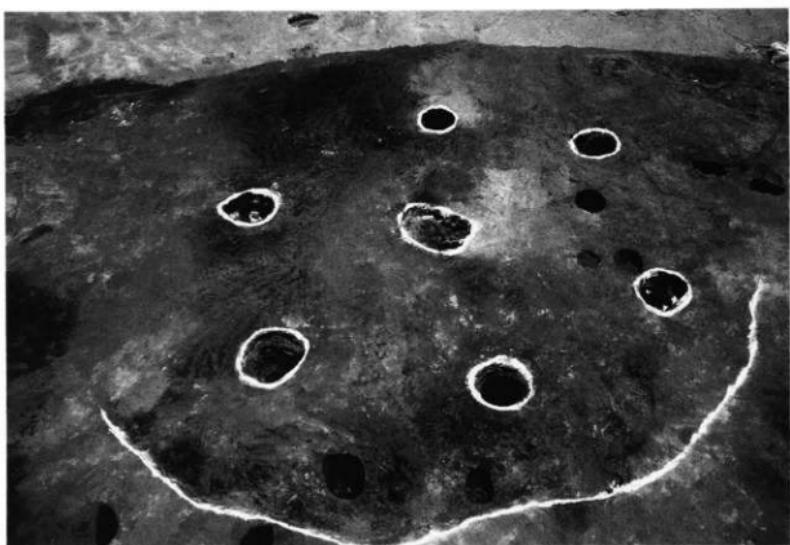


門遺跡遠影（北側より）



東側住居跡群

図版  
2



SI 01



SI 02